

令和7年度

# 包括外部監査の結果報告書

スポーツ振興に係る財務事務の執行について

令和8年3月

仙台市包括外部監査人  
公認会計士 菊池寛康

# 目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	1
5	外部監査の方法	2
	(1) 監査着眼点	2
	(2) 実施した主な監査手続	2
6	外部監査の実施期間	2
7	包括外部監査人補助者の資格及び氏名	2
8	利害関係	2
第2	監査対象の概要	3
1	組織	3
2	歳出決算額の推移	4
第3	外部監査の結果及び意見	5
I	個別検出事項	5
1	事業評価	10
	(1) 事業規模と成果指標の不整合	10
	(2) 重点施策と成果指標の不整合	11
	(3) 個別事業費の情報開示不足	14
	(4) 事業の有効性に係る内部統制評価	15
2	施設管理運営	18
	(1) 指定管理者の公募審査の公平性	18
	(2) 指定管理者の1者応募	20
	(3) 中間介在者に対する使用許可	22
	(4) 受益者負担水準・稼働率の改善余地	24
3	契約	26
	(1) 委託内容と業務従事実態の不整合	28
	(2) 1者入札	29
	(3) 予定価格の事前公表	33
	(4) 工事着手後の大幅な設計変更	36
	(5) 対価性のない契約条件	39
	(6) 負担付寄附の有効性評価	40
	(7) 指定管理者利益水準の妥当性	41
	(8) 事業計画の蓋然性評価	43

4	ストック適正化	44
	(1) 財政負担推計と個別施設計画の乖離	45
	(2) 施設コストの過小見積	47
	(3) 見える化資料の記載不備	49
	(4) 公会計情報の活用不足	53
	(5) 固定資産台帳の不備	55
	(6) 取組成果の開示不足	58
5	補助金	60
	(1) 収益事業に対する補助	61
	(2) 団体運営費に対する補助	63
	(3) 不明確な補助対象経費の範囲	64
	(4) 契約関係が不明確な負担金支出	66
	(5) 不十分な使途確認検査	68
6	外郭団体	70
	(1) 代替評価の記載不備	72
	(2) 公益目的事業の該当性根拠の開示不足	75
	(3) 職員派遣の必要性	78
	(4) 派遣職員の人件費負担	79
	(5) 不合理な使用料減免	80
	(6) 不明確な契約関係	81
	(7) 指名競争入札の対象範囲	84
	(8) 財務諸表と会計帳簿の不整合	85
	(9) 区分経理の記載誤り	87
	(10) 補助対象人件費の管理不備	89
	(11) 預り金の計上もれ	90
	(12) 関連当事者取引の開示もれ	92
	(13) 市の財政的関与の開示不足	93
7	庁内団体等	95
	(1) 不十分な内部統制のリスク評価	95
	(2) 契約先の固定化	97
	(3) 消費税の申告誤り	99
	(4) 不十分な税務判断根拠	100
	(5) 予算消化支出	101
	(6) 不十分な監査機能	103
II	公共施設のあり方と市民への説明責任	104
	1 施設マネジメントプランの改訂	104
	2 市が取り組むべき課題	106
	(1) 財政負担推計の精査	106
	(2) 大規模事業評価の制度化	107
	(3) 外郭団体のあり方の見直し	107

添付資料 1. スポーツ施設の一覧 .....	109
添付資料 2. チャレンジプロジェクトの自己評価 .....	113
添付資料 3. スポーツ推進計画の成果指標等 .....	115
添付資料 4. 見える化資料（仙台スタジアム） .....	116
添付資料 5. 事業団の経営評価シート .....	117
添付資料 6. ハーフマラソン実行委員会の決算書 .....	119

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。  
また、金額の注記がないものについては、税込額を記載しています。

# 包括外部監査の結果報告書

## 「スポーツ振興に係る財務事務の執行について」

包括外部監査人 公認会計士 菊池寛康

### 第1 外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件

スポーツ振興に係る財務事務の執行について

監査対象局等は以下のとおりである。

財政局

文化観光局

建設局

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）

#### 3 特定の事件を選定した理由

仙台市（以下「市」という。）では「人とまちが元気に輝き続ける『Sports City SENDAI』の実現に向けて、スポーツ施策について総合的な推進を図るための基本的な計画である「仙台市スポーツ推進計画 2022-2031」（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定している。スポーツ推進計画では3つの基本方針「アクティブライフスタイルの推進」「地域コミュニティ活性化につながるスポーツ機会の充実」「スポーツを核としたにぎわいの創出」を掲げ、それぞれの取組施策が推進されている。

一方、「仙台市公共施設総合マネジメントプラン（令和6年10月 仙台市）」（以下「施設マネジメントプラン」という。）に掲げる公共施設の総量管理やスポーツ振興を取り巻く環境変化を踏まえ、現在の市営スポーツ施設等に関する今後のあり方について検討することが有益であると考えられる。

よって、スポーツ振興に係る財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

#### 4 外部監査の対象期間

令和6年度とするが、必要に応じて過年度及び令和7年度の一部についても監査対象に含めている。

## 5 外部監査の方法

### (1) 監査着眼点

- ① 事業評価は適切か
- ② 施設管理運営は適切か
- ③ 委託等の契約は適切か
- ④ スポーツ施設のストック適正化が図られているか
- ⑤ 補助金等の事務手続は適切か
- ⑥ 外郭団体の管理は適切か
- ⑦ 庁内または外郭団体に事務局を有する団体（以下「庁内団体等」という。）の管理は適切か

### (2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査<sup>1</sup>により行った。

- ① 予備調査
  - 監査対象業務の関連資料を入手し、分析・質問することにより、当該業務の現状と課題を把握した。
- ② 本監査
  - 予備調査の結果に基づき、「(1) 監査着眼点」について経済性、効率性及び有効性（3E）並びに合規性の観点から検討を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問を行った。
  - 仙台市アリーナを視察するとともに、指定管理者に対する質問を行った。

## 6 外部監査の実施期間

令和7年7月18日から令和8年3月12日まで

## 7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	井口立和
公認会計士	大野晃

## 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

---

<sup>1</sup> 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

## 第2 監査対象の概要

### 1 組織

監査対象とした文化観光局文化スポーツ部スポーツ振興課の分掌事務等は以下のとおりである。

分掌事務	担当係	事務事業	現員(名)
(1) スポーツに係る施策の総合的な企画及び調整に関すること (2) スポーツの普及、振興及び指導に関すること (3) スポーツ推進委員に関すること (4) 地域スポーツ活動の推進に関すること (5) 国際的又は全国的規模等で行われるスポーツイベントの招致、企画及び開催に関すること (6) 事業団に関すること (7) 仙台市スポーツ推進審議会に関すること (8) スポーツ施設に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (9) 部内事務の連絡調整に関すること	企画係	スポーツ推進計画 スポーツ団体の育成指導 スポーツ推進委員 地域スポーツ活動の推進 仙台市スポーツ振興事業団	17
	施設係	スポーツ施設の整備・維持修繕・管理 スポーツ施設運営管理(26施設)	
	事業係	国際的又は全国的規模等で行われるスポーツイベントの招致、企画、開催 プロスポーツの振興支援 スポーツコミッションせんだい	

出所：スポーツ振興課提出資料より監査人作成

(注) 現員は令和7年4月1日現在を表す。

スポーツ振興課では仙台市スポーツ施設条例によるスポーツ施設26施設を所管しているが、地方公共団体のスポーツ施設の特徴の1つとして、所管が複雑であるとの説明がなされている。

<p>1. はじめに</p> <p>1.3. スポーツ施設のストック適正化に関する基本的な考え方</p> <p>⑦ 所管が複雑である</p> <p>1.1.1において述べたとおり、地方公共団体が所管する主なスポーツ施設には、社会体育施設、社会教育施設に付随するスポーツ施設、都市公園内の運動施設があり、さらに、学校、港湾、農業、福利厚生等の関係部局の所管施設も想定される。なお、都市公園内に社会体育施設が立地している場合もある。</p> <p>また、スポーツ施設以外にも公民館や集会所等がスポーツの場として利用されている。身近にスポーツに親しむことのできる環境の整備を検討するにあたっては、こういった所管や目的を越えて連携を図り、検討する必要がある。ウォーキングやランニング、サイクリング等のスポーツ施設以外の場で実施されるスポーツに取り組みやすい環境の整備についても検討が進められることが望ましい。</p> <p>既に長寿命化計画等の検討が進められている施設については、当該計画との整合を図らなければならないことに留意する必要がある。</p>
--

出所：スポーツ施設のストック適正化ガイドライン(平成30年3月(平成31年4月一部改訂)スポーツ庁)

今回の監査では、「仙台市公共施設の「見える化」－公共施設のいま－(以下「見える化資料」という。)において「スポーツ施設」に区分されている施設のうち、スポーツ振興課及び建設局百年の杜推進部公園管理課の所管施設を監査対象とした。市のスポーツ施設の一覧については「添付資料1. スポーツ施設の一覧」を参照されたい。

## 2 歳出決算額の推移

今回の監査対象であるスポーツ振興課に係る歳出決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	監査対象
報酬	19,195	17,748	18,233	
報償費	1,822	2,827	2,651	
旅費	249	555	458	
需用費	14,779	18,917	21,499	
役務費	331	736	129	
委託料	1,893,341	1,979,743	1,838,188	○
使用料及び賃借料	2,477	3,073	2,488	
工事請負費	949,873	1,905,896	816,520	○
原材料費	446	448	448	
備品購入費	43,945	44,704	48,796	
負担金、補助及び交付	352,755	362,217	358,286	○
計	3,279,216	4,337,869	3,107,700	

出所：スポーツ振興課提出資料より監査人作成

### 第3 外部監査の結果及び意見

#### I 個別検出事項

今回の監査の過程で発見された検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によっている。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘 (15件)	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが、①行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである ②法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である ③社会通念上、適切でないもの）
意見 (31件)	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

なお、個別検出事項を監査着眼点に基づく監査上の論点ごとに整理して記載したのは、今回の監査対象の範囲外においても市が財務事務の点検を行う場合の参考になると判断したことによる。

#### <指摘及び意見の要約一覧表>

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
1 事業評価			
(1) 事業規模と成果指標の不整合	意見	スポーツ推進計画において事業規模と成果指標に不整合が生じており、実効的な有効性評価が可能といえるか疑問である。	事業費（インプット）と事業成果（アウトカム）を明確にできるよう、規模の大きい事業に関連する成果指標・目標値を設定する。
(2) 重点施策と成果指標の不整合	意見	スポーツ推進計画における重点施策との関連性に乏しい成果指標が検出された。重点施策と成果指標に不整合が生じたまま、重点施策の推進の個別の成果を検証可能といえるか疑問である。	重点施策の推進による個別の成果を明確にできるよう重点施策に関連する成果指標・目標値を定める。
(3) 個別事業費の情報開示不足	意見	スポーツ推進計画に関連する個別事業費の情報開示が十分といえるか疑問である。	事業費の規模が大きい事業については、個別事業の有効性評価に資する情報として、個別事業の事業費（インプット）や事業成果（アウトカム）を明確にする。
(4) 事業の有効性に係る内部統制評価	意見	事業の有効性に係る内部統制評価が十分といえるか疑問である。	市が掲げる今後の財政運営の方向性に着目し、事業の有効性に係る内部統制評価を実施する。
2 施設管理運営			
(1) 指定管理者の公募審査の公平性	意見	補助金を財源とした事業が含まれている可能性や利益相反の外観を有する点を考慮すると、指定管理者の公募審査の公平性が確保されているか疑問である。	指定管理者の公募審査と競合する補助金を支出しないよう、事業団におけるスポーツ振興事業別の人件費管理記録をもとに補助対象経費の適切性を確認する。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
(2) 指定管理者の1者応募	意見	利益相反の外観を有することや同等の競争条件にない状況により、民間事業者応募を阻害していることが1者応募の要因とも考えられるため、指定管理者公募の競争条件の公平性が確保されているか疑問である。	民間事業者応募を阻害していると考えられる要因を解消する。
(3) 中間介在者に対する使用許可	指摘	福祉団体に対する目的外使用許可であっても、福祉団体が中間介在者に過ぎない使用許可まで合理的とは認められず、平成22年度包括外部監査における指摘事項に係る措置が行われていないのは不適切である。	「自動販売機の目的外許可から行政財産の貸付けへの一部移行について(通知)」(平成21年2月4日 財産管理課長)の見直しを検討する。
(4) 受益者負担水準・稼働率の改善余地	意見	同種または類似のサービスが民間でも提供されている便益提供施設である、というスポーツ施設の性質を考慮すると、使用料充足率や稼働率の改善余地があると考えられる。	使用料充足率や稼働率の改善取組のPDCA管理を実施する。
3 契約			
(1) 委託内容と業務従事実態の不整合	指摘	市が事業団に委託している仙台市スポーツ施設等運営総括業務について、精算対象に含めた市派遣職員人件費9,600千円は委託料の精算として不適切である。	実費精算方式の委託契約において、委託業務の範囲と精算対象人件費に係る業務従事内容の整合性を点検のうえ、委託料を精算する。
(2) 1者入札	意見	工事請負契約に係る制限付き一般競争入札において、地域要件の緩和が適切に運用されているといえるか疑問である。	1者入札や入札不調・不落の増加は十分な入札参加者数を確保できない兆候を示す点に留意し、地域要件の緩和を検討する。
(3) 予定価格の事前公表	意見	工事請負契約に係る制限付き一般競争入札における入札価格の高止まりの傾向に、予定価格の事前公表による弊害が生じていないか懸念される。	現在公表されている入札経過表のみでは予定価格の事前公表による弊害が生じていないことの確認が困難であるため、予定価格の事前公表による弊害に関する仙台市入札等監視委員会の審議結果を公表する。
(4) 工事着手後の大幅な設計変更	意見	工事着手後の大幅な設計変更について、やむを得ない事情によるものといえるか疑問である工事請負契約が検出された。	設計変更の妥当性の審議充実化の観点から、設計審査会の対象工事の範囲拡大を検討する。
(5) 対価性のない契約条件	意見	仙台スタジアムのネーミングライツ契約において、(株)ベガルタ仙台に施設命名権等を折半する対価性まで認められるか疑問である。	仙台スタジアムの行政コスト削減に係る(株)ベガルタ仙台の貢献度を精査する。同社の貢献度を客観的に評価できない場合、他の施設のネーミングライツ協定と同様、市と施設命名権者の間での契約関係とする。
(6) 負担付き寄附の有効性評価	意見	ゼビオ社による負担付寄附に関する有効性評価の検討が十分といえるか疑問である。	大規模プロジェクトの計画段階において、費用便益分析を含めて、事業の有効性評価の精度を高める。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
(7) 指定管理者利益水準の妥当性	意見	ゼビオ社による負担付寄附に関連して、指定管理者の収支計画や利益水準の妥当性について十分な検討がなされていたといえるか疑問である。	大規模プロジェクトの計画段階において、収支計画を含む事業計画の事前精査の精度を高める。
(8) 事業計画の蓋然性評価	意見	ゼビオ社による負担付寄附に関連して、指定管理者の事業計画上のアイス稼働日数と実績見込の乖離が大きいため、事業計画の蓋然性評価が不十分だった印象は否めない。	大規模プロジェクトの計画段階において、事業計画の事前精査の精度を高める。
4 スtock適正化			
(1) 財政負担推計と個別施設計画の乖離	意見	施設マネジメントプランにおける長寿命化取組み後の財政負担推計と個別施設計画の積み上げに 2.4 倍もの乖離が生じており、財政負担推計に合理性が認められるか疑問である。	長寿命化取組み後の施設コストについて個別施設計画等との比較を行い、施設マネジメントプランの適時改訂を要するほどの重要な乖離が生じていないか精査する。
(2) 施設コストの過小見積	意見	個別施設計画に基づく大規模改修工事費が計画比で約 1.8 倍の事案が生じているため、施設コストの過小見積が懸念される。	個別施設計画に基づく大規模改修工事費に係る計画・実績の比較分析、検討を含めて、施設コストの確認・検証を実施する。
(3) 見える化資料の記載不備	指摘	スポーツ施設に係る見える化資料（令和 5 年度）について、大規模改修年度等の記載不備が検出された。	見える化資料の作成趣旨を踏まえ、記載情報の正確性に関する再点検を実施する。
(4) 公会計情報の活用不足	意見	市の公共施設マネジメントにおいて公会計情報の活用が不足していると考えられる。	市の公共施設マネジメントにおける各局面（施設データ収集、優先順位付け、事業評価）において、施設整備費（減価償却費）を含む施設別の行政コスト情報を活用し、重要業績評価指標（KPI）等に反映させる。
(5) 固定資産台帳の不備	指摘	固定資産台帳（令和 5 年度）について、除却処理もれ等の不備が検出された。	固定資産台帳の記録の正確性を確保するため、固定資産の実在性や記載単位の適切性の点検の精度を高める。
(6) 取組成果の開示不足	意見	施設マネジメントプランの取組方策「総合的な管理・保全の強化」に係る成果の公表内容が不十分である。	施設マネジメントプランの進捗管理として、施設コストの確認・検証等を毎年度の成果として公表する。
5 補助金			
(1) 収益事業に対する補助	指摘	事業団の収益事業等会計に区分経理された受取補助金相当に公益上の必要性は認められない。	補助金検査時において、補助対象経費と事業団の経理区分の整合性を確認する。
(2) 団体運営費に対する補助	指摘	事業団の運営費に対する補助は、外郭団体に対する運営費補助の留意事項を定めた仙台市外郭団体の指導、調整等に関する指針第 7 (2) の趣旨に反したものと認められるため、補助金の交付として不適切である。	補助金検査時において、補助対象経費と事業団の経理区分の整合性を確認する。
(3) 不明確な補助対象経費の範囲	指摘	補助対象経費の範囲が不明確な実績報告をもとに事業団に対する補助金の額を確定しており、補助金の交付手続として不適切である。	指定管理者公募と競合する補助金を支出しないよう、事業団におけるスポーツ振興事業別の人件費管理記録をもとに補助対象経費の適切性を確認する。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
(4) 契約関係が不明確な負担金支出	指摘	ハーフマラソン実行委員会に対する負担金支出に係る契約書締結がないことに伴う不備が生じている。	市とハーフマラソン実行委員会の間で契約書を締結し、事業リスクの負担関係（他の構成団体を含む）や負担金支出の根拠を明確にする。
(5) 不十分な使途確認検査	意見	関連団体助成金に関する実地検査を行うことなく、補助金の使途確認が十分といえるか疑問である。	補助金交付先の管理体制の脆弱性リスクに応じた補助金検査を実施する。
6 外郭団体			
(1) 代替評価の記載不備	意見	事業団の経営シートにおいて、事業団の代替性の評価に係る記載に不備があると認められる。	経営評価シートの「主要事業一覧及び概要」に記載されている事業費のうち、事業費規模の大きい事業に関する代替評価を記載し、外郭団体経営評価の実効性を確保する。
(2) 公益目的事業の該当性根拠の開示不足	意見	事業団の経営評価シートにおいて、スポーツ施設等の管理・運営に係る公益目的事業の該当性根拠に関する情報開示が不十分と考えられる。	事業団の公益認定判定に重要な影響を及ぼす事業であることを踏まえ、スポーツ施設等の管理・運営に係る公益目的事業の該当性根拠について経営評価シートに明示する。
(3) 職員派遣の必要性	意見	事業団への市職員派遣が市の基本方針である必要最小限のものとは言い難い。	派遣先の事業内容・人員体制や派遣職員の従事業務を踏まえ、必要最小限の職員派遣と判断した根拠を職員派遣に関する協定の原議書に明記する。
(4) 派遣職員の人件費負担	意見	事業団への派遣職員人件費を市が負担する合理的根拠は希薄である。	派遣先の事業内容や派遣職員の従事業務を踏まえた派遣法第6条第2項の該当性判断の根拠を職員派遣に関する協定の原議書に明記する。
(5) 不合理な使用料減免	意見	事業団事務室に係る使用料を全部免除する合理的根拠は希薄である。	外郭団体の事業実態を踏まえ「当該団体の収益事業の状況等に鑑み、減免する必要がないと認められる場合」の該当性判断の根拠を原議書に明記する。
(6) 不明確な契約関係	指摘	事業団が実施している事務局運営業務等に関連する契約事務の不備が検出された。	事業団と事務局運営業務を実施している団体の間で業務委託契約を締結し、事務局運営業務に関連する管理責任の範囲を明確にする。 また、事業団とハーフマラソン実行委員会の間で契約書を締結し、事業リスクの負担関係（他の構成団体を含む）や負担金支出の根拠を明確にする。
(7) 指名競争入札の対象範囲	意見	入札結果における落札率の高止まりや同一業者の継続落札の傾向を考慮すると、指名競争入札による弊害が生じていないか懸念される。	市に準じた契約方法のルールへの見直しを含めて、指名競争入札の対象範囲を制限する。
(8) 財務諸表と会計帳簿の不整合	指摘	事業団の財務諸表と会計帳簿の差異内容について会計処理誤りによる差異が検出された。事業団の財務諸表が正規の簿記の原則に従って適正に作成されたものか確認できない。	会計帳簿に基づき財務諸表を作成する。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
(9) 区分経理の記載誤り	指摘	受託料収益及び指定管理料収益の一部を法人会計に収益計上するのは区分経理として不適切である。	事業団は公益目的事業しか行わない法人ではない点に留意し、受託料収益及び指定管理料収益に係る区分経理別配賦対象から法人会計を除外する。
(10) 補助対象人件費の管理不備	指摘	外郭団体自己評価シートと事業団の業務管理の実態に齟齬が生じており、外郭団体経営評価が適切に行われていない。	公益目的事業別の補助対象人件費を算定し、事業団の組織別人員配置と公益目的事業費の整合性を確認する。
(11) 預り金の計上もれ	指摘	事業団の財務諸表上、預り金の計上がもれている保管金が検出された。	事業団の会計規程において、預り金の取扱いを明確にする。
(12) 関連当事者取引の開示もれ	指摘	事業団の財務諸表上、関連当事者取引の注記開示がもれている取引内容が検出された。	財務諸表に対する注記に係る様式（「公益法人会計基準」の運用指針13(4)14）を参考に関連当事者との取引の内容を開示する。
(13) 市の財政的関与の開示不足	意見	派遣職員の人件費負担や使用料減免は市から事業団に対する経済的利益の供与であり、補助金と同様の経済的効果を有するため、市の財政的関与の開示対象としていない取扱いが合理的といえるか疑問である。	経営評価シートにおいて、市から外郭団体に対する経済的利益の供与に係る取引内容も開示対象に含める。
7 庁内団体等			
(1) 不十分な内部統制のリスク評価	意見	現行の庁内団体等の資金管理が内部統制上のリスクの評価と対応として十分といえるか疑問である。	庁内団体等の資金管理に関する全庁的な管理ルールを定め、モニタリングを実施する。
(2) 契約先の固定化	意見	ハーフマラソン実行委員会において、契約先が固定化している支出の中に、契約手続に懸念ある事案が検出された。	契約先が固定化している取引について、契約の競争性・公平性・透明性が確保されているか点検する。
(3) 消費税の申告誤り	指摘	ハーフマラソン実行委員会において、消費税の申告誤りが生じている。	HMCC 協賛金 3,481 千円の課税売上集計もれに係る消費税の修正申告を行う。
(4) 不十分な税務判断根拠	意見	ハーフマラソン実行委員会において、マラソン大会参加料に係る消費税の課税区分判断の根拠が十分といえるか疑問である。	事前照会による文書回答手続を利用し、マラソン大会参加料に係る消費税不課税の判断根拠を明確にする。
(5) 予算消化支出	意見	ハーフマラソン実行委員会において、予算消化支出の印象は否めない支出が検出された。	翌年度以降に使用する支出項目について過度な前倒し執行を避ける。
(6) 不十分な監査機能	意見	ハーフマラソン実行委員会における監査機能が十分といえるか疑問である。	庁内団体等の事業規模に応じて、庁内団体等における監事機能の実効性を確保する。

## 1 事業評価

市における事業評価に関連する制度の概要は以下のとおりである。

区分	概要	スポーツ振興に関連する内容(令和6年度)
施策評価	仙台市実施計画に掲げるチャレンジプロジェクトの自己評価	「添付資料2. チャレンジプロジェクトの自己評価」
公共事業評価	公共事業再評価	該当なし
大規模事業評価	該当なし	同左

また、市が策定しているスポーツ推進計画では計画の推進のため、成果指標・目標値の設定、計画の進行管理及び仙台市スポーツ推進審議会への進捗報告を実施することとされている。スポーツ推進計画の成果指標等については「添付資料3. スポーツ推進計画の成果指標等」を参照されたい。

### (1) 事業規模と成果指標の不整合

スポーツ推進計画における計画全体の成果指標・目標値として、「週1回以上スポーツを行う15歳以上の市民の割合 現状値(R2) 39.3% 目標値(R8) 70%」が掲げられている。市の説明によると、スポーツ実施率の現状値39.3%(令和2年度)の調査が行われた市民意識調査において、別の質問項目で調査したスポーツ種別に関する調査結果は以下のとおりである。

	昨年1年間に行った運動やスポーツ		今後始めてみたい運動やスポーツ	
1位	ウォーキング(散歩等を含む)	58.8%	ウォーキング(散歩等を含む)	18.7%
2位	体操・ストレッチ	37.1%	ジムトレーニングを含めた屋内トレーニング	17.3%
3位	階段昇降	36.6%	体操・ストレッチ	14.7%
4位	ジムトレーニングを含めた屋内トレーニング	18.6%	水泳	14.0%
5位	ランニング・マラソン	17.1%	エアロビクス・ヨガ等	13.9%

出所：スポーツ振興課提出資料

(注) 令和2年度仙台市スポーツに関する意識調査(サンプル1,526件)による。

### 【現状の問題点(意見)】

令和6年度におけるスポーツ振興課の歳出決算額3,107百万円のうち、指定管理料1,665百万円が過半を占めており、施設の大規模改修工事等の関連費まで含めると、スポーツ施設に係る事業規模が大きいと考えられるため、スポーツ推進計画における成果指標との整合性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、スポーツ推進計画は、スポーツ基本法に基づき国のスポーツ基本計画を参酌して定めることとされており、それを前提に、重点施策等の推進による個別の成果に関する成果指標を設定しているため、事業費規模のみに着目して成果指標の設定は想定していない、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、事業規模と成果指標に不整合が生じており、実効的な有効性評価が可能といえるか疑問である。

- ▶ 成果指標「週 1 回以上スポーツを行う 15 歳以上の市民の割合」が示すスポーツには軽運動が含まれており、必ずしもスポーツ施設がなくても目標達成可能と考えられる。他の成果指標についても、多額の事業費を投じているスポーツ施設の維持管理費との関連性が乏しいこと
- ▶ 施設マネジメントプランにおいて、施設の有効性評価が実施されていないこと

### 【解決の方向性】

事業費（インプット）と事業成果（アウトカム）を明確にできるよう、規模の大きい事業に関連する成果指標・目標値を設定する。スポーツ施設維持に係る事業費が大きい点に着目し、スポーツ推進計画における基本施策「1-6 身近にスポーツができる場所・機会の充実」に関連する成果指標（例：市が設置するスポーツ施設における施設利用者数）を設定する。

また、施設機能の維持・向上については施設マネジメントプランにおける「施設の質・量の適正化」に係るモニタリングの一環で有効性評価を実施することも考えられる。

## (2)重点施策と成果指標の不整合

スポーツ推進計画における重点施策として 5 施策が掲げられている。

基本方針	基本施策	重点施策
1 アクティブライフスタイルの推進	1-1 スポーツに親しむ意欲の喚起	○
	1-2 子どものスポーツ推進	○
	1-3 高齢者や障害者がスポーツに参画しやすい環境づくりの推進	○
	1-4 女性のスポーツ参加促進	
	1-5 ビジネスパーソンへのスポーツ推進	
	1-6 身近にスポーツができる場所・機会の充実	
	1-7 スポーツに関わる人材の育成と活動の場の確保	
	1-8 トップアスリート等との連携・支援	
2 地域コミュニティ活性化につながるスポーツ機会の充実	2-1 地域スポーツ活動への興味・関心の喚起	
	2-2 地域スポーツ活動の機会創出	○
	2-3 地域スポーツ活動の担い手支援	
3 スポーツを核としたにぎわいの創出	3-1 本市スポーツイベント等への興味・関心の喚起	
	3-2 スポーツツーリズムの推進	○
	3-3 スポーツを魅せる環境づくり	
	3-4 新たなスポーツ産業等との連携	
	3-5 スポーツボランティアの育成・支援	

出所：スポーツ推進計画

重点施策	施策の目的等
1-1 スポーツに親しむ意欲の喚起	<p>スポーツは、「する」「みる」「ささえる」様々な形で誰もが気軽に楽しめるものです。生活の中で意識的に体を動かすことの大切さ、朝の体操やウォーキング、階段昇降等、日常生活のちょっとした活動もスポーツであること、楽しく適切にスポーツを継続することが生活の質の向上につながるということを積極的に発信していきます。</p> <p>さらに、アスリートの活躍を観戦し応援するといった「みる」「ささえる」ことで感動や勇気をもたらすなど、誰もが自分に合った形でスポーツに親しむことで、毎日の生活がより楽しく、豊かなものになるということを広く普及啓発し、市民のスポーツ参加への機運を醸成します。</p> <p>また、スポーツをしない人がスポーツをやってみたくなるようなきっかけづくりや、気軽にスポーツを体験できる機会の提供、スポーツへの興味・関心を高めるための情報発信を行います。</p>
1-2 子どものスポーツ推進	<p>生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎づくりとして、子どものスポーツ活動を推進します。幼児期・児童期における遊び・スポーツの重要性を保護者に対して啓発するとともに、親子で参加できるイベントの実施や子どもが楽しく遊びやスポーツを体験できる機会の充実など、スポーツを「好きになってもらうこと」「楽しかったと思ってもらうこと」を通してスポーツの習慣化へとつながるような取組みを進めます。</p> <p>また、学校体育と連携し、アスリート等の派遣や運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有できる授業づくりの実践等により、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育てるとともに、子どもの体力や運動能力の向上に取り組めます。</p>
1-3 高齢者や障害者がスポーツに参画しやすい環境づくりの推進	<p>高齢者が日常的にスポーツに親しめるよう、無理なく実施できるプログラムの提供や気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の機会の充実、「元気はつらつチャレンジカード」の利用推奨等、高齢者のスポーツ活動を支援していきます。</p> <p>また、障害者スポーツの体験会や講演会の開催等により、障害者スポーツの普及促進を図るとともに、スポーツをする機会の充実やスポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進等、障害者のスポーツ環境の充実を図ります。</p>
2-2 地域スポーツ活動の機会創出	<p>スポーツには人を惹きつける力、喜びや感動をとともに分かち合い人と人をつなげる力があります。プロ・トップスポーツチームや地域スポーツ団体等との連携・協働により、身近なところで気軽に参加でき、幅広い層が楽しめるスポーツやレクリエーション活動など、地域スポーツ活動の機会を創出し、参加を促していくことで、地域の一体感の醸成や地域コミュニティの活性化へとつなげていきます。</p>
3-2 スポーツツーリズムの推進	<p>スポーツコミッションせんだいによる大規模スポーツ大会やイベント誘致をはじめ、プロ・トップスポーツチームとの連携による誘客促進、本市独自の観光資源や自然環境を生かしたスポーツアクティビティ等のスポーツコンテンツの創出、若い世代を中心に人気の高まりを見せるアーバンスポーツの振興など、戦略的なスポーツツーリズムの推進により、地域外からの誘客促進や交流人口の拡大、地域内消費の増加等、スポーツで稼げるまちを目指します。</p>

出所：スポーツ推進計画

一方、市はスポーツ推進計画の重点施策と成果指標の対応関係を以下のように整理している。

成果指標	重点施策				
	1-1	1-2	1-3	2-2	3-2
1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している15歳以上の市民の割合	◎		○		
週3回以上運動やスポーツを行う仙台市立小学校の児童（5年生）の割合（学校の体育の授業を除く）	○	◎	○	○	
元気はつらつチャレンジカードの50回達成者数	○		◎		
障害者スポーツについて、「する」「みる」「ささえる」のいずれかの活動を行う15歳以上の市民の割合	○		◎	○	
市や地域のスポーツ団体などが主催するスポーツ行事等に参加する15歳以上の市民の割合	○		○	◎	
年1回以上市内の競技場等で直接スポーツ観戦する15歳以上の市民の割合	○		○	○	◎
スポーツボランティア活動を行う15歳以上の市民の割合	○		○		○

出所：スポーツ振興課提出資料より監査人作成

（注）○は関連性あり、◎は強い関連性あり、を表す。

### 【現状の問題点（意見）】

スポーツ推進計画において、重点施策等の推進による個別の成果についても成果指標・目標値を定めることとされているため、重点施策と成果指標の整合性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、スポーツ推進計画は仙台市スポーツ推進審議会での審議等を経て策定したものであり、重点施策と成果指標は整合している、とのことである。

しかし、重点施策「3-2 スポーツツーリズムの推進」の施策目標が地域外からの誘客促進や交流人口の拡大、地域内消費の増加でありながら、市が示す「年1回以上市内の競技場等で直接スポーツ観戦する15歳以上の市民の割合」や「スポーツボランティア活動を行う15歳以上の市民の割合」が関連する成果指標として適当とは考えられない。重点施策と成果指標に不整合が生じたまま、重点施策の推進の個別の成果を検証可能といえるか疑問である。

### 【解決の方向性】

重点施策の推進による個別の成果を明確にできるよう重点施策に関連する成果指標・目標値を定める。重点施策「3-2 スポーツツーリズムの推進」については、施策目標である地域外からの誘客促進や交流人口の拡大、地域内消費の増加に関連する成果指標（例：市内におけるスポーツツーリズム関連消費額）が考えられる。

### (3)個別事業費の情報開示不足

スポーツ推進計画では、計画に基づく取組みの実施状況について年度ごとに現状把握・評価を行うとともに、仙台市スポーツ推進審議会への進捗報告を行うこととされている。

令和6年度事業については令和7年6月2日開催の仙台市スポーツ推進審議会において実績報告がなされたが、実績報告の資料上、個別事業ごとの事業費は明示されていない。スポーツ推進計画の基本方針1「アクティブライフスタイルの推進」を例に、実績報告の内容を事業費と関連付けて示すと以下のとおりである。

実績報告の内容	実績報告の内容			事業費(百万円)
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(1)マイタウンスポーツデー 参加者数	7,705名	7,960名	11,515名	3
(2)発見！はじめてスポーツチャレンジフェスタ 子ども向けスポーツ教室、体験イベント	約950名	1,231名	1,485名	4
(3)「いいね！スポーツ」せんだいアクティブライフスタイル推進事業 親子で参加できるスポーツイベント参加者数(アプリを活用したウォーキングチャレンジ)	161名 (66名)	2,041名 (793名)	1,089名 (960名)	9
(4)仙台市民レクリエーションまつり 参加者数	250名	200名	約270名	-
(5)元気はつらつチャレンジカードの利用推奨 50回達成者数(延べ)	651名	1,372名	1,293名	-
(6)仙台スポーツトワイライト・パスの利用促進 利用者数(延べ)	57,412名	62,379名	64,627名	-
(7)スポーツ施設の計画的な改修・更新等の実施 大規模改修、バリアフリー化、照明のLED化	実施	実施	実施	808
(8)仙台市スポーツ賞の贈呈 受賞者数	77組	98組	84組	2

出所：「仙台市スポーツ推進計画2022-2031に基づく取り組みについて」（仙台市スポーツ推進審

議会（令和7年6月2日開催）会議資料）及びスポーツ振興課提出資料より監査人作成

（注）表中の「事業費」欄は令和6年度歳出決算額を表す

#### 【現状の問題点（意見）】

スポーツ推進計画の進行管理において事業費が明示されていないため、年度ごとの現状把握・評価を実施するうえでの情報開示の十分性が問題となる。

この点に関する市の説明は以下のとおりである。

- 年度ごとの実績報告はスポーツ推進計画に関連する主要事業の関連指標に係る年度推移を示しながら当年度の実施状況を報告している。
- 基本方針1「アクティブライフスタイルの推進」に係る事業費（令和6年度歳出決算額）のうち、最も金額が大きいのはスポーツ施設の大規模改修工事費（808百万円）である。

スポーツ施設に係る事業費としては、その他にスポーツ施設の指定管理料（1,665百万円）があるものの、スポーツ推進計画に記載する「スポーツ施設の計画的な改修・更新の実施」に関連する事業費に馴染まない。

しかし、以下の点を考慮すると、スポーツ推進計画に関連する個別事業費の情報開示が十分といえるか疑問である。

- ▶ 個別事業の有効性評価は市民の関心の高い領域と考えられるが、事業費の情報なく個別事業に係る費用対効果の検証が困難であること
- ▶ スポーツ振興課に係る歳出決算額の過半を占めるスポーツ施設の指定管理料について、スポーツ推進計画上の位置づけが不明確であること

#### 【解決の方向性】

事業費の規模が大きい事業については、個別事業の有効性評価に資する情報として、個別事業の事業費（インプット）や事業成果（アウトカム）を明確にする。市においてはチャレンジプロジェクト自己評価等においても事業費の開示がないため、スポーツ推進計画における年度ごとの現状把握・評価の中で関連事業費も含めて開示することが考えられる。

#### (4)事業の有効性に係る内部統制評価

市では令和2年度から内部統制評価（地方自治法第150条第1項）を実施している。令和6年度においては、内部統制体制の整備と把握した重大な不備を除いて、内部統制の整備・運用状況は有効である旨の内部統制評価報告がなされている。

##### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日策定）に基づき、市長の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っております。

##### 2 評価手続

令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、市長の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

##### 3 評価結果

###### (1) 整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

###### (2) 運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他市長の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

出所：令和6年度仙台市内部統制評価報告書

内部統制には4つの目的があるとされている。

## I 地方公共団体における内部統制の基本的枠組み

### 1 地方公共団体における内部統制

#### (1) 内部統制の4つの目的

##### ①業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行とは、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行することをいう。

地方公共団体においては、その事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努める（法第2条第14項及び第15項）という法の趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ることが重要である。

##### ②報告の信頼性の確保

(省略)

##### ③業務に関わる法令等の遵守

(省略)

##### ④資産の保全

(省略)

出所：地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（令和6年3月改定 総務省）

内部統制評価の基礎となる内部統制基本方針において、内部統制の目的について市は以下のよう示している。

### 1 内部統制の目的

#### (1) 事務の効率的かつ効果的な執行の確保

適切なリスク管理を通じた事故発生の未然防止により、事務事業の推進に注力できる環境を確保するとともに、事務処理手順の整備や業務改善の推進により、市民サービスの向上を追求しながら、効率的かつ効果的な事務執行を図ります。

#### (2) 法令・ルールを遵守した適正な事務執行

(中略)

#### (3) 情報の信頼性の確保

(中略)

#### (4) 資産の適切な保全

(中略)

出所：仙台市内部統制基本方針

一方、厳しい財政見通しを踏まえ、市では歳出面での対応を徹底する方向性が示されている。

## 「対応の方向性（今後の財政運営の方向性）」（8ページ）

### 歳出面での対応

- 仙台市役所経営プランに基づく事務事業の見直しや効率化、EBPMの観点も踏まえた予算の厳選重点化の徹底
- 公共施設総合マネジメントプランに基づく施設の長寿命化

- 大規模事業を含めた投資的経費における対応
  - ・ 計画段階からの実施内容の精査による全体事業費の圧縮
  - ・ 事業期間における、年度間の調整による財政負担の平準化
- 施設の複合化や規模の適正化などによるコスト削減
- DX・BPRの推進等による業務効率化の徹底
  - ・ AIやRPAの導入等ICTの活用、内部経費の適正化 など
- 民間活力導入の検討
  - ・ 民間手法活用による施設の整備・運営 など 等

出所：仙台市の財政見通しと対応の方向性について（令和7年9月 財政局）

### 【現状の問題点（意見）】

市は内部統制基本方針の中で、事務の効率的かつ効果的な執行の確保に関する方針を示しているが、市民の関心が高い領域として「有効性に乏しい予算執行が行われるリスク」が考えられるため、当該リスクに係るリスク評価や評価手続の妥当性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、市では全庁で適切な事務執行に向けたリスク管理を行っており、所属毎のリスクの洗い出しと対応策の整備、その継続的な点検・評価が、事務執行上の見直しや改善等につながり、ひいては効率的かつ効果的な事務執行に資するものと認識している、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、事業の有効性に係る内部統制評価が十分といえるか疑問である。

- 「仙台市役所経営プランに基づく事務事業の見直しや効率化、EBPMの観点も踏まえた予算の厳選重点化の徹底」等、市が掲げる財政運営の方向性を踏まえると、有効性に乏しい予算執行が行われるリスクに係る内部統制評価の優先度は高いと考えられること
- 大規模事業評価の庁内ルールが未整備である等、事業の有効性に係る内部統制の課題が認められること

### 【解決の方向性】

以下の内部統制に関する留意点を念頭に、市が掲げる今後の財政運営の方向性に着目し、事業の有効性に係る内部統制評価を実施する。

#### I 地方公共団体における内部統制の基本的枠組み

##### 2 内部統制に関する留意点・内部統制の限界

###### (1) 内部統制に関する留意点

(中略)

地方公共団体において求められる内部統制の水準は、社会における内部統制についての認識を基礎とするものの、現実には、地域の状況や課題等によって異なるものである。したがって、単に他の地方公共団体と同様の取組を行うのではなく、それぞれの地方公共団体において、直面するリスクや政策課題、過去の不祥事、資源、状況変化等を踏まえ、創意工夫により、適切に内部統制を整備及び運用し、必要に応じて見直しを図ることが求められる。

出所：地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（令和6年3月改定 総務省）

## 2 施設管理運営

市のスポーツ施設は原則として指定管理者制度を導入している。市のスポーツ施設に係る指定管理者の状況（令和6年度）は、以下のとおりである。

所管課	施設名	指定管理者	指定期間	指定管理料 (千円)
スポーツ振興課	今泉運動場 若林日辺グラウンド	陽光セントラル共同企業体	R3. 4. 1～R8. 3. 31 (5年間)	65,911
	根白石温水プール	ウェルネス・同和共同企業体	R3. 4. 1～R8. 3. 31 (5年間)	57,638
	宮城広瀬総合運動場	TM共同事業体	R2. 4. 1～R7. 3. 31 (5年間)	91,238
	中田温水プール 鉤取球場	トマン・アシックス・イソグループ	R4. 4. 1～R9. 3. 31 (5年間)	48,136
	秋保体育館 長袋グラウンド 馬場グラウンド	事業団	R4. 4. 1～R9. 3. 31 (5年間)	28,648
	葛岡温水プール 鶴ヶ谷温水プール 水の森温水プール	TM共同事業体	R2. 4. 1～R7. 3. 31 (5年間)	176,950
	屋内グラウンド	事業団	R2. 4. 1～R7. 3. 31 (5年間)	109,857
	出花体育館 高砂庭球場	事業団	R2. 4. 1～R7. 3. 31 (5年間)	25,821
	仙台市陸上競技場	事業団	R4. 4. 1～R9. 3. 31 (5年間)	52,516
	若林体育館	事業団	R5. 4. 1～R10. 3. 31 (5年間)	55,591
	青葉体育館 仙台市武道館 川内庭球場	事業団	R3. 4. 1～R8. 3. 31 (5年間)	181,304
	仙台市体育館	事業団	R3. 4. 1～R8. 3. 31 (5年間)	265,203
	泉総合運動場 泉海洋センター 北中山コミュニティグラウンド	事業団	R3. 4. 1～R8. 3. 31 (5年間)	216,148
	新田東総合運動場	事業団	R3. 4. 1～R8. 3. 31 (5年間)	290,668
				計
公園管理課	仙台スタジアム 七北田体育館	仙台市公園緑地協会・日本体育施設グループ	R2. 4. 1～R7. 3. 31 (5年間)	165,585

出所：各所管課提出資料より監査人作成

(注) 茂庭庭球場については管理業務委託契約による

### (1) 指定管理者の公募審査の公平性

市のスポーツ施設は指定管理者制度が導入されており、指定管理者の公募が行われているが、複数応募のあった指定管理者の選定結果は以下のとおりである。

公募時期	施設名	応募団体	選定事業者	選定理由
令和 2 年 度	新田東総 合運動場	事業団 (株)東京アスレ ティッククラブ	事業団	事業団は、本施設の管理運営の理念を十分に理解した提案を行っており、ほとんどの項目について優れた提案であると評価を受けました。 また、地域のスポーツ団体及び近隣の学校施設等との地域連携に関する提案や、これまでの施設運営の実績なども高く評価されました。
令和 4 年 度	若林体育 館	事業団 (株)東京アスレ ティッククラブ	事業団	事業団は、これまでの指定管理者として築いてきた経験やノウハウを活かした提案がなされており、半数以上の評価項目において、応募団体の中でより高い評価を受けました。特に地域連携に係る取り組みと、安定した運営管理能力について高く評価されました。

出所：「指定管理者候補者の選定経過及び結果について」より監査人作成

(注) 公募時期が令和 2 年度以降の複数応募を表す。

一方、事業団に対しては市から補助金が支出されている。事業団に対する補助金の概要については、個別検出事項「5 補助金」を参照されたい。

### 【現状の問題点（意見）】

複数応募のあった指定管理者の公募審査において、事業団の地域連携に関する提案や取り組みが高く評価されたものと考えられるが、市から事業団に多額の補助金が支出されているため、指定管理者の公募審査の公平性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、指定管理者の公募審査において提出された地域連携に関する提案や取り組みについては、指定管理料や自主事業における収益を財源に各指定管理者が実施する取り組みについて記載されたものであり、市から事業団に支出している補助金とは関連のないものである。指定管理者の公募審査にあたっては、選定委員会を設置し、評価項目や評価基準等を定め、厳正に候補者選定を実施しているため、指定管理者の公募審査の公平性は確保されている、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、指定管理者の公募審査の公平性が確保されているか疑問である。

- 個別検出事項「6 (10) 補助対象人件費の管理不備」に記載のとおり、事業団において補助対象人件費の管理不備があるため、地域連携に関する事業団の提案や取り組みが、指定管理料や自主事業における収益のみを財源としたものか疑問であり、補助金を財源とした事業が含まれている可能性があること
- 事業団の評価が高かった地域連携に関する項目において、市の補助金を財源として地域のスポーツ振興に取り組む事業団の、団体としての評価が考慮されている可能性は否定できないため、市の 2 つの立場（公募審査を公正に実施する立場と補助金を交付する立場）において利益相反の外観を有していること

## 【解決の方向性】

指定管理者の公募審査と競合する補助金を支出しないよう、事業団におけるスポーツ振興事業別の人件費管理記録をもとに補助対象経費の適切性を確認する。（個別検出事項「5（3）不明確な補助対象経費の範囲」を参照）

また、公募審査において高く評価された項目のうち、市からの補助金を財源に実施している事業がある場合、当該事業については指定管理者の公募審査において加点評価しない。

## (2)指定管理者の1者応募

市のスポーツ施設では指定管理者の公募が行われているが、指定管理者公募への応募状況は以下のとおりである。

施設名	公募年度	応募者	前回	前々回
今泉運動場 若林日辺グラウンド	令和2年度	陽光セントラル共同企業体	陽光セントラル三井物産F共同事業体	陽光セントラル共同企業体
根白石温水プール	令和2年度	ウェルネス・同和共同企業体	同左	ウェルネス・同和共同企業体 5者
宮城広瀬総合運動場	令和6年度	TM共同事業体	同左	同左
中田温水プール 鉤取球場	令和3年度	イマン・アシックス・イオングループ 陽光・ルネサンスグループ	陽光・三井物産 F・ルネサンスグループ セントラルスポーツ(株)	陽光セントラル共同企業体
秋保体育館 長袋グラウンド 馬場グラウンド	令和3年度	事業団	同左	事業団 (株)東北ダイケン
葛岡温水プール 鶴ヶ谷温水プール 水の森温水プール	令和6年度	TM共同事業体	同左	TM共同事業体 WSPFグループ フクシ東急コミュニティJV
屋内グラウンド	令和6年度	事業団	同左	同左
出花体育館 高砂庭球場	令和6年度	事業団	同左	同左
仙台市陸上競技場	令和3年度	事業団	事業団 宮城県スポーツ振興財団・ミスノグループ	宮城県スポーツ振興財団・ミスノグループ 事業団・楽天野球団共同事業体
若林体育館	令和4年度	事業団 (株)東京アスレティッククラブ	事業団	事業団 5者
青葉体育館 仙台市武道館 川内庭球場	令和2年度	事業団	同左	事業団 3者
仙台市体育館	令和2年度	事業団	同左	事業団 3者
泉総合運動場 泉海洋センター 北中山コミュニティグラウンド	令和2年度	事業団	同左	事業団 3者
新田東総合運動場	令和2年度	事業団 (株)東京アスレティッククラブ	事業団 M・Y・W共同企業体	事業団 3者
仙台スタジアム 七北田体育館	令和6年度	3者（注3）	仙台市公園緑地協会・日本体育施設グループ	同左

出所：スポーツ振興課・公園管理課提出資料より監査人作成

- (注1) 公募に係る施設の組み合わせについては、直近の公募時における組み合わせを基本としており、前回、前々回の公募時とは組み合わせが異なる場合がある。
- (注2) 複数応募の場合、上段が選定事業者を表す。
- (注3) 3者（仙台市公園緑地協会・日本体育施設グループ、マイナビ・ワールド・東洋共同事業体、仙台泉 SPORTS PARK CONSORTIUM）応募あり、仙台泉 SPORTS PARK CONSORTIUM が選定された。

### 【現状の問題点（意見）】

スポーツ施設の指定管理者の公募において事業団の1者応募が散見されるため、指定管理者公募の競争条件の公平性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、以下の点から競争条件の公平性に問題があるとは認識していない、とのことである。

- ▶ 新規参入する事業者からみて、人材確保の可能性、施設運営維持に係る費用、施設による収益性などを考慮したことが1者応募の要因と考えられること
- ▶ 一部の指定管理者の公募において地域要件を設定しているが、地域要件の設定により応募者が限定される要因とは認識していないこと

しかし、以下の状況により民間事業者応募を阻害していることが1者応募の要因とも考えられるため、指定管理者公募の競争条件の公平性が確保されているか疑問である。

民間事業者応募を阻害する要因	関連する個別検出事項
指定管理者の公募選定上の利益相反の外観を有している。	2 (1) 指定管理者の公募審査の公平性 6 (3) 職員派遣の必要性
事業団のコスト負担軽減により、民間事業者と同等の競争条件にあるとは言いがたい。	5 (1) 収益事業に対する補助 5 (2) 団体運営費に対する補助 5 (3) 不明確な補助対象経費の範囲 6 (4) 派遣職員の人件費負担 6 (5) 不合理な使用料減免

### 【解決の方向性】

民間事業者応募を阻害していると考えられる要因を解消する。

また、公の施設の管理主体を民間事業者等に広く開放し、出資法人とイコールフットイング（競争条件の公平性）で参入可能とすることで、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上等を図る、という指定管理者制度導入の目的を踏まえ、民間事業者の参入機会を増やすための措置（指定管理者制度の効果的な運用に向けたサウンディング型市場調査を含む）を講じる。

#### 第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

##### 1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

##### (2) 指定管理者制度等の活用

- ① 公の施設については、今後、各地方公共団体による策定が見込まれる公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方につ

いて検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。

- ② その際、先行的に取組を行っている団体の状況等を参考にしつつ、例えば、複数施設の一括指定など、スケールメリットを活かすことで指定管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等により民間事業者の参入機会を増やす取組など、指定管理者が参入しやすくなるような環境整備も含め検証すること。

出所：地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成 27 年 8 月 28 日 総務大臣）

### (3) 中間介在者に対する使用許可

施設内における自動販売機の設置については、目的外使用許可と行政財産の貸付による方法があるが、市では、財源の一層の涵養を図るため観点から、貸付による設置を推進している。

（自販機設置の方法）

第 3 条 市の施設内に自販機を設置する場合は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、市が自販機販売管理者に対し、行政財産である土地や建物の一部を賃貸する方法により行う。

（契約の相手方の選定方法等）

第 4 条 契約の相手方の選定方法は、次の各号のいずれかの方法によるものとし、市の施設（財産）を所管する課（以下「所管課」という。）と財産管理課が協議し決定する。

- (1) 自販機の設置希望者を募り、応募者の中から抽選により選定（以下「公募抽選方式」という。）する。
- (2) 一般競争入札により、予定価格以上で最高価格の入札を行ったものを選定（以下「競争入札方式」という。）する。

出所：「貸付けの方法により自動販売機を設置する場合の取扱基準」（平成 19 年 8 月 27 日 財政局長決裁）

（中略） …これまでの目的外使用許可は従前の取り扱いををするとしてきましたが、さらに財源の涵養を図るため、下記 1 の移行する範囲の自動販売機については貸付けによる設置に変更するようお願いいたします。

（中略）

#### 記

##### 1 目的外使用許可から行政財産の貸付けに移行する範囲

以下の条件に該当するものを除く全ての目的外使用許可

- (1) 公共の福祉の増進をはかることを目的とする団体が設置するもの（社会福祉法人で構成する団体、共同基金を取り扱う NPO 団体、青少年の健全育成を図るために組織された団体等）
  - (2) 当該施設内の売店、飲食店等が同施設内に設置しているもの
  - (3) 本市が出資する団体が設置するもの
  - (4) その他公募しても採算性などから募集がないと見込まれるもの
- （以下、省略）

出所：「自動販売機の目的外許可から行政財産の貸付けへの一部移行について（通知）」（平成 21 年 2 月 4 日 財産管理課長）

市のスポーツ施設において、自動販売機の設置に係る目的外使用許可等の状況（令和 6 年度）は以下のとおりである。

区分		台数（台）	使用料（千円）	備考
目的外使用許可	福祉団体が設置	52	662	50%減免
	施設内売店等が設置	-	-	
	出資団体が設置	-	-	
	その他（応募見込なし）	1	24	
貸付		29	8,843	

出所：スポーツ振興課提出資料より監査人作成

（注）「使用料」は基本使用額のみ記載しており、諸経費相当額（光熱水費等）は全て徴収されている。

自動販売機の設置に係る目的外使用許可について、平成 22 年度包括外部監査において指摘がなされているが、これに係る措置はなされていない。

### 第 3 外部監査の結果及び意見

#### I 個別検出事項

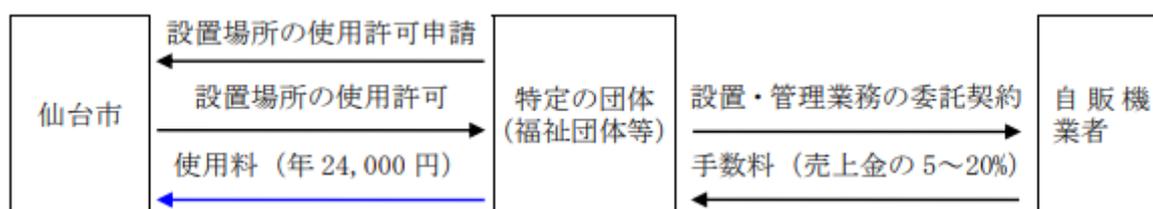
#### 5 使用許可

##### （4）特定の団体への使用許可

（中略）

##### 【現状の問題点（指摘）】

市の施設内における自動販売機の設置について、特定の団体への目的外使用許可を継続している。当該使用許可の関係を図示すると以下のとおりである。



「特定の団体」は自販機業務を行っていないため、自販機業者に業務を委託して設置等を行っている。よって、実際に設置場所を使用する自販機業者と市の間に介在する形で特定の団体への使用許可が行われているのが実態と考えられる。

市の説明によると、行政財産には原則として私権の設定は認められておらず、床面積や敷地に余裕があり、現に使用しておらず、使用する見込みもない部分についてのみ、例外的に貸付が認められるものであることから、目的外使用許可による設置が本来の手法であり、貸付方式への移行に関する方針についても、財源の涵養を目指しながら、目的外使用許可自体を否定したものではない。また、福祉団体への使用許可については、「身体障害者福祉法」や「母子及び寡婦福祉法」に定められた売店等の設置許可に関する公共的施設管理者の努力規定を踏まえて行っているものであり、更に、使用許可は許可申請に対して許可の是非のみを判断するものであって、そこに自ら業を行う場合と他者に委託する場合の区別はない、とのことである。

しかし、以下の観点から特定の団体への使用許可が適切といえるか疑問である。

- 他者への委託を前提とした使用許可を容認することにより、同一時期に同一場所の使用許可申請が複数生じる可能性が高くなるが、使用許可申請が競合した場合の取扱基準が明らかで

ない。使用許可の申請者と実際の使用者に相違があり、業務を委託しているに過ぎない申請者への使用許可を正当化する根拠は希薄である。

- 市が当該目的外使用許可の根拠の一つとしている地方公共団体の努力規定（身体障害者福祉法第22条、母子及び寡婦福祉法第25条）は売店等の設置許可に関するものであり、当該福祉団体の直営を予定しているものと思われ、許可を受けた者が業務を委託することまで予定したものであるとは考え難い。
- 設置場所の利用は貸付による契約方法も可能でありながら、あえて特定の団体への使用許可を継続することに、公平性が確保されているとは考えられない。また、市と自販機業者の直接契約によって貸付料収入を得られるにも関わらず、特定の団体に対して使用許可をした上で自販機を設置させる合理的理由は見当たらない。
- 自販機の設置・管理業務を外部委託している団体への使用許可には、使用許可の相手先への間接的な財政的援助の効果を有するが、手続上の透明性が確保されているといえるか疑問である。また、相手先においては当該自動販売機の設置に伴う利益は収益事業として課税されるため、間接的な財政的援助の効果として経済的といえるか疑問である。

#### 【解決の方向性】

自販機の設置等、貸付の契約が馴染むものは目的外使用許可から貸付契約の方法へ移行する。契約の締結は一般競争入札が原則（地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項）である点に留意する。

出所：平成 22 年度包括外部監査の結果報告書

#### 【現状の問題点（指摘）】

自動販売機の設置に係る目的外使用許可のうち、自動販売機の事業者ではない相手先（以下「中間介在者」という。）に対する使用許可が行われている。福祉団体に対する目的外使用許可であっても、福祉団体が中間介在者に過ぎない使用許可まで合理的とは認められず、平成 22 年度包括外部監査における指摘事項に係る措置が行われていないのは不適切である。

#### 【解決の方向性】

福祉団体であっても中間介在者に該当するものは目的外使用許可の対象外であることを明確にするため、「自動販売機の目的外許可から行政財産の貸付けへの一部移行について（通知）」（平成 21 年 2 月 4 日 財産管理課長）の見直しを検討する。

#### (4) 受益者負担水準・稼働率の改善余地

市における市民利用施設の受益者負担水準については、光熱水費及び清掃等委託料の 100%を賄える水準を基本としている。

##### I 使用料の目的と根拠

##### 1. 使用料の目的

- ・ 本市では、市民の皆様の利用に供するため、文化センターやスポーツ施設、市民センターなど様々な市民利用施設を整備してきましたが、これらの施設には、建設費や改修費などの一時的経費のほか、管理運営経費等の継続的経費がかかっています。
- ・ これらの経費の全てを市民の皆様からの税金で賄うとすると、施設を利用する方と利用しない方との間で不公平感が生じることとなってしまうため、受益者負担の観点から、施設利用の対価として使用料をいただき、税負担の公平性を確保しています。

(中略)

#### IV 見直しの考え方【3つの柱】

- 適切な受益者負担水準を設定するとともに、統一的な見直しを行ってこなかったことで施設ごとにバラバラになっている使用料体系の整理を行い、市民の皆様にとってより分かりやすく公平な仕組みとなるよう、今回の使用料見直しは以下の3つの柱に基づき実施します。

##### 【1つめの柱】基本的な考え方の明確化と負担増への配慮

- 利用される方の負担（受益者負担）水準については、本来的には民間施設と同様、管理運営経費等を全て賄えることが望ましいところですが、施設の公共性から利用しやすいものとなるよう、人件費・公債費・維持補修費等は市税等一般財源で賄うものとし、少なくとも施設全体として光熱水費及び清掃等委託料の100%を賄える水準を基本とします。

出所：市民利用施設の使用料見直しに関する基本的な考え方（平成27年11月 財政局）

一方、今回の包括外部監査対象のスポーツ施設における下記指標（令和5年度）については「添付資料1. スポーツ施設の一覧」を参照されたい。

指標	計算式	内容	備考
使用料充足率	光熱水費・委託費÷使用料	市の受益者負担の基本方針（光熱水費及び清掃等委託料の100%を賄う）への充足状況を表す	20%未満 5施設
稼働率	利用コマ数÷利用可能コマ数	施設の利用状況の程度を表す	20%未満 13施設

#### 【現状の問題点（意見）】

使用料充足率や稼働率の低いスポーツ施設が散見されるため、受益者負担水準の妥当性や財産の効率的運用の観点から問題となる。

この点に関する市の説明は以下のとおりである。

- 使用料充足率は市民利用施設全体で100%を賄える水準を基本としており、スポーツ施設としての目安は特に設定していない。
- 稼働率については、施設・設備の更新時期に更新の可否検討を個別に実施しており、高砂庭球場（令和8年3月に廃止予定）を除いて、施設のあり方の見直しを予定しているものはない。

しかし、同種または類似のサービスが民間でも提供されている便益提供施設である、というスポーツ施設の性質を考慮すると、以下の点を含めて使用料充足率や稼働率の改善余地があると考えられる。

- 使用料充足率の改善策の1つとしての受益者負担の引き上げ
- 稼働率の低いスポーツ施設に関する施設のあり方の見直しを含めた検討

#### 【解決の方向性】

使用料充足率や稼働率の改善取組のPDCA管理を実施する。

計画(Plan)	施設の性質（市場性や公共関与の必要性の程度）に応じた標準的な受益者負担水準の設定、業績評価指標（計画）の達成に向けた取組内容の検討
実行(Do)	「コスト削減」「利用者数増」「使用料改定」に係る取組
評価(Check)	業績評価指標（実績）の確認、取組の効果検証
改善(Action)	効果検証を踏まえた改善の取組

### 3 契約

監査対象事業に関連する契約の概要は、以下のとおりである。

#### ■委託料

委託業務名	契約方法	受託者	委託料の金額 (千円)	監査対象
指定管理料 (25 施設)	個別検出事項「2 施設管理運営」を参照		1,665,629	○
仙台市スポーツ施設等運営総括業務	特命随意契約	事業団	85,863	○
屋内グラウンド (シェルコムせんだい) 大規模改修整備計画策定 I 設計業務委託	特命随意契約	(株)佐藤総合計 画東北オフィス	16,764	
その他			71,932	
合計			1,838,188	

出所：スポーツ振興課提出資料より監査人作成

(注) 契約金額 10,000 千円以上を抽出

#### ■工事請負契約

所管課	工事名	契約方法	受託者	契約額 (千円)
公園管理課	仙台スタジアムフィールド改修工事	制限付き 一般競争 入札 (総合 評価)	(株)広瀬組	144,773
	仙台スタジアム大規模改修工事		同事建設(株)	477,873
	高砂中央公園園路広場整備工事		長谷川建設(株)	161,909
	仙台スタジアムフィールド改修工事その2		奥山工業(株)	120,218
スポーツ振興課	仙台市体育館大規模改修工事		橋本店・仙建工業・鷹嘴建設共同企業体	2,137,641
	仙台市体育館大規模改修電気設備工事		太平電気・新栄電設工業共同企業体	857,296
	仙台市体育館大規模改修舞台機構設備工事		三精テクノロジー(株)仙台営業所	238,700
	仙台市体育館大規模改修機械設備工事		アトマックス・熱研プラント工業共同企業体	1,765,269

出所：市提出資料より監査人作成

(注) 令和 6 年度に締結したスポーツ施設に係る工事請負契約のうち、予定価格 100,000 千円以上を抽出

■ネーミングライツ

対象施設	契約相手方	契約期間	契約金額 (千円)	監査 対象
仙台スタジアム	(株)ユアテック	3年 (R6.3～R9.2)	50,000	○
宮城広瀬総合運動場	仙台環境開発(株)	5年 (R5.6～R10.6)	1,600	
仙台市体育館	カメイ(株)	3年 (R4.7～R7.7)	7,000	
仙台市陸上競技場	弘進ゴム(株)	3年 (R5.4～R8.3)	2,500	
鶴ヶ谷温水プール	(株)東京アスレティッククラブ	3年 (R5.4～R8.3)	1,000	
葛岡温水プール	(株)東京アスレティッククラブ	3年 (R5.4～R8.3)	1,000	
水の森温水プール	(株)東京アスレティッククラブ	3年 (R5.4～R8.3)	1,000	
青葉体育館	(株)本山製作所	3年 (R7.4～R10.3)	1,250	
仙台市武道館	(株)本山製作所	3年 (R7.4～R10.3)	1,000	

出所：財政企画課提出資料（令和7年4月1日現在）より監査人作成

（注）契約金額は消費税抜き、年額を表す。

その他、ゼビオホールディングス(株)（以下「ゼビオ社」という。）による負担付寄附に関連する以下の契約を監査対象とした。

年月	契約件名	契約先	契約の内容
令和5年 8月	スポーツ振興を通じた まちの活性化に関する 連携協定	ゼビオ社	スポーツ振興を通じた都市ブランドの向上や交流人口の拡大に資する取り組みの連携を図る
令和5年 11月	ゼビオアリーナ仙台の 改修及び管理運営に関 する基本協定書	ゼビオ社	契約先が所有する施設を国際規格に適合した通年型アイスリンクと屋内競技等に対応したアリーナの併用型施設に改修したうえで市に負担付寄附を行う。寄附の条件は寄附された施設に係る指定管理者を契約先が担うものとし、市は必要な議決を経たうえで契約先を指定管理者に指定する。
令和6年 8月	ゼビオアリーナ仙台の 改修及び管理運営に関 する基本協定書	ゼビオ社 クロススポーツ マーケティング(株)	指定管理者の指定先をゼビオ社から同社子会社に変更するもの
令和7年 3月	仙台市アリーナの管理 に関する基本協定書	クロススポーツ マーケティング(株)	仙台市アリーナに係る指定管理業務等の協定（指定期間は令和7年7月から令和27年3月）

出所：スポーツ振興課提出資料より監査人作成

### (1)委託内容と業務従事実態の不整合

市が事業団に委託している仙台市スポーツ施設等運営総括業務の内容は以下のとおりである。

業務区分	業務内容
1. スポーツ施設等の運営一元化業務	(1) スポーツ施設の使用調整 (2) スポーツ施設の優先仮予約の該当確認 (3) スポーツ施設等が行う事業全体の広報 (4) スポーツ施設全体を対象とした情報提供・相談 (5) 「スポーツナビゲーションセンターせんだい」の運営 (6) スポーツ施設の使用休止の際の救済対象者特定連絡 (7) スポーツ施設の使用調整に係る連絡調整 (8) 市民利用施設予約システムの運用に関する協力
2. スポーツ施設の運営総括業務	(1) スポーツ施設の管理運営に関する総合調整 (2) スポーツ施設の指定管理者に対する助言 (3) スポーツ施設の運営水準把握 (4) スポーツ施設において発生した事故等の報告受領・発注者への報告 (5) スポーツ施設使用料の歳入決算にかかる総括 (6) スポーツ施設において受け付けしたスポーツ施設使用料の減免にかかる書類の受領・発注者への回送
3. スポーツ施設等の運営集約業務	(1) スポーツ施設等の指定管理者が共通使用する帳票等の調達 (2) スポーツ施設に設置する統一運用品の徴収事務委託業務用レジスターの調達及び設定変更等 (3) スポーツ施設に設置する市民利用施設予約システム端末で使用するバーコードリーダーの調達 (4) 市民利用施設予約システムの運用に係る指定管理者からの依頼・意見・要望の集約 (5) スポーツ施設の指定管理者への照会・依頼・通知等
4. スポーツ施設の維持管理迅速化業務	(1) 中規模修繕業務 (2) 大規模修繕関連業務
5. スポーツ普及振興業務	(1) 杜の都せんだい「元気はつらつチャレンジカード」事業 (2) 仙台スポーツトワイライトパス事業

出所：仙台市スポーツ施設等運営総括業務等委託契約書より監査人作成

委託料の確定は実費精算によるものとされているが、委託料の精算内訳（令和6年度）と事業団の区分経理を比較すると以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	委託料の確定額	左記確定額の経理区分別内訳		
		公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計
給料手当	21,590	18,710	710	2,169
嘱託職員報酬手当	11,801	10,900	297	604
修繕費	24,060	24,060	0	0
市職員給料手当	5,708	1,712	285	3,710
市職員福利厚生費	2,894	868	144	1,881
市職員賞与引当金	997	299	49	648
その他施設管理受託事業費	20,949	19,682	322	944
賞与引当資産取崩収入	△2,140	△1,868	△68	△203
差引計	85,863	74,365	1,742	9,755

出所：事業団提出資料より監査人作成

一方、市派遣職員の主な担当業務は事業団の総括、事務局業務の総括とされている。事業団における市派遣職員の状況については個別検出事項「6 (3) 職員派遣の必要性」を参照されたい。

### 【現状の問題点（指摘）】

委託料の精算項目に市派遣職員人件費が含まれているため、精算処理の適切性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、本件受託業務は事業団以外の指定管理者が管理する施設を含むスポーツ施設の運営業務を総合的に調整・管理するものであり、市派遣職員は当該業務にも従事しているところであり、委託料の精算項目に市派遣職員人件費が含まれている、とのことである。

しかし、事業団における市派遣職員の主な担当業務は事業団の総括や事務局業務の総括であり、本件委託業務内容に含まれているとは認められないため、精算対象に含めた市派遣職員人件費9,600千円は委託料の精算として不適切である。

### 【解決の方向性】

実費精算方式の委託契約において、委託業務の範囲と精算対象人件費に係る業務従事内容の整合性を点検のうえ、委託料を精算する。

## (2)1 者入札

今回の監査対象とした工事請負契約に係る制限付き一般競争入札の状況は以下のとおりである。

工事名	予定価格 (千円)	地域要件	入札参加者数	落札率 (%)
仙台スタジアムフィールド改修工事	145,456	本店	7	89.04
仙台スタジアム大規模改修工事	436,150	営業所	1	100.00

工事名	予定価格 (千円)	地域要件	入札参加者数	落札率 (%)
高砂中央公園園路広場整備工事	105,245	本店	12	88.60
仙台スタジアムフィールド改修工事その2	118,614	本店	3	88.91
仙台市体育館大規模改修工事	2,137,641	本店	1	100.00
仙台市体育館大規模改修電気設備工事	857,296	本店	1	99.79
仙台市体育館大規模改修舞台機構設備工事	238,700	なし	2	96.66
仙台市体育館大規模改修機械設備工事	1,765,269	本店	1	100.00

出所：市提出資料より監査人作成

(注) 地域要件欄の「本店」は工事請負契約に係る競争入札実施要綱第13条第1項第5号、「営業所」は同実施要綱第13条第1項第3号を表す。

市における工事請負契約に関する契約の場合、工事費(消費税込みの予定価格)の区分に応じて、3種類の契約方法によっている。

工事費	契約方法	入札参加資格
特例政令適用基準額(※)以上	特例政令適用一般競争入札	地域要件を除いて制限付き一般競争入札と同様
1千万円以上特例政令適用基準額(※)未満	制限付き一般競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に本店があること、または市内に営業所があること(地域要件)</li> <li>一定の施工実績があること(施工実績要件)</li> <li>競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること(名簿登載要件)</li> <li>国土交通大臣又は都道府県知事が建設業法第27条の29第1項の規定に基づき通知する総合評定値又は「格付評点」が、一定以上であること(総合評定値又は格付評点要件)など</li> </ul>
1千万円未満	指名競争入札	—

出所：契約課提出資料より監査人作成

(注) 特例政令適用基準額は27億2千万円(令和6年4月～令和8年3月)である。

一般競争入札を行うに足りる十分な入札参加者数を確保できない恐れがある場合、地域要件を緩和するものとされている。

第13条 第11条の入札参加資格は、対象工事ごとに、次に掲げる事項のうちから、市長が適当と認めるものを選定して設定するものとする。

- (1) 対象工事に係る工事種目に関し、規則第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されていること
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第17条に規定する特定建設業者であること

- (3) 本市の区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること
  - (4) 宮城県内に本店を有すること
  - (5) 本市の区域内に本店を有すること
  - (6) 指名停止を受けていないこと
  - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立てがなされている者については、同法に定める更生手続開始の決定後に、財務局長が別に定めるところにより、仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成22年3月30日市長決裁）第10条の規定による格付を改めて受けていること
  - (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てがなされている者については、同法に定める再生手続開始の決定後に、財務局長が別に定めるところにより、仙台市競争入札参加資格登録要綱第10条の規定による格付を改めて受けていること
  - (9) 建設業法第26条の規定により対象工事に配置すべき主任技術者、監理技術者（当該対象工事について定める実務経験を有する者に限る。）を確保することができること
- （以下省略）

出所：工事請負契約に係る競争入札実施要綱（平成6年6月6日市長決裁）

- （入札参加資格として設定しなければならない事項）
- 第4条 要綱第13条第1項第1号及び第6号から第9号までに掲げる事項については、これを入札参加資格として設定しなければならない。
- 2 要綱第13条第1項第5号に掲げる事項については、これを入札参加資格として設定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。この場合においては、同項第3号若しくは第4号に掲げる事項を入札参加資格として設定することができる。
- (1) 要綱第13条第1項第5号に掲げる事項に該当する者では、対象工事の施工ができない恐れがあること
  - (2) 要綱第13条第1項第5号に掲げる事項に該当する者だけでは、一般競争入札を行うに足りる十分な入札参加者数を確保できない恐れがあること

出所：工事請負契約に係る競争入札実施要綱取扱要領（平成16年3月3日財務局長決裁）

一方、建設工事の一般競争入札における不調・不落の状況は以下のとおりである。

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	開札件数	不調・不落件数	発生率	開札件数	不調・不落件数	発生率	開札件数	不調・不落件数	発生率
土木	225	33	15%	223	14	6%	197	18	9%
舗装	142	12	8%	117	2	2%	130	5	4%
鉄骨・鉄筋 コンクリート建築	77	22	29%	100	32	32%	76	18	24%
電気設備	82	3	4%	99	19	19%	89	10	11%
機械設備	52	3	6%	84	25	30%	77	33	43%
全工種	690	80	12%	744	111	15%	707	97	14%

出所：契約課提出資料

（注）予定価格10百万円以上

### 【現状の問題点（意見）】

今回の監査対象とした制限付き一般競争入札 8 件のうち 4 件が 1 者入札のため、十分な入札参加者数を確保するための地域要件設定の妥当性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、ある特定の工種において入札参加者数が少ないのは、仙台市特有の傾向ではなく、近年における民間工事需要の旺盛さに加え、物価高騰や技術者不足という全国的な状況が主な要因であり、入札参加者数が少ないことは競争性の確保上好ましいものではないものの入札不調となる割合も増加している現状に鑑みればやむを得ない状況と認識しており、地域要件の設定自体は妥当なものである、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、地域要件の緩和（工事請負契約に係る競争入札実施要綱取扱要領第 4 条第 2 項但書）が適切に運用されているといえるか疑問である。

- 一般競争入札における不調・不落の状況や令和 5 年度以前においても 1 者入札が少なからず発生していること
- 近年における建設業者の経営環境に関する市の説明を踏まえると、十分な入札参加者数を確保できない点について予見可能性が認められること

### 【解決の方向性】

1 者入札や入札不調・不落の増加は十分な入札参加者数を確保できない兆候を示す点に留意し、地域要件の緩和を検討する。

#### 3. 適正な価格による契約等について

##### (5) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注等について

工事の発注規模や入札参加条件等については、工事内容や工事費、地域の実情等を適切に考慮して設定されるべきものであるが、同種・類似の工事で入札不調・不落が生じている場合や、入札不調・不落により再入札に付する場合等においては、施工確保通知の 9. 「地域の建設業者の受注機会の確保について」の趣旨にも留意しつつ、地域の実情等も踏まえ、複数工区をまとめて発注する等の発注ロットの拡大や当該工事における地域要件の緩和、余裕期間の活用も含めた工期の適切な見直し等について、適宜検討すること。

出所：公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について（総務省自治行政局行政課長 国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 令和 7 年 4 月 10 日）

#### II. 継続的に措置に努めるべき事項

##### 2. 一般競争入札の適切な活用（指針 第 2 2 (1)）

一般競争入札を未導入の発注者においては、速やかにその導入を図ること。また、一般競争入札を導入済の発注者においては、一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。

なお、一般競争入札の導入・活用に当たっては、競争条件の整備を適切に行うこととし、公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応するため、定期の競争参加資格審査において、工事成績や地域貢献を重視した発注者別評価点の導入を図るとともに、不良・不適格業者を競争参加資格審査の対象から除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、一定の資格等級区分内の者による競争を確保するとともに、品確法第 7 条第 1 項第 7 号及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針の趣旨も踏まえ、地域の実情を踏まえた適切な競争参加条件（過去の工事实績及び成績、地域要件等）や発注規模等を設定するなど、必要な条件整備

を適切に講ずること。地域要件の活用については、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、各発注者が予め運用方針を定めること。

出所：公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（総務大臣 国土交通大臣 令和6年12月16日）

### (3) 予定価格の事前公表

監査対象とした工事請負契約に係る予定価格及び落札率の状況については個別検出事項「3 (2) 1 者入札」を参照されたい。このうち、落札率99%以上の4契約について、予定価格内訳と工事費内訳を比較すると以下のとおりである。

(単位：千円)

工事名	内訳	予定価格内訳	工事費内訳	差異
仙台スタジアム 大規模改修工事	直接工事費	326,564	326,253	△ 311
	共通仮設費	9,699	15,488	5,789
	現場管理費	19,739	18,755	△ 984
	一般管理費	40,499	36,004	△ 4,494
	消費税	39,650	39,650	—
	合計	436,150	436,150	—
仙台市体育館大 規模改修工事	直接工事費	1,591,311	1,526,702	△ 64,609
	共通仮設費	83,164	161,068	77,905
	現場管理費	94,747	155,730	60,983
	一般管理費	161,778	87,500	△ 74,278
	消費税	193,100	193,100	—
	合計	2,124,100	2,124,100	—
仙台市体育館大 規模改修電気設 備工事	直接工事費	601,322	618,605	17,284
	共通仮設費	23,622	23,140	△ 482
	現場管理費	79,025	66,284	△ 12,741
	一般管理費	67,631	61,971	△ 5,661
	消費税	77,160	77,000	△ 160
	合計	848,760	847,000	△ 1,760
仙台市体育館大 規模改修機械設 備工事	直接工事費	1,298,612	1,348,000	49,388
	共通仮設費	43,717	40,000	△ 3,717
	現場管理費	116,664	110,000	△ 6,664
	一般管理費	124,006	85,000	△ 39,006
	消費税	158,300	158,300	—
	合計	1,741,300	1,741,300	—

出所：市提出資料より監査人作成

(注) 「予定価格内訳」は市作成、「工事費内訳」は落札者作成を表す。

市では制限付き一般競争入札について予定価格を事前公表しているが、予定価格の事前公表の弊害について、以下のような説明がなされている。

なお、公表の時期については、令第4条第2項及び第7条第2項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則としていることを踏まえ、適切に行うこととする。

ロに掲げる予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

出所：公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定 平成23年8月9日一部変更）

## 2. 調査基準価格等の公表時期の見直しについて

調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、速やかに事前公表を取りやめること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

出所：ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について（平成31年3月29日 総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業局長）

### 【現状の問題点（意見）】

工事請負契約の一般競争入札8件のうち落札率99%以上が4件あるため、予定価格の事前公表による弊害が生じていないかが問題となる。

この点につき、市の説明によると、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、及び予定価格に関わる不正排除に有効なものであって、落札率と予定価格の事前公表との直接的な因果関係はなく、落札率の高止まりの主要因は近年の全国的な物価高騰等によるものである、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、予定価格の事前公表の理由として市が挙げている事項のメリット比較が明らかではない。

- 原則とされる予定価格の事後公表でも入札の透明性は確保されると考えられること
- 発注者受注者双方の事務効率の向上によるメリットがどの程度あるか明らかではないこと

- ▶ 代替的な不正排除方法の検討が十分に行われているか明らかでないこと

落札率 99%以上の案件に係る積算内訳ベースでは相当の差異が生じていることを考慮すると、入札価格の高止まりの傾向に、予定価格の事前公表による弊害が生じていないか懸念される。

### 【解決の方向性】

現在公表されている入札経過表のみでは予定価格の事前公表による弊害が生じていないことの確認が困難であるため、予定価格の事前公表による弊害に関する仙台市入札等監視委員会の審議結果を公表する。

## II. 継続的に措置に努めるべき事項

### 6. 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し（指針 第2 4（3））

（中略）

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があり、昨今においても予定価格の事前公表に起因した疑いのある入札談合が発生する等の問題が生じている。このため、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

出所：公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（総務大臣 国土交通大臣 令和6年12月16日）

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市（水道局，交通局，ガス局又は市立病院（以下「公営企業」という。）を含む。以下同じ。）が発注した工事に係る入札及び契約の手続の運用状況に関する報告を受けること
- (2) 本市が発注した予定価格 1,000 万円以上の工事で委員会が別に定める方法により抽出したものに關し，一般競争入札により契約を締結した場合においては仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）第 2 条，仙台市水道局契約規程（昭和 39 年仙台市水道局規程 17 号）第 2 条，仙台市交通局契約規程（昭和 39 年仙台市交通局規程 23 号）第 2 条，仙台市ガス局契約規程（昭和 39 年仙台市ガス局規程 8 号）第 2 条又は仙台市市立病院規程（平成元年仙台市市立病院規程 20 号）第 2 条に規定する入札の参加者の資格要件の設定の経緯について，指名競争入札により契約を締結した場合においては同規則第 15 条，仙台市水道局契約規程第 11 条，仙台市交通局契約規程第 11 条，仙台市ガス局契約規程第 11 条又は仙台市市立病院規程第 15 条の規定による入札の参加者の指名の経緯について，随意契約により契約を締結した場合においては契約の相手方の選定の経緯についてそれぞれ審議を行うこと
- (3) 本市が発注した工事に係る入札及び契約の制度の改善に關し審議を行うこと

- (4) 前2号に掲げる事項に関し、不適切な点又は改善すべき点について市長又は公営企業の管理者に対し意見を述べること
- (5) 本市が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の適用を受けるものに関する供給者からの苦情について、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）に基づく検討等を行うこと
- (6) 前号の検討を行った調達の契約締結機関に対し、その是正措置に関する提案を行うこと
- (7) その他入札及び契約の手続に関し必要と認められる事項

出所：仙台市入札等監視委員会設置要綱（平成13年12月26日市長決裁）

#### (4) 工事着手後の大幅な設計変更

高砂中央公園園路広場整備工事では当初契約額の7割を超える増額の契約変更が行われている。

	金額（千円）	備考
当初契約額	93,247	令和6年11月契約締結
契約額（契約変更後）	161,909	令和7年3月契約変更
契約変更による増額	68,662	設計変更に伴うもの
増額内訳（概算工事費）：		
防砂ネット設置工	15,000	
シェルター工	42,000	
放送設備工	12,000	

出所：公園整備課提出資料より監査人作成

市では設計変更が可能なケースについて以下のように定めている。

##### （工事の変更）

1 設計図書の変更は、事務決裁規程における「工事の変更」にあたるものとし、その決裁区分は、同規程によるものとする。

##### （工事の変更（重要なもの））

2 事務決裁規程における「工事の変更」の「重要なもの」とは、工事請負契約書第18条又は第19条の規定により設計図書の変更（訂正を含む）を受注者に通知する必要があるもののうち、9及び10に掲げるものをいう。

##### （設計図書の変更）

3 本取扱いにおける「設計図書の変更」とは、工事請負契約書第18条又は第19条の規定により設計図書を変更（訂正を含む）するものをいう。

##### （軽微な設計図書の変更）

4 軽微な設計図書の変更とは、2に該当しない設計図書の変更であって、別記1「決裁区分における軽微な変更」の金額要件及び期間要件のいずれも満たすものをいう。

ただし、軽微な設計図書の変更を繰り返した結果、累計で金額要件又は期間要件のいずれかを満たさなくなったときは、本取扱い6の規定により遅滞なく契約変更を行うものとする。

(追加工事の取扱い)

8 追加工事は、現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難なものを除き、原則として追加することはできない。

(土木工事の変更(重要なもの))

9 土木工事にあつて、次に掲げるもの。

1) 主たる工事目的物の工事場所の変更。

2) 主たる工事目的物の次に掲げる部分の、構造又は工法の変更。ただし、部分的(工種別施工数量の3割未満の部分)な変更は、この限りではない。

①道路、園路築造工事の類

築造幅員、幅員構成(広場を含む。)、土留工法、トンネルの構造及び工法

②舗装工事の類

舗装の種類(期待する主な性能)

③橋梁、立体交差工事の類

幅員、幅員構成、設計荷重、径間割、形式、下部構造(基礎工を含む。)

④植栽工事の類

樹種(下木を除く。)

⑤公園施設工事の類

池、噴水、休憩所、徒歩池、野外劇場、野外音楽堂、展望台及び運動施設の類の配置及び構造

⑥管渠布設工事の類

幹線管渠の形式、布設工法(推進、シールド、開削等の各工法をいう。)

⑦水路改修工事の類

水路の幅員及び断面(護岸における現況擦り付け等による断面変更を除く)

3) 主たる工事目的物の工種別施工数量の3割以上の増減。

4) 上記のほか、仙台市請負工事監督要綱(平成8年3月28日市長決裁)に規定する当該工事の総括監督員(以下「総括監督員」という。))が、工事の重要な部分の変更にあたりと判断したもの。

**【別記1】決裁区分における軽微な変更**

決裁区分における「軽微な変更」は、次の表に掲げる金額要件及び期間要件の両方を満たす場合に限る。ただし、表中の「当初の金額」及び「当初の期間」は、「軽微な変更」でない変更として決裁を受けたものにあつては、当該変更後の設計金額及び期間とする。

区分	要件
設計金額	1億円以上の場合：当初の金額と変更後の金額との差額が3,000万円未満である。 1億円未満の場合：当初の金額と変更後の金額との差額が当初の金額の3割未満である。
期間	当初の期間から延長する日数の累計が40日以内である。

(「会計事務の手引き」(仙台市会計室)より)

出所：工事請負契約の設計図書の変更に伴う契約変更の取扱い等について(令和4年3月29日都市整備局長決裁)

## 【現状の問題点（意見）】

設計変更による契約変更は、設計変更に伴う追加工事の随意契約と実質的に同等の取引と考えられるため、工事着手後の大幅な設計変更の妥当性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、以下の点から本件設計変更は妥当なものである、とのことである。

- 防砂ネット設置工は令和7年3月に強風により施設の使用に支障をきたす事態が生じたため、早急に強風対策する必要がある事案であり、本件工事と別工事で発注した場合の施工的デメリットが大きいこと
- シェルター工、放送設備工は本工事の後続工事で整備する計画としていたが、昨今の猛暑など異常気象や隣接テニスコートの供用開始日確定ならびに災害緊急時・競技連絡時に放送設備が必要となったものであること
- 高砂中央公園においては、暑熱対策としてすでにミストシャワーを設置しているが、日除けなど更なる暑熱対策について指定管理者からの要望及び利用者要望を複数受けたことや、暴風による砂の飛散対策、津波等に対する避難誘導対策など公園利用者の安全・利便性の向上のため、これら異常気象や自然現象への対策について局内で早急な整備が必要であるとの意思決定を行い、工事請負契約書第19条（設計図書の変更）による設計変更であること
- 本件設計変更はいずれも工事現場が重複する追加工事であり、施工監理の必要上、先行工事の施工者でなければ施工に支障を来たすものであるため、随意契約の対象に該当するものであること
- 本件工事に係る調査設計や関係先調整を十分に実施しているため、結果的に工事着手後の大幅な設計変更が生じたのはやむを得ない事情によるものであること

しかし、放送設備工及びシェルター工に係る設計変更の理由は設計ないし工事発注以後の事象に起因するものではないため、調査設計や関係先調整が不十分であった可能性が考えられる。工事着手後の大幅な設計変更がやむを得ない事情によるものといえるか疑問である。

## 【解決の方向性】

設計変更の妥当性の審議充実化の観点から、設計審査会の対象工事の範囲拡大を検討する。

### 1. 目的

設計審査会（以下、「審査会」という。）は、工事発注に際し、設計積算の正確性の向上を目的として、設計思想や基本条件の整理、設計条件や積算の考え方などの確認、また、設計変更に際しては、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事の一時中止の判断等を行う場として開催するものとする。

### 2. 対象工事

（1）当初発注時における審査会の対象工事は、次に掲げる工事とする。

工事の現場条件が特殊又は高度な技術を要する予定価格5,000万円以上の工事  
なお、対象工事の主な例は、次のとおりとする。

- ・橋梁上・下部工を含む工事
- ・トンネルを含む工事
- ・高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁を含む工事

- ・内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類を含む工事
  - ・高さが3m以上の堰・水門・樋門を含む工事
  - ・プラント等の重要な地下構造物を含む工事
  - ・共同溝・電線共同溝を含む工事
  - ・周辺地域の不特定多数の第三者に著しく影響が与えられると判断される工事
  - ※以下の例を参考に担当課長が必要と認める工事
    - <例>・現道上の工事で通行止めを伴う工事
      - ・現道上の工事で指定仮設による土留めを伴う開削工事
      - ・学校、市民センターなどの公共施設で、多数のものが利用しながら実施する改修工事
    - ・上記以外で担当課長が必要と認める工事
- (2) 設計変更時における審査会の対象工事は、当初請負代金額が100万円以上で、次に掲げる工事とする。
- ① 工事請負契約の設計図書の変更に伴う契約変更の取扱い等について(令和4年3月29日都市整備局長決裁)の軽微な設計図書の変更に因らない変更が生じた場合  
ただし、工事請負契約書第19条(設計図書の変更)による設計変更及び変更日数の累計が40日を越える工期延期のみの変更は除く。
  - ② 工事の一時中止(全部又は一部)の必要が生じた場合
  - ③ 上記以外で受注者から審査会の開催を求められた場合

出所：設計審査会設置運用方針（令和6年4月1日適用）

**(5) 対価性のない契約条件**

仙台スタジアムに係るネーミングライツの契約は、市、(株)ベガルタ仙台、(株)ユアテック（施設命名権者）の三者間による仙台スタジアムネーミングライツ協定書が締結されており、以下のような契約内容が含まれている。

協定書の条項	主な契約内容
第3条第2項	施設命名権等の対価は、市と(株)ベガルタ仙台の間で1：1の割合で収入するものとする
第9条第1項	施設命名権等の対価は年額50,000千円（消費税等抜き）とする
第11条第5項	(株)ベガルタ仙台は本協定の期間内に主催する公式戦を、原則として仙台スタジアムにおいて行うものとする

出所：仙台スタジアムネーミングライツ協定書（令和6年2月20日）より監査人作成

**【現状の問題点（意見）】**

施設命名権等の対価を市と(株)ベガルタ仙台の間で1：1の割合で収入するものとされているため、当該契約条件の適切性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、以下の点から契約条件として適切である、とのことである。

- 主催する公式戦を仙台スタジアムにおいて行う等、本協定における(株)ベガルタ仙台の履行義務の対価相当のものとして設定した契約条件である。仙台スタジアムは市が所有するものの、ネーミングライツの協定書は私法上の契約であり、契約当事者間の合意があれば支払の分配先に市以外の1者を加えることに違法・不相当ではないと解していること

- ▶ 仙台スタジアムをベガルタ仙台が使用することについては、ネーミングライツ料のみならず、交流人口の拡大、賑わい創出につながり、ひいては都市の魅力向上につながっていることを踏まえると、ネーミングライツ料を折半することも合理性が認められること
- ▶ (株)ベガルタ仙台は仙台スタジアムの施設改修費等の費用負担は行っていないものの、市以外の施設命名権と比較し仙台スタジアムの施設命名権の対価水準が高い点を考慮すると、同社が市の行政コスト削減に貢献していると認められること

しかし、以下の点を考慮すると、(株)ベガルタ仙台に施設命名権等を折半する対価性まで認められるか疑問である。

- ▶ 個別検出事項「4(3)見える化資料の記載不備」に記載のとおり、(株)ベガルタ仙台は年額25,000千円(公式戦1シーズン)の仙台スタジアム使用料減免を受けているため、本協定に定めた(株)ベガルタ仙台の履行義務への対価性まで認められるか疑問であること
- ▶ 「添付資料1. スポーツ施設の一覧」に記載のとおり、仙台スタジアムにおいても一定水準の行政コストが生じているものの、行政コスト削減に係る(株)ベガルタ仙台の貢献度が不明確であること

### 【解決の方向性】

仙台スタジアムの行政コスト削減に係る(株)ベガルタ仙台の貢献度を精査する。同社の貢献度を客観的に評価できない場合、他の施設のネーミングライツ協定と同様、市と施設命名権者の間での契約関係とする。

## (6)負担付寄附の有効性評価

ゼビオ社による負担付寄附について、負担付寄附に伴う市の負担額等を包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりである。

(単位：千円)

	年間	期間全体	備考
指定管理料	326,000	6,440,000	
地代	34,476	689,520	土地の評価額24.8億円(路線価を参考)
施設維持費(指定管理料に含まれる日常の点検、修繕費を除く)	-	-	市の説明によると、寄附受入前に実施した改修工事で手当済みのため、市が実施する大規模改修は指定管理期間の20年間は予定していない
ネーミングライツ	△15,550	△311,000	
計(市負担額)	344,926	6,818,520	
利用者数(千人)	309		指定管理者の事業計画によるうちアイスのみは20千人
利用者1人当たり負担額(円/人)	1,116		アイスのみは17,246円/人

出所：市提出資料より監査人作成

(注)「期間全体」は仙台市アリーナに係る指定管理者の指定期間の終期(令和27年3月31日)までの約20年間を表す

### 【現状の問題点（意見）】

本件負担付寄附に伴い、後年度に多額の市負担額が生じることから、負担付寄附に関する有効性評価が問題となる。

この点につき、市の説明によると、寄附実現によって見込まれる以下の効果により負担付寄附の有効性は認められる、とのことである。

- ▶ 寄附後の施設に見込まれる追加的な用途（アイスショー等の興行や国際規格に適合したアイスリンクを活用した競技者向けの練習環境の提供等）による経済波及効果を試算すると、10年間で市負担額を超える経済波及効果が見込まれること
- ▶ 他自治体における同規模施設の情報をもとに試算すると、公設公営で整備運営した場合の負担額は100～160億円（整備費で60～100億円、運営費で年間2～3億円×20年）であり、本市の負担軽減効果が見込まれること

しかし、以下の点を考慮すると、負担付寄附に関する有効性評価の検討が十分といえるか疑問である。

- ▶ 寄附受入時にすでに13年経過している建物や設備について、市が負担する施設維持費（指定管理料に含まれる日常の点検、修繕費を除く）の必要額が20年間ゼロと見込む根拠や利用者1人当たり負担額の水準の妥当性が不明確であること
- ▶ 利用形態に特徴のある施設でありながら、公の施設としての利用形態の妥当性を客観的に検討されているか不明確であること
- ▶ 寄附実現により寄附者に生じる固定費（地代、施設維持費、固定資産税）負担軽減メリットを踏まえ、寄附者との交渉によりネーミングライツの条件を決定する手法も考えられるが、ネーミングライツの公募と非公募のメリット評価の検討状況が不明確であること

### 【解決の方向性】

大規模プロジェクトの計画段階において、費用便益分析を含めて、事業の有効性評価の精度を高める。本件負担付寄附のような民間活用スキームの場合、外部専門家の利用を検討する。

### (7) 指定管理者利益水準の妥当性

ゼビオ社による負担付寄附に関連して、仙台市アリーナの指定管理者の収支計画は以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目		指定管理業務		派生業務・ 自主事業	合計	備考
		アリーナ	アイス			
収 入	指定管理料	—	6,440	—	6,440	
	利用料金収入	4,344	1,118	—	5,462	附帯設備分を含む
	その他	301	301	1,003	1,606	
	計	4,646	7,859	1,003	13,508	
支 出	人件費	524	786	—	1,311	
	光熱水費	454	2,172	—	2,626	精算対象（アイスのみ）
	修繕費	79	138	—	217	同上
	市民機会創出事業費	—	521	—	521	年4回開催を想定
	県外誘客事業費	220		—	220	年1回開催を想定
	一般管理費	464	785	—	1,250	主な支出先はゼビオ社
	事業推進費	938	938	—	1,876	支出先はゼビオ社
	その他	1,482	2,489	454	4,426	
	計	4,163	7,832	454	12,449	
収支		483	27	548	1,059	

出所：収支計画書、事業計画書及び市に対するヒアリングより監査人作成

(注) 指定管理者の指定期間（令和7年7月～令和27年3月）の収支計画を表す。

### 【現状の問題点（意見）】

指定管理者の収支計画に含まれるゼビオ社に対する支出項目は実質的な利益分配の性質を有する可能性も考えられるため、ゼビオ社に対する支出項目を含めて指定管理者利益水準の妥当性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、以下の点からゼビオ社に対する支出項目を含めて指定管理者の利益水準は妥当である、とのことである。

- 一般管理費は主にゼビオ社で発生する本指定管理業務に係る管理経費相当であること
- 事業推進費は、施設の安定的な運営を目的に、ゼビオ社が先行投資した費用（今回のスケートリンク設置等の施設改修をはじめとする一連のプロジェクトの推進に要した費用）の一部を利用料金収入の範囲内で充当する性質の支出であり、ゼビオ社が公表している特別損失額23.5億円よりも少ない金額であること
- ゼビオ社が公表している株主資本コスト6.6%と比較すると、本指定管理業務における利益率7.8%は事業の下振れリスクを踏まえた妥当なものと考えられること

しかし、負担付寄附が民間活用スキームとの位置付けでありながら、以下の点を考慮すると、指定管理者の収支計画や利益水準の妥当性について十分な検討がなされていたといえるか疑問である。

- 本指定管理業務に係る管理経費相当として年間63百万円発生する根拠の確認が不十分であること
- ①従来事業のアリーナ利用を確保する指定管理者の事業計画であること、②改修工事がスケートリンク設置以外の工事内容を含むこと、③寄附者側の固定費（地代、施設維持費、固定資産税）負担軽減メリット、を考慮すると、特別損失額との比較のみで事業推進費の妥当性を判断できないこと

- ▶ 本指定管理業務における利益率 7.8%は指定管理者の収入合計に対する収支差額の割合であり、比較対象とした株主資本コスト (6.6%) と算定方法が異なるため、比較対象として適当ではないこと

### 【解決の方向性】

大規模プロジェクトの計画段階において、収支計画を含む事業計画の事前精査の精度を高める。本件負担付寄附のような民間活用スキームの場合、外部専門家の利用を検討する。

また、指定管理者のモニタリングにおいて、以下のリスクへの対応に留意する。

想定されるリスク	左記リスクへの対応
実質的な利益分配取引による指定管理者利益の過小報告	指定管理者の関連当事者との取引の妥当性
恣意的な区分経理による指定管理料の過大精算	アリーナとアイスの区分経理の適切性

### (8)事業計画の蓋然性評価

ゼビオ社による負担付寄附に関連して、仙台市アリーナの指定管理者の事業計画における稼働日数の状況は以下のとおりである。

	事業計画 (通年)	令和7年度		
		事業計画(a)	実績見込(b)	b/a
アリーナ	146日	110日	119日	108.2%
アイス	156日	117日	36日	30.8%
合計	302日	227日	155日	68.3%

出所：スポーツ振興課提出資料より監査人作成

(注) 指定管理者の指定期間が令和7年7月～令和27年3月のため、令和7年度の事業計画は9ヶ月分を表す。

### 【現状の問題点（意見）】

令和7年度におけるアイスの稼働日数（実績見込）が事業計画比 30.8%と乖離が大きいため、事業計画の蓋然性評価が問題となる。

この点につき市の説明によると、以下の点から事業計画の蓋然性評価を適切に実施している、とのことである。

- ▶ 令和5年11月に締結したゼビオアリーナ仙台の改修及び管理運営に関する基本協定書に基づき、市とゼビオ社、クロススポーツマーケティング(株)の間で実施した協議結果が事業計画に反映されていること
- ▶ 仙台市アリーナの指定管理者選定委員会において事業計画に関する審査を受けていること  
しかし、事業計画におけるアイスの稼働日数の積算内訳が不明確であり、仙台市アリーナの公の施設としての中核的な利用形態であるアイスの需要見通しの精度が低い可能性が懸念されるため、事業計画の蓋然性評価が不十分だった印象は否めない。

### 【解決の方向性】

大規模プロジェクトの計画段階において、事業計画の事前精査の精度を高める。本件負担付寄附のような民間活用スキームの場合、外部専門家の利用を検討する。

## 4 スtock適正化

スポーツ施設のstock適正化の必要性を踏まえ、stock適正化計画の策定が求められている。

### 1. はじめに

#### 1.2 スポーツ施設のstock適正化の必要性

##### 1.2.1. 適切なスポーツ環境の整備とstock適正化の必要性

これまで、公共スポーツ施設の整備は、大規模な大会や競技団体からの要望等を契機として、その都度対応を行ってきたことも多く、必ずしも計画的に行われてきたわけではない。その際には、施設の整備目的が明確になっていなかったり、整備後の維持管理経費や運営経費、利用料金収入を事前に想定していなかったりする状態のまま建設が行われ、十分に活用されずに老朽化に伴って維持管理費が増加していくようなケースも多い。

現在も、各地で公共スポーツ施設の整備が行われているが、例えば、既存施設の老朽化・耐震化対策が行われているか、小規模な施設を地域に複数整備するのか、大規模な施設を1つ整備するのかの比較検証がなされているか、近隣市区町村と施設の共有化を図れないか、当該施設を今後数十年にわたり維持管理できる見通しがあるのかなど、十分な検証と計画に基づいた整備が行われていない場合も少なくない。

図1-3のとおり、我が国の社会体育施設は、平成11年頃まで増加した後、横ばいであり、また、小中学校には社会体育施設の倍以上の体育・スポーツ施設が潜在的に存在している。このように地域には一定数のスポーツ施設があるにも関わらず、一般利用の予約ができない、大会の開催場所が確保できないなど、スポーツ施設が足りないとの声は大きい。新規整備に取り組む前に、既存施設が本当に最大限活用できているか、十分な質のサービスを提供できているかなどを検証し、既存施設の運用改善を図るとともに、利用者の仲間づくりの促進、学校開放等を継続的に図ることが必要であり、安全なスポーツ環境を持続的に提供するために、地方公共団体ごとに、どのような施設がどの程度必要になるのか、将来の人口動態やスポーツの実施状況、スポーツ施設の利用状況等を踏まえた計画を策定する必要がある。

施設の老朽化や財政負担を考えれば、人口減少に伴い施設数が減少することも想定される。そのような状況下において、どういったスポーツ環境をどのように地域に適切に提供していくのか、早期に検討を進めることが必要である。

### 3. 計画策定作業の内容

#### 3.1 スポーツ施設のstock適正化計画の概要

##### 3.1.4. 計画期間

スポーツ施設のstock適正化計画の計画期間を記載する。

解説)

・ 本計画は、施設の維持だけでなく、改善や廃止等も含んだ内容となるため、中長期的な方針を打ち出すことが必要となる。施設の運営維持管理・更新等stock適正化を実現していくためには一定の期間を要することから、計画期間は10年以上で設定することとする。

・ また、計画の内容は、社会情勢の変化、地域の人口構成やニーズ等の変化、事業の進捗状況等に応じ、適宜見直しを行うこととする。

・ インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）のロードマップに基づき、本計画の策定は2020年度までのできるだけ早期に策定することとする。

出所:スポーツ施設のstock適正化ガイドライン(平成30年3月(平成31年4月一部改訂)スポーツ庁)

市では、施設マネジメントプランに基づき、スポーツ施設のストック適正化を含めて対応が図られている。市全体の将来的な財政負担推計に占めるスポーツ施設の状況は以下のとおりである。

	長寿命化取組み前の施設コスト	長寿命化取組み後の施設コスト	削減効果
今後 50 年間の総額 (年間あたり)	5 兆 7,214 億円 (1,144 億円/年)	3 兆 4,918 億円 (698 億円/年)	2 兆 2,296 億円 (446 億円/年)
(主な内訳)			
学校教育施設	1 兆 2,290 億円	7,108 億円	5,182 億円
市営住宅	5,456 億円	3,315 億円	2,141 億円
庁舎等	2,731 億円	2,051 億円	680 億円
地域施設	2,081 億円	1,284 億円	797 億円
文化交流施設	1,688 億円	1,165 億円	523 億円
スポーツ施設 (注)	717 億円	574 億円	143 億円

出所：施設マネジメントプラン

(注) 施設マネジメントプランに記載がないため、財政企画課提出資料による

スポーツ振興課が所管するスポーツ施設については平成30年に個別施設計画を策定しているが、個別施設計画の積み上げによる施設コスト（今後50年間）は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	H31～40	H41～50	H51～60	H61～70	H71～80	計
建築合計	6,827	8,350	18,070	15,534	21,437	70,218
電気合計	1,028	1,888	2,160	3,064	2,996	11,136
機械合計	2,991	4,534	4,659	7,066	5,768	25,019
委託費	883	1,034	1,742	1,796	2,114	7,570
合計	11,729	15,805	26,631	27,461	32,316	113,942

出所：スポーツ振興課提出資料

(注) 金額は税抜を表す。

### (1) 財政負担推計と個別施設計画の乖離

スポーツ施設に係る長寿命化取組み後の施設コスト 574 億円（今後 50 年間）の施設別内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

施設名称	財政負担推計
茂庭庭球場	67
泉総合運動場	6,966
若林日辺グラウンド	6
馬場グラウンド	92
釣取球場	172

施設名称	財政負担推計
川内庭球場	235
北中山コミュニティグラウンド	153
新田東総合運動場	3,950
宮城広瀬総合運動場	1,949
今泉運動場	1,936
青葉体育館・仙台市武道館	2,666
若林体育館	2,440
秋保体育館	929
出花体育館	961
仙台市体育館	16,482
泉海洋センター	814
七北田公園体育館	1,167
葛岡温水プール	502
鶴ヶ谷温水プール	888
根白石温水プール	863
水の森温水プール	1,202
中田温水プール	996
仙台市屋内グラウンド	5,537
陸上競技場	6,433
高砂庭球場	19
計	57,436

出所：財政企画課提出資料

(注) 金額は推計時の消費税(10%)込みを表す。

財政負担推計と個別施設計画の範囲、推計方法に相違あるため、これらを調整のうえ両者を比較すると以下のとおりである。

(単位：百万円)

	財政負担推計	個別施設計画	備考
集計結果	57,436	113,942	個別施設計画はスポーツ振興課のみ
仙台スタジアム	-	12,749	個別施設計画(公園管理課所管)
七北田公園体育館	-	1,184	個別施設計画(公園管理課所管)
消費税	-	12,669	税抜の個別施設計画に係る調整
補正後	57,436	140,544	

### 【現状の問題点(意見)】

以下の点から、施設マネジメントプランにおける長寿命化取組み後の財政負担推計(今後50年間)の適否が問題となる。

- ▶ 時点差異があるとはいえ、財政負担推計(57,436百万円)と個別施設計画の積み上げ

(140,544百万円)に2.4倍もの乖離が生じていること

- 財政負担推計の対象施設に仙台スタジアムが含まれていないこと

この点につき、市の説明によると、施設類型ごとの㎡単価により財政負担推計しているため個別施設計画の積み上げと乖離が生じているが、以下の点から長寿命化取組み後の財政負担推計は適当なものである、とのことである。

- 長寿命化取組み前の施設コストと同様、施設類型ごとの㎡単価で推計することが長寿命化取組み前後の比較可能性として適当であること
- 施設類型により策定期間等が異なるため、個別施設計画の積み上げを財政負担推計に活用することは困難であること
- 仙台スタジアムは特殊性の高い施設であり㎡単価の設定が困難であるため財政負担推計の対象施設に含まれていないこと

しかし、以下の点を考慮すると、財政負担推計に合理性が認められるか疑問である。

- 施設マネジメントプランの本来の趣旨である長期的な財政の持続可能性の検証を鑑みると、長寿命化取組み前後の比較可能性より、長寿命化取組み後の施設コストの精度が重要と考えられること
- 施設類型ごとの㎡単価より、対象施設の個別状況を反映した個別施設計画が、長寿命化取組み後の施設コストに関する最善の見積りであると考えられること
- 個別施設計画があるにも関わらず、㎡単価の設定困難を理由に、大規模施設である仙台スタジアムを対象施設に含めずとも財政負担推計として適当である、という市の説明には明らかに無理があり、財政負担推計の集計もれと考えられること

### 【解決の方向性】

長寿命化取組み後の施設コストについて下記比較を行い、施設マネジメントプランの適時改訂を要するほどの重要な乖離が生じていないか精査する。

- 個別施設計画の積み上げ（必要に応じて時点補正）
- 施設類型ごとの㎡単価（推計値）と最近における対象施設に係る大規模改修工事費等の実績（契約額）

## (2)施設コストの過小見積

令和6年10月に改訂された施設マネジメントプランは、物価の高騰をはじめとした社会情勢の変化を反映して策定したものとされている。

### 1. はじめに

#### (1) 公共施設総合マネジメントプランの策定について

本プランは、各般の取組みを行うことにより実質的な成果に着実につなげていくことを主眼としており、中長期的な取組みが必要となるものです。そのため、社会情勢や市民ニーズの変化に的確な対応を行うプランとし、これらの変化に応じて5年ごとを目途に全般的な見直しを行うこととしております。

令和6年度の見直しにおいては、本プランが、公共施設のマネジメントにおける本市の基本的

な考え方や取組方策を示すものであることとの位置付けはそのままとする一方、少子高齢化の加速や物価の高騰、コロナによる社会変様、デジタル化の進展や脱炭素に向けた機運の高まりなど、社会情勢の急速な変化を踏まえて、基礎的な数値の更新及び国や本市の取組み状況を踏まえた表記の時点修正を行うとともに、具体的な取組みの実績を確認し、今後の公共施設の管理に関する基本的な考え方（長期的な方向性）を記載します。

出所：施設マネジメントプラン

また、施設マネジメントプランでは、公共施設の改修・更新などに必要となる施設コストの増加等の課題が示されている。

#### 5. 公共施設の課題整理について

##### (1) 施設の老朽化による更新・維持管理コスト増大への対応

- ・ 大量の公共施設への対応が必要となる時期を迎えています。
- ・ 施設の老朽化が進行すると更新・維持管理コストが増大することが見込まれることから、施設の長寿命化や効率的な維持管理、さらには施設機能に着目した公共施設の見直しなどによる財政負担圧縮が不可欠です。
- ・ 安定した公共施設運営のため、厳しい財政環境下であっても確実な予算確保が必要です。

##### (2) ニーズの変化への対応

(中略)

##### (3) 庁内推進体制の整備

- ・ 公共施設に関する課題を共有化するため、データ収集・分析を効率的に行う仕組みが必要です。
- ・ 老朽化などの課題に対しては全庁的な取組みが不可欠であり、より実効性が高い組織体制の構築が必要です。
- ・ 公共施設についての情報共有の強化や予算編成との連動を行い、必要な予算を確保することが重要です。

出所：施設マネジメントプラン

一方、市では個別施設計画に基づく大規模改修工事について計画と実績の比較分析が未実施のため、スポーツ施設の大規模改修工事に係るサンプル2件を抽出し、計画と実績を比較した。

(単位：百万円)

	個別施設 計画 (A)	実際の契約 額 (B)	B/A	備考
中田温水プール大規模改修工事	362	666	1.84	契約額は令和5年度の当初契約額を表す。 抽出条件：令和5年度までに契約締結した工事のうち金額上位1件
仙台市体育館大規模改修工事	2,857	4,993	1.75	契約額は令和6年度の当初契約額を表す。 抽出条件：令和6年度までに契約締結した工事のうち金額上位1件

出所：スポーツ振興課提出資料より監査人作成

### 【現状の問題点（意見）】

大規模改修工事費について、個別施設計画における工事費見積額と実際の工事契約額の乖離が大きいと考えられるため、個別施設計画上の工事費見積額の妥当性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、個別施設計画は平成 30 年度に策定したものであるため、実際の工事契約額の乖離は最近の物価上昇等の経済環境の変化による影響が主要因である、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、施設コストの過小見積りが懸念される。

- 個別検出事項「4（1）財政負担推計と個別施設計画の乖離」に記載のとおり、財政負担推計（57,436 百万円）と個別施設計画の積み上げ（140,544 百万円）に 2.4 倍もの乖離が生じていること
- 個別施設計画に基づく大規模改修工事費が計画比で約 1.8 倍の事案が生じていること

### 【解決の方向性】

個別施設計画に基づく大規模改修工事費に係る計画・実績の比較分析、検討を含めて、施設コストの確認・検証を実施する。

#### 7. 公共施設マネジメントの取組方策について

##### （1）総合的な管理・保全の強化

##### ⑦ 施設コストの確認・検証

- ・ 将来的な財政負担を把握しつつ、公共施設の経営を持続可能なものとするためには、本プランに記載した取組みを実施することにより、施設コストが減少することを確認・検証する必要があります。
- ・ 標準的な市民センターにおける本プラン策定前の実績に基づく、施設コストの低減につながるものと試算しております。

出所：施設マネジメントプラン

### (3)見える化資料の記載不備

市では公共施設マネジメントの基礎データとして活用することを目的とした、施設別の見える化資料を作成している。

#### 7. 公共施設マネジメントの取組方策について

##### （2）現有施設活用の徹底

##### ① 施設データの一元的整備・把握

- ・ 施設所管部署ごとに整備・管理されている施設管理台帳・システムの現状を踏まえつつ、本プランに基づくマネジメントの推進に必要な情報項目などを整理し、施設データとして一元的な把握を行っています。
- ・ 収集した情報を適切に更新することにより、公共施設マネジメントの基礎データとして活用します。

##### ② 全体像の「見える化」

- ・ 施設の稼働状況や老朽化の程度、管理運営に要する経費などのデータを総合的に集約・整理

し、分かりやすく公表することにより、公共施設の現状と課題などについて対外的な共有を図るとともに、公共施設マネジメントの各般の取組みについて市民の理解促進に努めます。

#### 具体的な取組み

- ・平成 28 年より「仙台市 公共施設の『見える化』－公共施設のいま－」を作成し、市民利用施設等を公表対象とするなどして、順次、公表範囲を広げてきました。

#### <公表施設一覧>

##### ○地域施設

- ・市民センター
- ・コミュニティ・センター
- ・老人憩の家

##### ○市民利用施設

- ・ホール系施設（文化センターなど）
- ・スポーツ施設（競技場、体育館など）
- ・社会教育施設等（図書館、博物館など）
- ・駐輪場
- ・児童館・児童センター

出所：施設マネジメントプラン

スポーツ施設の一例として、仙台スタジアムの見える化資料（令和 5 年度）については「添付資料 4. 見える化資料（仙台スタジアム）」を参照されたい。

スポーツ施設においては、施設別の利用状況（利用人数、稼働率）を把握し、政策優先度の検討に活用するものとされている。

### 3. 計画策定作業の内容

#### 3.4 スポーツ施設の環境評価

##### 3.4.2. スポーツ施設の環境に関する情報の収集・整理

（中略）

（利用状況）

- ・延べ利用者数を日常的に把握する。団体利用の場合であっても、延べ利用者数を把握する必要がある。政策優先度の検討に当たっては、延べ利用者一人当たり維持管理費を算出し指標として用いてもよい。また、利用者の固定化等の実態を把握するために、実利用者数も併せて把握する。
- ・延べ利用者数及び実利用者数については、地域で求められているスポーツ環境を各施設が提供できているか検証できるよう、できる限り性別、年代、居住地域、障害の有無等、利用者属性を把握する。
- ・施設の稼働率を把握する。稼働率は利用可能枠数を分母、利用枠数を分子とするなど、細かく把握する必要がある。個人でチケットを購入して利用するような水泳プールや陸上競技場等の個人利用時間については、稼働率による評価ではなく延べ利用者数で評価する必要がある。

出所：スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（平成 30 年 3 月（平成 31 年 4 月一部改訂）スポーツ庁）

### 【現状の問題点（指摘）】

スポーツ施設に係る見える化資料（令和5年度）について、以下の記載不備が検出された。

#### ■大規模改修年度

築年数が30年以上かつ大規模改修年度が「－」となっている施設のうち、以下の施設について大規模改修年度の記載がもれている。

施設名	建築年度（築年数）	大規模改修年度	
		見える化資料	正確な内容
42 若林体育館	昭和56年（43年）	－	平成30年
43 秋保体育館	平成6年（30年）	－	令和5年
44 出花体育館	平成2年（34年）	－	令和4年
50 根白石温水プール	平成3年（33年）	－	平成30年
67 宮城広瀬総合運動場	昭和62年（37年）	－	平成30年（体育館） 令和5年（プール）
69 泉総合運動場	昭和53年（46年）	－	令和5年

出所：スポーツ振興課提出資料より監査人作成

市の説明によると、見える化資料（令和6年度）において上記記載もれの修正を行う、とのことである。

#### ■稼働率の算定方法

施設の稼働率は原則として施設予約システムのデータをもとに利用可能枠数を分母、利用枠数を分子として算定しているが、稼働率の算定方法に疑義のある施設が検出された。

施設名	稼働率（%）	市の説明
39 仙台市陸上競技場	競技場等 100.0	施設予約システムのデータによらず、別管理で稼働率を算定している。
46 泉海洋センター	不算定	他類似施設と同様に算定した場合の稼働率は68.4%である。（注1）
59 仙台市屋内グラウンド	競技場 100.0	施設予約システムのデータによる稼働率であるが、競技場の一部のみの利用や個人使用を除いて、競技場全面及び庭球場利用に限ると稼働率は41%である。（注2）
61 北中山コミュニティグラウンド	グラウンド 93.5	施設予約システムのデータによる稼働率であるが、一般開放の取扱い相違を考慮した稼働率は37%である。

（注1） 他施設と比べて、競技場の半面等のみの区分貸しや時間貸しが多い施設であり、それらの使用方法については上記稼働率に含んでいない。

（注2） 競技場の一部（半面のみ等）のみ利用や個人使用を含めると、ほぼ常時稼働している施設である。

市の説明によると、稼働率を算定するためのデータの集計方法が様々であり、その調整に時間やコストを要するものの、可能な限り各施設が横並びで比較できるよう施設所管課と調整を行う、とのことである。

#### ■使用料の内訳区分

各施設の収入である使用料は「営利目的分以外」「営利目的分」に区分記載することとされている。市のスポーツ施設においては仙台スタジアムを除いて、使用料はすべて「営利目的分以外」として記載されている。

この点に関する市の説明は以下のとおりである。

- 営利目的での使用があるスポーツ施設は他に3施設（仙台市体育館、青葉体育館、新田東総合運動場（宮城野体育館））あるものの、営利目的分を区別集計していない
- 使用料の内訳区分の集計方法が様々であり、その調整に時間やコストを要するものの、可能な限り各施設が横並びで比較できるよう施設所管課と調整を行う

仙台市体育館、青葉体育館、新田東総合運動場（宮城野体育館）に係る使用料（営利目的分）が正確に把握されていない。

#### ■公園占用料の未反映

仙台スタジアムにおける使用料減免の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

	ベガルタ仙台 (2023-2024 シーズン)	マイナビ仙台レディース (2024-2025 シーズン)
減免前使用料	64,855	12,039
減免額	25,000	6,019
減免後使用料	39,855	6,019

出所：公園管理課提出資料

（注）年間減免額 1,000 千円以上の相手先

一方、見える化資料では、施設使用料減免実施額は 1,237 万円（「添付資料 4. 見える化資料（仙台スタジアム）」を参照）と少ない金額が記載されている。

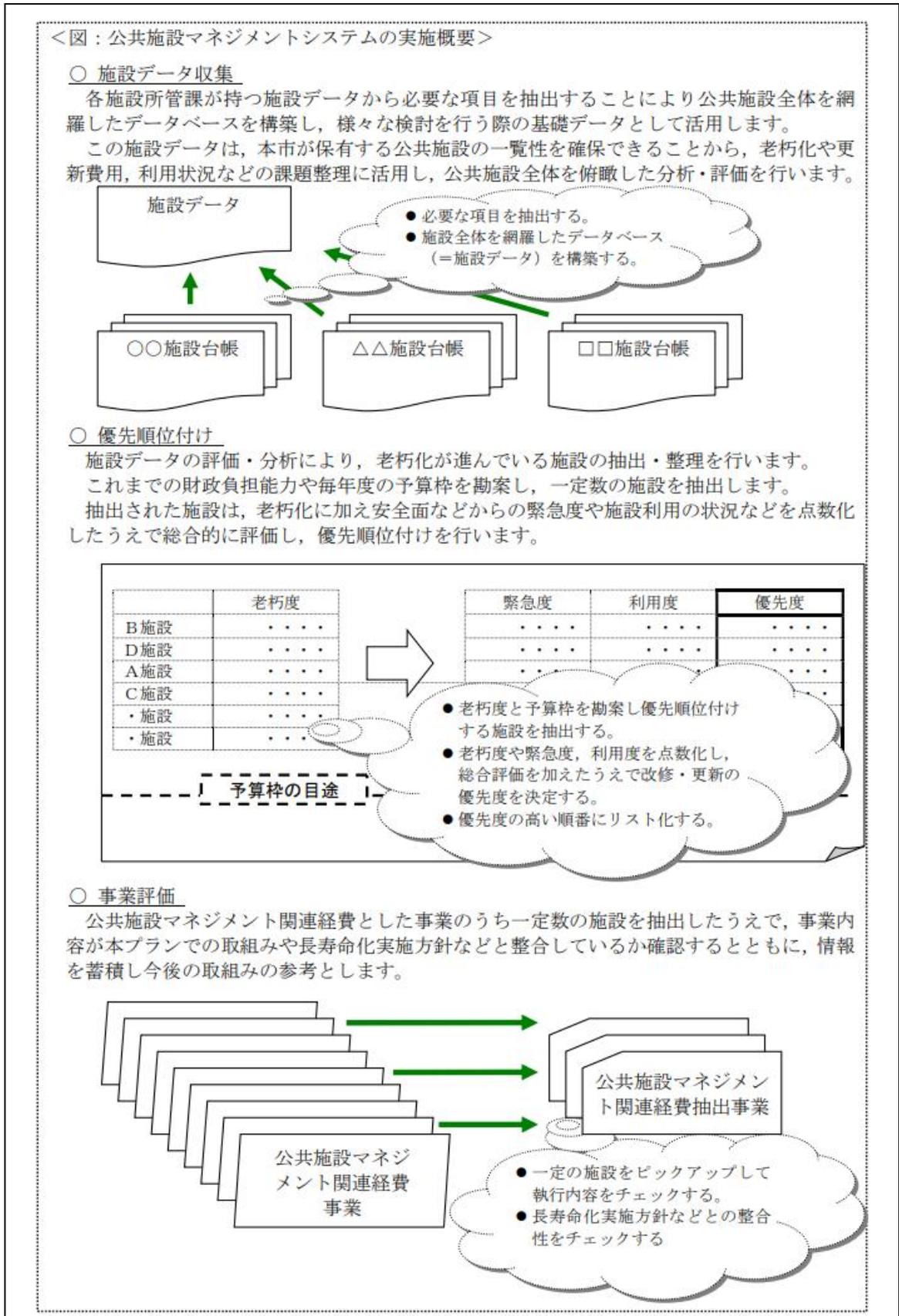
市の説明によると、見える化資料においては公園占用料を施設別のコスト状況に含めていないことによる差異である、とのことであるが、公園占用料を反映させることが施設別コストの経済的実態を表す点で合理的と考えられる。

#### 【解決の方向性】

公共施設の現状と課題などについて対外的な共有を図るとともに、公共施設マネジメントの各般の取組みについて市民の理解促進を図る、という見える化資料の作成趣旨を踏まえ、記載情報の正確性に関する再点検を実施する。

#### (4) 公会計情報の活用不足

市は「施設データ収集→優先順位付け→事業評価」の循環により公共施設マネジメントを実施することとされている。



出所：施設マネジメントプラン

公共施設等の適正管理に資する情報として、地方公会計から得られる情報の積極的な活用が望ましいとされている。

### 第三 その他

#### 四 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

出所：公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和5年10月10日改訂 総務省）

### 【現状の問題点（意見）】

毎年度、市が作成している見える化資料において公会計情報が活用されていない。

この点につき、市の説明によると、市民利用施設に係る受益者負担において、施設整備費等のイニシャルコストまでの受益者負担を想定しない市の基本方針があるため、見える化資料において公会計情報を活用していない、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、市の公共施設マネジメントにおいて公会計情報の活用が不足していると考えられる。

- 見える化資料は施設利用者の受益者負担に関する情報提供目的のみで作成・公表するものではない。市が掲げる「施設データ収集→優先順位付け→事業評価」の循環による公共施設マネジメントを実施するうえで、施設利用者数のほか、施設整備費（減価償却費）と維持管理費で構成される行政コストも併せて検討するのが効果的であること
- 令和5年度に係る見える化資料及び固定資産台帳データをもとに、包括外部監査人が試算したスポーツ施設別の利用者1人当たり行政コストについては「添付資料1. スポーツ施設の一覧」を参照されたい。スポーツ施設のストック適正化に向けた様々な課題の検討が可能であるため、市においても行政コスト情報の活用を進める必要があると考えられること

### 【解決の方向性】

市の公共施設マネジメントにおける各局面（施設データ収集、優先順位付け、事業評価）において、施設整備費（減価償却費）を含む施設別の行政コスト情報を活用し、重要業績評価指標（KPI）等に反映させる。スポーツ施設に係るKPIとして、例えば「利用者1人当たり行政コスト」が考えられる。

## (5) 固定資産台帳の不備

固定資産台帳は整備することが目的ではなく、整備後の同台帳の活用を念頭に置いて、整備を進めていくことが重要とされている。

### II 固定資産台帳の整備目的

2. 固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。固定資産は、1年限りで費消される費用と異なり、その資産が除売却されるまで長期にわたり行政サービス等に利用されることから、会計上の価額管理を行う必要があります。統一的な基準では、その現在高は貸借対照表（償却資産は、原則として取得価額等と減価償却累計額を表示）に、その期中の増減は純資産変動計算書に表示されます。
4. 固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。
5. 今後、全ての地方公共団体に適用する統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要があります。また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報や施設別・事業別等のセグメント別の財務情報をあわせて示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、同台帳の整備は重要であり、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入促進にもつながると考えられます。
6. さらに、固定資産台帳は、総務省が策定及び見直し・充実を要請している「公共施設等総合管理計画」に関連して、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することも考えられます。
7. このように、固定資産台帳は、整備することが目的ではなく、整備後の同台帳の活用を念頭に置いて、整備を進めていくことが重要となります。
8. また、前述のとおり現行制度における各種台帳の記載項目については、その目的や構造等において固定資産台帳との相違点も多くありますが、将来的には一体的な管理を行うようにすることが効率的な資産管理という観点からも望ましいため、既存の各種台帳と固定資産台帳とを連動できるようにし、可能な限り一体的な管理・運用ができる形で整備することも考えられます。

### III 固定資産台帳の記載単位

10. 固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでなければなりません。そのためにも、記載単位としては、
  - ①現物との照合が可能な単位であること
  - ②取替や更新を行う単位であることという2つの原則に照らして判断し、記載することが適当です。
11. すなわち、資産として記載する「1単位」の区分については、①により、固定資産について、

その現物が確認でき、対応する価額を特定できることが必要になり、かつ、②により、例えば耐用年数が異なるなど償却資産の単位に区分することが必要となります。

#### IV 固定資産台帳の記載項目

18. 固定資産台帳が財務書類作成のための補助簿の役割を果たす以上、財務書類に計上される項目の内訳が算出できるようになっていなければなりません。また、前述したように、公共施設マネジメントへの活用などを前提とした、各種台帳との連動を意識した作りとすることが望まれます。
19. 具体的には、別紙2のとおりであり、1資産単位ごとに各項目を備えることとし、特に財務書類作成のための項目については、毎年度公表することとします。なお、公表するに当たっては、各項目の概念に沿ったものが網羅されていれば良く、各項目の名称まで統一する必要はありません。また「期末簿価」のように他の項目（「取得価額等」と「減価償却累計額」）から算出可能なものは表示しないことを許容します。
20. また、固定資産台帳を公共施設マネジメント等に活用するため、固定資産台帳上のデータと自治体が別途保持するデータ（利用者数、修繕費等）との紐付けが容易に行えるよう、固定資産台帳に「所管部署」と「施設等コード」を追加することで、より正確な財務情報や施設ごとの実績情報の両面から、今後の更新・統廃合・長寿命化等の方針について検討することが期待されます。

出所：「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和7年3月改訂 総務省））

今回の監査対象としたスポーツ施設に係る固定資産台帳の記録については「添付資料1. スポーツ施設の一覧」の「固定資産台帳」欄を参照されたい。

#### 【現状の問題点（指摘）】

固定資産台帳（令和5年度）について、以下の不備が検出された。

##### ■ 除却処理もれ

「泉総合運動場プール管理棟」が固定資産台帳に含まれており、除却処理もれと認められる。  
(単位：千円)

資産名称	取得価額	減価償却費	期末簿価	備考
泉総合運動場プール管理棟	52,355	1,151	10,792	令和4年度に除却

出所：固定資産台帳より監査人作成

この点につき、市の説明によると、本件については固定資産台帳（令和6年度）の更新において除却処理を行う、とのことである。

しかし、本件除却処理が適時に行われていないため、令和4年度及び令和5年度の固定資産台帳に記載誤りが生じている。

なお、「添付資料1. スポーツ施設の一覧」中の固定資産台帳欄にはこれに係る修正は反映していない。

### ■記載単位の区分不備

同一公園敷地内の施設について、施設別に区分管理されていない施設が検出された。

(単位：千円)

公園名	取得価額	減価償却費	期末簿価	施設区分		
				庭球場	野球場	その他
卸町東二丁目公園	544,944	906	27,039	154	173	○
中田中央公園	675,418	17,122	226,796	155	—	193 (運動広場)
将監公園	333,123	343	9,717	156	187	○
寺岡中央公園	628,124	530	14,595	157	188	○
松陵公園	321,570	8,054	23,185	158	189	○
海岸公園	501,603	21,057	345,658	161	171	—
湯元公園	1,454,023	3,370	46,751	162	—	○
長命ヶ丘公園	417,712	194	5,417	163	179	○
住吉台西四丁目公園	335,687	8,350	168,188	166	—	○
扇町一丁目公園	665,132	3,414	113,897	—	170	○
桜ヶ丘公園	1,058,842	26,975	69,733	—	180	○
日の出町公園	445,362	196	3,217	—	182	○
広瀬川若林緑地	428,864	602	2,008	—	183	○
太白公園	317,186	611	3,434	—	185	○
七北田公園	5,197,489	132,633	889,394	—	190	○
海岸公園運動広場	421,120	18,793	317,845	—	—	192 (運動広場) 196 (パークゴルフ場)

出所：財政企画課提出資料より監査人作成

(注) 施設区分欄の番号は見える化資料の施設 No. を表す。

この点につき、市の説明によると、毎年固定資産台帳更新に係る作業要領に、台帳への記載単位を①現物との照合が可能な単位であること②取替や更新を行う単位であること、を原則の取り扱いとする旨を記載し、例年の更新作業にあたっており、引き続き市内への周知を図るとともに、区分可能なものについては、可能な限り記載単位の区分への分割を図る、とのことである。

しかし、「添付資料1. スポーツ施設の一覧」中の固定資産台帳欄には「内訳不明」と記載している上記該当施設については、固定資産台帳の記載単位の区分不備と認められる。

### ■取得価額の過小計上

固定資産台帳上の仙台スタジアムの取得価額が1,931百万円となっている。

仙台スタジアムの建築年度は平成9年であり、建設事業費に関する情報を確認できなかったものの、仙台スタジアムの施設規模と比較し、固定資産台帳上の取得価額1,931百万円は明らかに過小と認められる。固定資産台帳上の取得価額が過小になっている要因が明らかではないため、取得価額の過小計上と認められる。

### 【解決の方向性】

固定資産台帳の記録の正確性を確保するため、固定資産の実在性や記載単位の適切性の点検の精度を高める。

## (6)取組成果の開示不足

市の公共施設マネジメントでは施設マネジメントプランの進捗管理を適切に行い、取組方策ごとの成果を毎年度取りまとめたうえで公表することとされている。

<p>2. 本プランの枠組みについて</p> <p>(2) 実施期間・進捗管理</p> <p>本プランの実施期間は平成 26 年度からとし、終期は定めず長期的なプランとします。必要に応じた見直しやこのプランに基づく取組みの細目の策定は随時行うものとしますが、本プラン自体を定期的に検証し、社会情勢や市民ニーズの変化に応じた対応、取組方策の実施状況を踏まえた変更、将来的な財政負担推計の再精査などについて、5 年ごとを目途に全般的な見直しを行う変更に的確に対応するプランとします。</p> <p>また、進捗管理を適切に行い、取組方策ごとの成果を毎年度取りまとめたうえで、ホームページなどで公表します。</p>
---

出所：施設マネジメントプラン

施設マネジメントプランの進捗状況（令和 6 年度）として、以下のような公表がなされている。

取組方策	令和 6 年度の取り組み
(1)総合的な管理・保全の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の長寿命化が大きな取り組みの一つであり、建築物をより長く使用できるように大規模改修を実施</li> <li>本市で管理する建築物をA、B、Cの3つの群に区分し、それぞれの特性に応じた取り組みを推進</li> </ul>
(2) 現有施設活用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の現状を明らかにし、更なる活用方策や施設のあり方等についての検討を促進するため、施設の老朽度、利用状況、コスト状況等のデータを整理集約した「仙台市公共施設の『見える化』－公共施設のいま－」を作成（平成 28 年度から継続）</li> </ul>
(3)施設の質・量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋保地域における小学校の統合に伴う教育環境の再整備のため、秋保小学校の実施設計を実施。</li> <li>生出地域における複合化公共施設整備事業について、実施設計を実施</li> <li>小松島地域におけるコミュニティ・センター及び出張所の建替事業の建設工事を実施</li> <li>七北田地域における教育支援センターと保育所の複合化事業について、実施設計を実施</li> <li>鶴ヶ谷地域における学校、コミュニティ・センター及び児童館の複合化事業について、基本設計を実施</li> <li>市全体の未利用資産（土地・建物）について、一元的な管理及び計画的な売却を進め、収益化に繋げる取り組みを推進</li> </ul>
(4) 民間活力導入・市民協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI 事業や指定管理者制度、新たな広告事業について適宜導入を検討、施設命名権について新規募集を行うなど、民間活力の導入を推進</li> <li>民間活力導入による泉区役所新庁舎の整備に向けて事業者との協議・調整を実施。新庁舎の建設工事を実施。</li> </ul>

取組方策	令和 6 年度の取り組み
(5) 公共施設 マネジメント 推進体制の整 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体の進捗状況の確認と調整等を行う場として「仙台市公共施設総合マネジメント推進本部会議」を定期的に開催し、組織横断的な連絡体制を整備（平成 28 年度から継続）</li> <li>技術的な視点から建築・設備の劣化状況・緊急度・周辺部位への影響度等を評価したうえで、計画保全の優先順位付けや、計画保全時期を踏まえた部分改修の査定を行うなど、予算と連動した公共施設マネジメントを実施（平成 28 年度から継続）</li> </ul>

出所：仙台市公共施設総合マネジメントプランの進捗状況（令和 7 年 3 月）

### 【現状の問題点（意見）】

施設マネジメントプランの取組方策「（1）総合的な管理・保全の強化」に係る令和 6 年度の取り組みについて、計画どおり大規模改修工事等を実施した旨のみの記載であるため、同取組方策に係る成果の公表や進捗管理の適切性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、当該計画期間における大規模改修等の実績をもとに、施設類型ごとの㎡単価と実績（契約額）との比較により、施設コストの確認・検証をし、プラン改定時に将来的な財政負担推計の精度を上げていくため、取組方策に係る成果の公表や進捗管理として適切なものである、とのことである。

しかし、個別検出事項「4（2）施設コストの過小見積」に記載のように、施設コストの過小見積が懸念される状況は「施設コストの確認・検証」や「将来的な財政負担推計」に重要な影響を及ぼす事象が発生していると考えられる。このような状況に関する情報が何ら開示されていないため、施設マネジメントプランに係る成果の公表内容として不十分である。

### 【解決の方向性】

施設マネジメントプランの進捗管理として、取組方策「総合的な管理・保全の強化」に係る下記項目を含めて毎年度の成果として公表する。

項目	毎年度の成果に含める事項
施設コストの 確認・検証	個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の策定状況 大規模改修工事に関する個別施設計画の計画値と実績（契約額）の乖離状況 施設マネジメントプランの取組みの有効性検証
将来的な財政 負担推計	長寿命化取組み後の施設コスト（推計値）と個別施設計画の積み上げの乖離状況

## 5 補助金

負担金、補助金及び交付金の内訳（令和6年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

事業名	交付・支出先	金額	備考
法人管理及びスポーツ振興事業	事業団	201,357	外郭団体
ベガルタ仙台ホームタウン協議会負担金	ベガルタ仙台ホームタウン協議会	10,000	庁内団体等
せんだいアクティブライフスタイル推進事業実行委員会負担金	せんだいアクティブライフスタイル推進事業実行委員会	9,970	
発見！はじめてスポーツチャレンジフェスタ 2024 負担金	せんだいアクティブライフスタイル推進事業実行委員会	4,749	
スポーツ推進委員活動費	仙台市スポーツ推進委員協議会	1,887	
スポーツ振興事業	仙台市スポーツ協会	17,908	
スポーツ振興事業	仙台市学区民体育振興会連合会	18,464	
仙台国際ハーフマラソン 2024 負担金	仙台国際ハーフマラソン大会実行委員会	60,000	
マイナビ仙台レディースホームタウン協議会負担金	マイナビ仙台レディースホームタウン協議会	1,500	
仙台 89ERS ホームタウン協議会負担金	仙台 89ERS ホームタウン協議会	1,500	
第 42 回全日本大学女子駅伝対校選手権大会共催負担金	全日本大学女子駅伝対校選手権大会実行委員会	11,000	
その他 10 件		19,948	
	合計	358,286	

出所：スポーツ振興課提出資料より監査人作成

（注）金額が 10,000 千円以上（ただし、庁内団体等に対する支出は全件）

このうち、事業団に対する補助金 201,357 千円（令和6年度）の概要は以下のとおりである。

<p>（補助金の交付対象者）</p> <p>第 2 条 この補助金の交付を受けることができる者は、公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団とする。</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第 3 条 この補助金の交付対象となる事業は、公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団の法人管理及びスポーツ振興事業とする。</p> <p>（補助対象経費）</p> <p>第 4 条 補助対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 法人管理費</p> <p>二 振興事業費</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第 5 条 補助金の額は補助対象経費から収入分を差引いた額を限度とする。</p> <p>（実績報告）</p> <p>第 11 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団補助金事業実績報告書（様式第 7 号）に次の書類を添えて、事業完了後速や</p>
--

- かに行わなければならない。
- 一 事業結果（成績）報告書
  - 二 収支計算書又は収支を証する書類

出所：公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団運営補助金交付要綱

（単位：千円）

	金額	補助金の区分経理別内訳		
		公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計
大会運営等事業	6,267	6,267		
情報収集提供事業	2,405	2,405		
マイタウンスポーツ活動推進事業	6,357	6,357		
スポーツコミッション事業	6,624	6,624		
法人管理運営	179,701	110,696	4,851	64,153
合計	201,357	132,351	4,851	64,153

出所：事業団提出資料より監査人作成

市では外郭団体に対する補助を行う場合の留意事項が示されている。

## 第2章 共通事項

（補助）

第7 外郭団体に対して財政的な補助を行う場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 補助の対象となる範囲と補助金額の算定の基準を明確にし、必要最小限の額にとどめること
- (2) 運営費の補助を行う場合には、事業運営等について十分に指導、調整等を行い、運営の効率化を図るなどその圧縮に努めることを求めること

出所：仙台市外郭団体の指導、調整等に関する指針（平成12年9月11日市長決裁）

### (1) 収益事業に対する補助

事業団に対する補助金 201,357 千円（令和6年度）のうち、事業団の収益事業等会計に区分経理されている補助金 4,851 千円に関連して、事業団の収益事業等会計に係る経常収益・経常費用の状況（令和6年度）は以下のとおりである。

科目	金額（千円）	区分経理方法
受取補助金	4,851	全体収益を「公益61：収益3：管理36」で配賦
受託料収益	1,373	
指定管理料収益	63,560	拠点館に係る収益を「公益92：収益7：管理1」で配賦
雑収益	2,276	
経常収益計	72,062	
人件費	23,878	施設管理運営事業費を従事割合（公益94：収益6）で配賦した額 18,042 千円を含む

科目	金額（千円）	区分経理方法
光熱水料費	12,966	施設管理運営事業費を使用割合（公益93：収益7）で配賦
委託料	15,783	
その他事業費	18,211	
経常費用計	70,838	
当期経常増減額	1,223	

出所：令和6年度決算書（事業団）、事業団提出資料より監査人作成

### 【現状の問題点（指摘）】

個別検出事項「6（10）補助対象人件費の管理不備」に記載のとおり、事業団において補助対象経費の9割以上を占める人件費について事業別管理が行われていない。このため、事業団に対する補助金に係る公益上の必要性を確認するため、事業団の収益事業等会計に区分経理されている事業内容が問題となる。

この点に関する市の説明は以下のとおりである。

- 事業団の収益事業はプロスポーツや企業が物販・販促活動等で使用する場合を指す「スポーツ活動拠点施設を公益目的外（施設利用者が営利目的で施設を利用する場合）で貸与する事業」である。
- 事業団の経理においては、補助金・受託料・指定管理料などの収入の種類によって明確に区分した取扱いをしており、補助金が指定管理業務等に使用されることはない。
- 公益法人会計において、人件費等の共通費用の配賦基準は認定法施行規則やガイドラインに定める範囲で合理的な基準であれば法人で決定することができるとされており、顧問税理士にも適正性を確認しているうえ、公益認定等委員会で認められたものである。事業団の人事労務業務等を行う共通費用となる総務系の人件費については、公益法人会計の区分経理においては、その従事時間等の割合に応じて収益事業等会計にも配賦しているものの、指定管理業務に相当する経費ではない。
- 補助対象となる公益事業の範囲と、事業団で採用する公益法人会計の会計区分は必ずしも一致するものではなく、収益事業等会計に区分されているものについても、市の業務を補完し、事業団設立の経緯や目的と合致するスポーツの普及振興を図るための公益的な業務に充てられるものであり、公益上の必要性は認められる。

しかし、多くの費用科目が施設管理運営事業費を配賦したものであるため、事業団の収益事業等会計は実質的に施設管理運営事業（営利目的による施設利用分）と考えられる。以下の点を考慮すると、収益事業等会計に区分経理された受取補助金相当に公益上の必要性は認められない。

- 事業団の施設管理運営事業は指定管理料を財源に賄う性質の経費と認められること
- 指定管理業務は全て公募によるものであるため、指定管理者の公募に関する競争条件の公平性を欠くこと

### 【解決の方向性】

補助金検査時において、補助対象経費と事業団の経理区分の整合性を確認する。

## (2) 団体運営費に対する補助

事業団に対する補助金 201,357 千円（令和 6 年度）のうち、事業団の法人会計に区分経理されている補助金 64,153 千円に関連して、事業団の法人会計に係る経常収益・経常費用の状況（令和 6 年度）は以下のとおりである。

科目	金額（千円）
受取補助金	64,153
受託料収益	3,949
指定管理料収益	11,476
雑収益	2,040
経常収益計	81,619
人件費	53,709
その他管理費	28,098
経常費用計	81,807
当期経常増減額	△188

出所：令和 6 年度決算書（事業団）より監査人作成

### 【現状の問題点（指摘）】

個別検出事項「6（10）補助対象人件費の管理不備」に記載のとおり、事業団において補助対象経費の 9 割以上を占める人件費について事業別管理が行われていない。このため、事業団に対する補助金に係る公益上の必要性を確認するため、事業団の法人会計に区分経理されている事業内容が問題となる。

この点に関する市の説明は以下のとおりである。

- 事業団の法人会計は法人管理業務である。補助対象となる公益事業の範囲と、事業団で採用する公益法人会計の会計区分は必ずしも一致するものではなく、法人会計に区分されているものについても、市の業務を補完し、事業団設立の経緯や目的と合致するスポーツの普及振興を図るための公益的な業務に充てられるものであり、公益上の必要性は認められる
- 指定管理業務以外の公益的業務に補助を行うことをもって、指定管理者の公募に関する競争条件に公平性を欠いているとは認識していない

しかし、事業団が担う事業の大半は民間事業者と競合する公募による指定管理業務であるため、指定管理業務に係る一般管理費の補助として指定管理者の公募に関する競争条件の公平性を欠くと考えられる。よって、外郭団体に対する運営費補助の留意事項を定めた仙台市外郭団体の指導、調整等に関する指針第 7（2）の趣旨に反したものと認められるため、補助金の交付として不適切である。

### 【解決の方向性】

補助金検査時において、補助対象経費と事業団の経理区分の整合性を確認する。

また、公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団運営補助金交付要綱に定める以下の関連項目を見直す。

- 補助対象経費と混同のないよう、補助対象事業の範囲を明確にする
- 団体補助と誤認されるような文言を削除する

### (3)不明確な補助対象経費の範囲

事業団に対する補助金 201,357 千円（令和 6 年度）のうち、事業団の公益目的事業会計に区分  
 経理されている補助金 132,351 千円はスポーツ振興事業に対する補助である。

区分	金額（千円）	補助対象経費（注）
大会運営等事業	6,267	物件費
情報収集提供事業	2,405	物件費
マイタウンスポーツ活動推進事業	6,357	物件費
スポーツコミッション事業	6,624	物件費
法人管理運営	110,696	物件費、人件費（管理部門に係る費用を含む）
合計	132,351	

出所：事業団提出資料より監査人作成

（注）事業団では各スポーツ振興事業に係る事業費について物件費のみ事業別に管理しているため、人件費の事業別内訳は不明である。

事業団に対する補助金の実績報告は事業団の事業報告により行われている。事業報告に記載されている事業別経費と財源の関係を整理すると以下のとおりである。

（単位：千円）

事業区分		経費（注 1）	財源（注 1）			
			指定管理料	補助金	委託料	その他
スポーツ等の普及振興事業	大会等開催事業	6,956		4,956		
	大会・教室等施設企画事業（注 2）	(81,668)		-		
	仙台市・他団体との関連事業	3,008		3,008		
	支援運営事業等	12,916		11,286		1,630
スポーツ等の情報収集・提供及び調査・研究事業		2,553		2,405		148
仙台市からの受託事業		88,004		-	80,539	
スポーツ施設等の管理・運営		1,433,120	1,171,987	-		204,677
小計		1,546,557	1,171,987	21,655	80,539	206,455
事業報告上の「経費」に含まれる収益事業等会計・法人会計に係る費用		△61,871		-		
事業報告上の「経費」に含まれない人件費・物件費		111,025		110,696		329
公益目的事業会計		1,595,711	1,171,987	132,351	80,539	206,784

出所：事業団提出資料より監査人作成

（注 1）経費は事業報告、財源は正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計に含まれる金額を表す。

（注 2）大会・教室等施設企画事業に係る経費 81,668 千円はスポーツ施設等の管理・運営に係る経費にも重複計上されている。

このうち、スポーツ等の普及振興事業（支援運営事業等）では地域連携を含む様々な事業を実施している。

事業名	事業内容	件数等
スポーツ大会 派遣等助成	(スポーツ活動助成金) 市外で開催される全国規模以上の大会に出場する選手に対する助成。	派遣助成 69 件 交流助成 4 件
	(国際スポーツ大会ジュニアアスリート派遣助成金) 国際大会に出場する仙台市在住のジュニアアスリートに対する助成。	派遣助成 16 件
マイタウンスポーツ活動支援助成	学区民体育振興会が主催する運動会や地域団体が主催するスポーツイベントの開催助成。 (学区体振対象) ・運動会開催助成金 17,000 円以内 ・スポーツイベント開催助成金 20,000 円以内 (総合型地域スポーツクラブ対象) スポーツイベント開催助成金 50,000 円以内	運動会 36 件 イベント 35 件
総合型地域スポーツクラブ育成助成	総合型地域スポーツクラブの設立及び運営に対して助成。 ・創設助成金 50 万円以内 ・運営助成金 30 万円以内	創設 0 団体 運営 0 団体
スポーツ団体の事務局運営業務	仙台市スポーツ協会、仙台市スポーツ少年団、仙台市学区民体育振興会連合会、仙台市マイタウンスポーツ活動推進協議会、各区マイタウンスポーツ協会の事務局運営業務を行った。	
スポーツコミッションせんだい事務局運営業務	スポーツイベントの誘致による交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、開催助成やその他支援を行い、スポーツに参加する機会の拡大やスポーツを支える環境の充実を図ることを目的に各種事業も行った。 また、「せんだいスポーツボランティアステーション」運用を行った。	主催・開催支援 8 件 協力 3 件(うち、補助金交付 1 件)
名義共催・後援	各スポーツ実施団体の申請に基づき、事業団の名義(共催・後援)を使用することにより事業実施を支援した。	28 件

出所：令和 6 年度事業報告(事業団)

一方、指定管理者の公募審査では事業団における地域連携活動が高く評価されているが、詳細については個別検出事項「2 (1) 指定管理者の公募審査の公平性」を参照されたい。

### 【現状の問題点（指摘）】

事業団における事業費の大半が公募選定による指定管理業務であるため、指定管理者公募と競合する補助が生じるリスクが考えられる。個別検出事項「6（10）補助対象人件費の管理不備」に記載のとおり、事業団においてスポーツ振興事業別の人件費管理が行われていないため、スポーツ振興事業に係る補助対象経費の範囲の適切性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、以下の点からスポーツ振興事業に係る補助対象経費の範囲は適切である、とのことである。

- これらの事業は市のスポーツ振興施策と密接に関連する事業であり公益上の必要性は認められるうえ、指定管理施設における地域連携に関する提案や取り組みについては指定管理料等で実施しているため、原資に補助金は含まれていないこと
- 補助対象となる公益事業の範囲と事業団で採用する公益法人会計の会計区分は必ずしも一致するものではないこと
- 法人管理業務及び振興事業への補助は指定管理業務とは明確に区分されており、指定管理業務に対する補助は行っていないこと

しかし、以下の点を考慮すると、補助対象経費の範囲が不明確な実績報告をもとに補助金の額を確定しており、補助金の交付手続として不適切である。

- 補助事業の実績報告（補助金交付要綱第11条）である令和6年度事業報告の経費に補助対象経費110,696千円が含まれていないこと
- 事業団においてスポーツ振興事業に係る補助対象人件費が区分管理されていないため、指定管理業務に対する補助がないことを確認できないこと
- 個別検出事項「5（1）収益事業に対する補助」に記載のとおり、指定管理業務に対する補助が行われていると認められるため、「指定管理業務に対する補助は行っていない」という市の説明に疑問があること

### 【解決の方向性】

指定管理者公募と競合する補助金を支出しないよう、事業団におけるスポーツ振興事業別の人件費管理記録をもとに補助対象経費の適切性を確認する。

## （4）契約関係が不明確な負担金支出

仙台国際ハーフマラソン大会は市を含む主催7者、主管は仙台国際ハーフマラソン大会実行委員会（以下「ハーフマラソン実行委員会」という。）の整理で開催されている。同大会の活動財源は主に参加料と負担金収入で賄われている。ハーフマラソン実行委員会の決算状況は「添付資料6. ハーフマラソン実行委員会の決算書」を参照されたいが、ハーフマラソン実行委員会の負担金収入（令和6年9月期）は以下のとおりである。

構成団体	金額（千円）	備考
仙台市	60,000	主催
事業団	2,000	主催、事務局
一般財団法人宮城陸上競技協会	-	主催
仙台市陸上競技協会	-	主催
みやぎ障害者陸上競技協会	-	主催
仙台市スポーツ推進委員協議会	-	後援
仙台市学区民体育振興会連合会	-	後援
仙台市障害者スポーツ協会	-	協力
河北新報社	1,620	主催
東北放送	6,000	主催
公益財団法人仙台観光国際協会	-	
負担金合計	69,620	

出所：事業団提出資料

一般的に、実行委員会の法的性質については、民法上の組合と権利能力なき社団が存在するが、後者については、「権利能力のない社団と称する場合には、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないのである。」（最高裁判所第一小法廷昭和39年10月15日判決）とされている。

### 【現状の問題点（指摘）】

負担金は法令または契約等によって地方公共団体が負担するものであるが、ハーフマラソン実行委員会に関する負担金に法令上の根拠がないため、市がハーフマラソン実行委員会に支出する負担金の契約関係が問題となる。

この点につき、市の説明によると、ハーフマラソン実行委員会の法的性質は未整理であるが、以下の点から本負担金の支出に係る手続は適切である、とのことである。

- 市が参画するハーフマラソン実行委員会の総会において、予算承認の議案に対し、市を含む各構成団体が負担金の支出に同意したことにより、各構成団体と実行委員会の間で合意が成立していること
- 本負担金は私法上の契約関係（民法上の負担付贈与）として位置づけることができ、契約書の作成は要件とせず、ハーフマラソン実行委員会からの交付申請書を受け市が交付決定通知書を交付していることにより、契約書作成は不要である旨、制度所管課の確認を受けていること

しかし、ハーフマラソン実行委員会に対する負担金支出に関連する以下の不備が生じている。

- 負担金支出に係る契約関係である民法上の負担付贈与が契約書作成の省略（仙台市契約規則第24条）に該当する根拠が不明確であること
- ハーフマラソン実行委員会の法的性質が未整理のため、主催者間の契約関係自体が不明確

- であること
- 市以外の主催者や構成団体が存在するため、市が負担する事業リスクの範囲が明らかでないこと

**【解決の方向性】**

市とハーフマラソン実行委員会の間で契約書を締結し、事業リスクの負担関係（他の構成団体を含む）や負担金支出の根拠を明確にする。

**(5) 不十分な使途確認検査**

令和6年度に支出した仙台市学区民体育振興会連合会補助金 18,464 千円、及び仙台市スポーツ協会補助金 17,908 千円の概要及び各補助金交付先の決算の状況は以下のとおりである。

	仙台市学区民体育振興会連合会補助金	仙台市スポーツ協会補助金
交付対象者	仙台市学区民体育振興会連合会	仙台市スポーツ協会
補助対象事業	仙台市学区民体育振興会連合会が行うスポーツ振興事業	仙台市スポーツ協会が行うスポーツ振興事業
補助対象経費	各種学区民スポーツ大会・運動会等の開催経費 指導者の育成 仙台市学区民体育振興会連合会の運営経費	各種スポーツの競技会・講習会・研修会等の開催経費 市民の体力・競技力向上に関する経費 仙台市スポーツ協会運営経費
補助金の額	補助対象経費から収入分を差引いた額を限度	同左

出所：各補助金の交付要綱より監査人作成

(単位：千円)

	科目	仙台市学区民体育振興会連合会	仙台市スポーツ協会	助成対象の関連団体
収入	補助金	18,864	19,221	
	その他	1,638	801	
	年度準備金	104	92	
	計	20,606	20,115	
支出	関連団体助成金	17,137		各学区民体育振興会 (117 団体) 各区体育振興会 (5 団体)
	関連団体助成金		15,705	競技・スポーツ関係団体 (37 団体) 各区スポーツ協会 (5 団体)
	その他	2,965	4,003	
	仙台市返納金	399	312	
	次年度準備金	104	94	
	計	20,606	20,115	

出所：各団体決算書（令和6年度）より監査人作成

スポーツ団体のガバナンスに関連する問題として、以下のような説明がなされている。

**【参考資料：スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉原則 13（抜粋）】**

一方で、これらの地方組織等の多くは法人格を持たず、若干名のボランティアが運営していることも珍しくないなど、その人的・財政的基盤は極めて脆弱である。このため、都道府県体育協会等からの助成金に関する不正使用や、規程等に基づいた公正な手続を経ないで構成員の処分が行われるといった問題も生じている。

出所：「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」（令和5年11月30日改定 スポーツ庁）

**【現状の問題点（意見）】**

両補助金とも当該補助金を財源として各関連団体に助成金を支出しているため、実質的な補助金交付先は各団体の関連団体と考えられるため、関連団体助成金の使途確認検査の適切性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、以下の手続実施により両補助金の使途を適切に確認している、とのことである。

- ▶ 市においては、各団体から提出される補助事業の成果を記載した実績報告に係る書類を審査のうえ、補助金の額を確定していること
- ▶ 事業団においては、助成先が多いこともあり関連団体助成金に関する実地検査を行っていないものの、毎年度、関連団体から提出される事業計画（予算を含む）や事業報告（決算書を含む）の確認を通じて、関連団体助成金の使途の適切性を確認していること

しかし、補助対象である競技団体について、一般論として、人的・財政的基盤の脆弱性を指摘されているなど、補助金の処理誤りなどが起こる可能性があると考えられるため、関連団体助成金に関する実地検査を行うことなく、両補助金の使途確認が十分といえるか疑問である。

**【解決の方向性】**

補助金交付先の管理体制の脆弱性リスクに応じた補助金検査を実施する。両補助金については、毎年度、同一団体に関連団体助成金を支出しているため、関連団体助成金を対象にローテーションで実地検査する方法が考えられる。

## 6 外郭団体

市では、市外郭団体の経営、事業運営等の状況を的確かつ定期的に把握し、適切な指導、調整や、財政的関与、事業委託等に関する見直し検討等、団体の経営改善及び経営健全化に資するとともに、市と外郭団体の連携を強化・活性化し、また市民などへの説明責任の遂行に寄与することを主な目的として、毎年度、外郭団体経営評価を実施している。外郭団体経営評価では、以下の3つの視点で評価を実施することとされている。

### 1. 公益的使命のチェックの視点

(趣旨)

- ・ 市行政との関係や連携状況、団体の公益的な目的・目標と活動の実績、顧客満足の実現状況等、団体の公益的な使命に関するポイントがどのように実践されているかを検証する視点です。
- ・ また、公益法人制度改革に対応するためのチェックポイントを新たに盛り込みました。

### 2. 業務・組織の改革のチェックの視点

(趣旨)

- ・ 団体の効率的、効果的な運営を実現するための計画、組織、業務、会計など各種の管理が適切に実施されているか、また継続的に改善されているかを検証する視点です。

### 3. 財務状況のチェックの視点

(趣旨)

- ・ 団体の財務面について、主に安全性、収益性や効率性に着眼して、実態を把握、検証する視点です。今回の改訂では、旧マニュアルの財務分析シートの各種指標をもとに検討を行い、運用にかかる負担を軽減する趣旨から、項目や指標の大幅な再編、簡素化を行いました。
- ・ あわせて、財政健全化法に対応して行われる各種の取組みと、本マニュアルによる外郭団体の経営評価が整合的になるよう、各種の財務指標を整理、設定しました。

出所：仙台市外郭団体経営評価マニュアル（平成26年4月改訂版）

今回の監査対象である事業団の概要及び外郭団体経営評価シート（令和6年度）については「添付資料5. 事業団の経営評価シート」を参照されたい。

また、事業団の組織・人員体制（令和6年4月1日現在）は以下のとおりである。

	役員（常勤）	固有職員	事業職員・嘱託職員	合計
事務局	2	1		3
総務企画課		5	2	7
施設課		3	2	5
青葉体育館・武道館		4	10	14
川内庭球場			4	4
新田東総合運動場		3	26	29
出花体育館			5	5
陸上競技場・宮城野原公園総合運動場		2	9	11
若林体育館		1	6	7
仙台市体育館		3	25	28
秋保体育館			3	3
泉総合運動場		3	16	19
泉海洋センター			6	6
北中山コミュニティグラウンド			2	2
屋内グラウンド		1	14	15
スポーツ事業課		6	2	8
スポーツ交流課		6	2	8
合計	2	38	134	174

出所：事業団提出資料より監査人作成

## (1)代替評価の記載不備

市が実施している外郭団体経営評価において、公共的重要性に係る評価の趣旨について以下のような説明がなされている。

I 外郭団体経営評価マニュアルの目的と評価の方法	
2. 本マニュアルにおける評価の視点、方法、活用	
(1) 評価の視点	
評価の観点	評価の趣旨
1. 公益的使命のチェックの視点	
1-1 社会的必要性	社会情勢の変化に伴い、団体の設立当初において対応すべき問題として念頭に置かれていた社会的需要は、現在でも設立目的に適合する形で存在しているのか、今後の動向はどうかという観点から、団体の社会的必要性を点検するものです。
1-2 公共的重要性	外郭団体として事業を実施する限り、市によってではなく、団体が直接事業を実施することの意義や合理性が問われます。また、当該社会的需要に対応しうる他の民間団体（営利、非営利）が存在する場合、それら団体との代替性や相互関係を点検し、外郭団体が事業を実施する理由を明らかにする必要があります。
(以下省略)	
II 評価の手順及び様式の記載要領	
2. 記載要領の説明	
(1) 外郭団体経営自己評価チェックシートの記載要領	
1 公益的使命のチェック【公益法人、株式会社共通】	
1-1 社会的必要性	
1-1-① 団体の設立目的に関する社会的需要	
<b>項目の趣旨</b>	
団体の事業展開の基礎となる団体の設立目的にかかる社会的需要のトレンドを問うものです。そのような社会的需要が今後とも発生・増加していくことが認められる場合には、公共的団体としての存在意義が今後とも大きいものと考えられます。	
一方、団体の設立目的にかかる社会的需要が減少、あるいは充足されているのであれば、団体の存在意義・活動継続の必要性について合理的な説明が求められることになります。	
<b>記載上の注意</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○をチェックする場合、そう考えられる根拠を記入欄で説明してください。</li> <li>×をチェックする場合、社会的需要の減少トレンドが見られるにもかかわらず、団体として事業を継続する理由や必要性について、記入欄で説明してください。</li> </ul>	
1-2 公共的重要性	
1-2-①団体の行う事業の公共的関与（補完・支援）と効果的实施、②団体が事業を行う積極的な理由、③他の主体との競合・非代替性	

### 項目の趣旨

団体の事業展開は、市の行政や他の民間の活動主体との役割や機能の分担を考慮していることが求められます。特に、

- ① 団体がどのように市の事務・事業を補完・支援し、効果的な実施を図っているか、市の事務・事業を補完・支援する事業の中期計画・年次計画は、市の政策・施策との整合性に配慮したものとなっているか
- ② 団体が事業を実施することに積極的な意義や理由があるか（例：サービス内容の向上、専門知識の活用、事業費の削減などが達成できると考えられる理由）どうか
- ③ 他の民間の主体（企業やNPO等）によっては代替されない等、他の主体による活動と競合しないと考えられる事情はあるかという点に関して、検討を行うことが必要になります。

### 記載上の注意

- ・ ①で○をチェックする場合、団体がどのように市の事務・事業を補完・支援し、効果的な実施を図っているか、市とどのように連携をとっているか、その内容について説明を行ってください。
- ・ ②で○をチェックする場合、団体が直接事業を実施することの意義や、市が実施する場合と比較した際の優位性としてどのようなものがあるのかについて、事業費の削減やサービス内容の向上、専門的知識の活用等の観点から、具体的にその理由を説明してください。
- ・ ③で○をチェックする場合、他の民間事業者等（民間企業、NPO）などが行う事業と競合しないと考えられる理由（例：不採算性や安定的供給が不可能等の事由により代替は困難である、市場の棲み分けがある、サービス提供層に相違があるため競合しない等）について、具体的に説明してください。

出所：仙台市外郭団体経営評価マニュアル（平成26年4月改訂版）

事業団では、経営評価シートにおいて「民間企業等との競合などの課題はある」と記載しているが、公益的使命として「他の民間事業者等の活動と競合しない・代替性がない」との自己評価がなされている。

#### 1) 公益的使命のチェック

##### 1-2 公共的重要性

③他の民間事業者等（民間企業、NPOなど）の活動と競合しない・代替性がないと考えられる理由（注）がある。

（注）「競合しないと考えられる理由」では、不採算性や安定供給が不可能などの事由により他の主体では代替が困難である、民間企業と競合する領域がある場合は協働や民営化を検討している等の理由が考えられます。

当事業団は平成3年に設立され、障害者対象事業、地域連携事業、全国大会の誘致事業など公益性の高い事業を専門的に行っており、30年以上仙台市のスポーツに携わってきた実績がある。また、仙台国際ハーフマラソンなど大規模大会の事務局を担い、競技運営のノウハウを活かしてクイーンズ駅伝等の協力を行うなど、他の民間事業者にはできないスポーツの普及振興事業に取り組んでいる。そのため、当団体は代替性がない組織であると考えられる。

出所：外郭団体経営自己評価シート（令和6年度）

一方、事業団の主要事業である施設管理運営事業（令和6年度事業費1,351百万円）は全て公募による指定管理業務であり、事業団の事業費全体（令和6年度1,666百万円）の81%を占めている。指定管理者の公募において、事業団と民間事業者等の競合状況は以下のとおりである。

公募年度	指定管理者施設	選定された事業者
平成17年度	中田温水プール等	民間事業者
平成19年度	根白石温水プール	民間事業者
	今泉運動場等	民間事業者
平成21年度	宮城広瀬総合運動場	民間事業者
平成22年度	根白石温水プール	民間事業者
平成23年度	仙台市陸上競技場	民間事業者
	秋保体育館等	事業団
平成24年度	仙台市体育館	事業団
	若林体育館	事業団
	青葉体育館・仙台市武道館	事業団
	泉総合運動場	事業団等（注）
	新田東総合運動場	事業団
平成26年度	葛岡温水プール等	民間事業者
平成27年度	新田東総合運動場	事業団
平成28年度	仙台市陸上競技場	事業団
令和2年度	新田東総合運動場	事業団
令和4年度	若林体育館	事業団

出所：スポーツ振興課提出資料より監査人作成

（注）事業団と民間事業者の連合体を表す

### 【現状の問題点（意見）】

事業団の施設管理運営事業は指定管理者の公募によるものであり、民間事業者等でも実施可能な事業と考えられるが、施設管理運営事業に係る代替評価の記載がないため、外郭団体経営自己評価シートや経営評価シートにおける記載の適切性が問題となる。

この点につき、市や事業団の説明によると、以下の点から外郭団体経営自己評価シートや経営評価シートの記載内容は適切である、とのことである。

- 事業団は公募の指定管理業務のみを行っている団体ではなく、事業団の設立目的であるスポーツの普及振興に係る業務について、代替性はないと評価していること
- 外郭団体経営自己評価シートや経営評価シートにおいては事業費の規模ではなく、質的重要性が認められるスポーツ振興事業を中心に代替性を評価したものであること
- 経営評価シート中に記載した「民間企業等との競合などの課題はある」とは指定管理者の公募選定時に事業団が非選定となり得るリスクを示した趣旨であり、事業団事業に代替性がないことと齟齬が生じるものではないこと
- 外郭団体経営自己評価シートや経営評価シートにおける事業団の代替評価の記載内容が適切である旨、外郭団体管理の所管課の確認を受けていること

しかし、以下の点を考慮すると、事業団の代替性の評価に係る記載に不備があると認められる。

- 指定管理者の公募において、実際に事業団と民間事業者等の競合が生じている。外郭団体経営自己評価シートや経営評価シートにおいて、事業団の全体事業費の8割を占める施設管理運営事業に関する代替評価が明示されておらず、外郭団体事業の代替評価が実質的に形骸化していると認められること
- 個別検出事項「2 (2) 指定管理者の1者応募」に記載のとおり、指定管理者公募の競争条件の公平性が確保されていないことが事業団の1者応募の要因の可能性あるため、事業団の1者応募が事業団に代替性がない根拠として不十分と考えられること

### 【解決の方向性】

経営評価シートの「主要事業一覧及び概要」に記載されている事業費のうち、事業費規模の大きい事業に関する代替評価を記載し、外郭団体経営評価の実効性を確保する。事業団においては施設管理運営事業に関する以下の点を踏まえた代替評価を外郭団体経営自己評価シートや経営評価シートに明示する。

- 指定管理者公募において、民間事業者等との競合が生じていることへの対応策
- 他の民間事業者等との競合が生じていても、なお代替性がないと考えられる理由

## (2) 公益目的事業の該当性根拠の開示不足

事業団では以下のように事業実績の報告がなされている。

事業区分		経費 (千円)
I スポーツ等の普及振興事業 (定款第4条第1項第1号)	大会等開催事業	6,956
	大会・教室等施設企画事業	81,668
	仙台市・他団体との関連事業	3,008
	支援運営事業等	12,916
II スポーツ等の情報収集・提供及び調査・研究事業 (定款第4条第1項第2号、第3号)		2,553
III 仙台市からの受託事業 (定款第4条第1項第4号)		88,004
IV スポーツ施設等の管理・運営 (定款第4条第1項第5号)		1,433,120

出所：令和6年度事業報告（事業団）

(注) スポーツ施設等の管理・運営の経費には再委託契約額280,072千円が含まれている。

また、事業団では公益的使命として「団体が事業を行う積極的な理由がある」との自己評価がなされている。

### 2) 公益的使命のチェック

#### 1-2 公共的重要性

②団体が事業を行う積極的な理由(注)がある。

(注) 「積極的な理由」では、団体が実施することによるサービス内容の向上、専門知識の活用、事業費の削減等が考えられます。

令和6年度は自主財源から積み立てた18,789千円を取り崩して施設維持管理に充てることで、

市民サービスの向上に貢献した。また、大会・教室等の令和6年度の参加者数は、166,089人であり、市民の健康増進、スポーツの普及振興、地域の活性化に大きく寄与するものであった。このことから、事業団の社会的役割は大きく、積極的に事業を行う理由がある。

出所：外郭団体経営自己評価シート（令和6年度）

一方、行政機関からの受託事業等に係る公益目的認定について以下のような説明がなされている。

問IX—①（行政機関からの受託事業等）

行政機関から受託した事業（指定管理者含む）は、公益目的事業と認められますか。また、営利企業も参加する一般競争入札等を経て受託した事業は、公益目的事業と認められないですか。

答

1 行政機関からの受託事業であっても、単純な業務委託もあり、それだけで直ちに公益目的事業ということにはなりません。逆に、営利企業も参加する一般競争入札等を経ている、一般競争入札等であることのみをもって直ちに公益目的事業としないということもありません。

2 行政機関からの受託か否かを問わず、営利企業と競合しているような事業の場合であっても、例えば、通常の営利企業では採算割れする等の理由で提供しないサービスのように、その法人の事業がなければ、社会的弱者等がサービスを利用することが困難となるような場合は、一般的に公益性が高いと考えられます。

3 公益目的事業か否かについては、

A認定法別表各号のいずれかに該当するかという点と、

B不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとなっているかという点

を公益認定等委員会で判断することとなります。（申請者側において、どのような点を記載すればよいのかは、ホームページに「公益目的事業のチェックポイント」を掲載していますのでご参照ください。）

（考え方）従来は行政機関が直接実施していた事業であっても、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するため、いわゆる「市場化テスト」が実施され、行政機関から委託された公益法人について過去に見直した際にも、官民の役割分担や規制改革の推進を基本的な考えとして改革が行われたところです。

さらに、認定法と同時に成立した整備法においても、法令に基づく事業を定めた個別法にある「民法第34条の規定により設立された法人」との規定を「公益社団法人又は（及び）公益財団法人」と改正するのではなく、原則として「一般社団法人又は（及び）一般財団法人」と改正していますように、法令に基づく事業であるからと言って直ちに公益目的事業という前提ではありません。

行政機関からの受託事業については、こうした諸般の改革や法律の整理の趣旨とも整合性をもって考える必要があり、行政機関からの受託だからと言って直ちに公益目的事業となるということはありません。

出所：「公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）」（令和5年12月版 内閣府）

### 【現状の問題点（意見）】

事業団が実施する公益目的事業のうち事業費が最大であるスポーツ施設等の管理・運営は指定管理者の公募選定によるものである。営利企業と競合する事業であることのみをもって直ちに公益目的事業に該当しないと判断されないものの、行政機関からの受託事業等であることだけで公益目的事業に該当するとも判断されないため、事業団が実施するスポーツ施設等の管理・運営の公益目的事業の該当性が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、スポーツ施設等の管理・運営の公益性は高いものである、とのことである。

- スポーツ施設等の管理・運営は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律における「施設の貸与」として公益目的事業に認定されていること
- 指定管理者の公募選定を経ているとはいえ、事業団の1者応募により指定管理業務を実施していることが多い。民間事業者等の応募が限定的である要因として、指定管理料の水準が低採算であることが考えられること

しかし、以下の点を考慮すると、事業団が実施するスポーツ施設等の管理・運営に係る公益目的事業の該当性根拠に関する情報開示が不十分と考えられる。

- 「施設の貸与」とはいえ、施設自体は市の所有であり、指定管理者の公募選定次第では安定的な事業継続が困難な性質の事業と考えられること
- 民間事業者等の応募が限定的な背景として、個別検出事項「2（2）指定管理者の1者応募」に記載のような競争条件の公平性に課題があることも1つの要因と考えられるため、公益目的事業の該当性根拠として不十分であること
- 事業団から民間事業者への再委託が少なからず行われていること

### 【解決の方向性】

事業団の公益認定判定に重要な影響を及ぼす事業であることを踏まえ、スポーツ施設等の管理・運営に係る公益目的事業の該当性根拠について経営評価シートに明示する。

### (3)職員派遣の必要性

事業団における市派遣職員の状況（令和6年度）は以下のとおりである。

事業団の職名	人数	主な担当業務
理事長	1	事業団の総括
常務理事兼事務局長	1	理事長補佐・事務局業務の総括
合計	2	

出所：スポーツ振興課提出資料

外郭団体に対する市職員派遣は必要最小限のものとする事とされている。

(目的)

第1 この指針は、本市の外郭団体に対する指導、調整等に関する方針その他必要な事項を定め、本市の外郭団体の特性や自立性を生かしながら、その円滑な運営を促進し、本市の事務事業の適切な運営に資することを目的とする。

(中略)

(職員派遣)

第9 外郭団体に対する本市の職員の派遣については、必要最小限のものとする事と。

出所：仙台市外郭団体の指導、調整等に関する指針

### 【現状の問題点（意見）】

事業団は市の外郭団体として自立的な事業運営体制が求められるため、市が事業団に職員派遣する必要性が問題となる。

この点に関する市の説明は以下のとおりである。

- 事業団は指定管理業務だけではなく各種スポーツ等に係る普及振興等、市民の心身の健全な発達や豊かな市民生活の実現に寄与することを目的として事業を行っているもので、市の事業と密接な関連を有し、市の事務事業を補完・支援する事業を行っており、その公益的な役割の重要性から、施策の推進を図るために必要な職員派遣を行っている。
- 職員派遣は市指針に掲げる必要最小限のものであるとともに、派遣法第6条第2項に該当するものであると認識している。

しかし、以下の点を考慮すると、事業団への市職員派遣が市の基本方針である必要最小限のものとは言い難い。

- 事業団の主要事業である指定管理者業務はすべて公募選定によるものである。民間事業者でも実施可能な業務であるから公募選定していると考えられるため、このような業務が大半を占める事業団に対する市派遣職員の必要性が不明確であること
- 指定管理者（公募）に対する市職員派遣は、市の2つの立場（公募事業者を公正に選定する立場と職員派遣先に対し一定の責任を負う立場）から公募選定上の利益相反の外観を有すること
- 令和5年度まで市派遣職員がいなかったにも関わらず、令和6年度において新たに市が職員派遣する必要性が不明確であること

### 【解決の方向性】

派遣先の事業内容・人員体制や派遣職員の従事業務を踏まえ、必要最小限の職員派遣と判断した根拠を職員派遣に関する協定の原議書に明記する。

#### (4) 派遣職員の人件費負担

事業団への市派遣職員について、市の人件費負担の状況（令和6年度）は以下のとおりである。

事業団の職名	対象者	市の人件費負担（千円）	従事業務の内容
理事長、常務理事兼事務局長	2人	14,327	事業団・事務局業務の総括

出所：スポーツ振興課提出資料より監査人作成

市派遣職員の人件費負担は仙台市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき以下のように整理されている。

派遣職員人件費の区分	負担先
基本給相当額（給料、扶養手当、期末手当等）	派遣元（市）
実績給相当額（通勤手当、超過勤務手当、勤勉手当等）	派遣先

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）では、派遣職員が専ら派遣先の業務に従事することから、原則として、地方公共団体は派遣職員にはその派遣期間中の給与を支給しないものとされている。

（派遣職員の給与）

第6条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であつてその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

出所：派遣法

#### 【現状の問題点（意見）】

派遣元である市が派遣職員の人件費を負担するのは例外的取扱いであるため、市の人件費負担の適切性が問題となる。

この点につき、市の説明によると以下の点から市の人件費負担は適切である、とのことである。

- 事業団における市派遣職員の従事業務や事業団の主たる業務は派遣法第6条第2項に掲げる業務に該当すること
- 当該派遣職員の人件費を市が負担することに問題ない点は、外郭団体管理の所管課の確認を受けていること

しかし、以下の点を考慮すると、事業団への派遣職員人件費を市が負担する合理的根拠は希薄である。

- 市派遣職員の従事業務は事業団の総括ないし事務局業務の総括であり、派遣法第6条第2

項に掲げる業務に該当するか不明確であること

- ▶ 市派遣職員の従事業務は事業団の法人管理業務と考えられる。事業団の全体事業費の大半を占める施設管理運営事業は公募選定された指定管理者業務であるが、指定管理者公募の競争条件の公平性を欠くこと
- ▶ 派遣職員人件費の負担は実質的に補助金と同等の経済効果を有するため、個別検出事項「5 (2) 団体運営費に対する補助」(指摘)と同様の問題があること

### 【解決の方向性】

派遣職員の人件費負担の例外的取扱いである派遣法第6条第2項を適用する場合、派遣先の事業内容や派遣職員の従事業務を踏まえた派遣法第6条第2項の該当性判断の根拠を職員派遣に関する協定の原議書に明記する。

## (5) 不合理な使用料減免

事業団の法人事務所は仙台市役所錦町庁舎内にあり、事業団は使用許可を受けている。

使用場所及び面積	仙台市役所錦町庁舎内事務室 286.67 m <sup>2</sup>
使用目的	事業団事務室として使用
使用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
使用料等	免除(年間使用料相当額3,798千円、光熱水費841千円)
使用料等減免の根拠	仙台市公有財産事務取扱要領第20条(行政財産目的外使用許可等処理基準) 同 別表第4-第3-3-(4)-ウ(使用料の100%減免) 同 別表第4-第3-7-(2)但書(光熱水費等の負担)

出所：スポーツ振興課提出資料より監査人作成

使用許可を受けた者は所定の使用料を納付するのが原則(仙台市財産条例第3条第1項)であるが、例外的に使用料の減免が認められている(仙台市財産条例第3条第2項)。

### 第3 使用許可の条件

#### 3 使用料の減免

使用料の減免については次の(1)から(9)までによるものとし、相手方より行政財産目的外使用料減免申請書(別表第4様式第6)を提出させ、減免する場合は行政財産目的外使用料減免通知書(別表第4様式第7)を交付するものとする。(中略)

(4) (3)の規定に係わらず、当該団体が収益事業を実施する場合であっても、主として公益を目的とする団体で次の各号の一に該当する場合には使用料減免することができる。但し、当該団体の収益事業の状況等に鑑み、減免する必要がないと認められる場合にはこの限りでない。

(中略)

ウ 本市の出資割合が100%である団体が、設立目的に従った本来の事業の用に供している場合100%減免

(中略)

#### 7 光熱水費等の負担

(2) 行政財産目的外使用許可を受けた者は、使用の形態や使用面積に応じて光熱水費等を負担するものとする。ただし、第3-3に該当することにより使用料を減免される団体については、使用料の減免割合に応じて水光熱費等の負担を減免することができるものとする。

出所： 行政財産目的外使用許可等処理基準

### 【現状の問題点（意見）】

使用料の減免は例外的なものであるから、事業団事務室の使用に対する使用料減免について「当該団体の収益事業の状況等に鑑み、減免する必要がないと認められる場合」（行政財産目的外使用許可等処理基準 別表第4-第3-3-（4）但書）への該当性が問題となる。

この点につき、市の説明によると、以下の点から使用料等の全部免除は適切である、とのことである。

- 当該但書規定は単に法人税法上の収益事業を行っているか否かではなく、収益事業の規模や収支状況等も含めて判断するものであり、事業団が実施する収益事業の規模や収支差による利益は限定的であるため、本件使用許可は当該但書規定に該当しないこと
- 当該但書規定の解釈・適用が適切である点、制度所管課の確認を受けていること

しかし、事業団の全体事業費の約75%を占める指定管理業務は実費精算方式ではないため、実費弁償による事務処理の受託等（法人税基本通達15-1-28）に該当せず、法人税法上の収益事業34業種に該当すると考えられる。以下の点も考慮すると、当該但書規定に該当すると認められるため、事業団事務室に係る使用料を全部免除する合理的根拠は希薄である。

- 事業団が担う事業の大半は公募選定による指定管理者業務であるため、指定管理者公募の競争条件の公平性を欠くこと
- 使用料減免は実質的に補助金と同等の経済効果を有するため、個別検出事項「5（2）団体運営費に対する補助」（指摘）と同様の問題があること

### 【解決の方向性】

市の外郭団体に対する使用料減免を行う場合、外郭団体の事業実態を踏まえ「当該団体の収益事業の状況等に鑑み、減免する必要がないと認められる場合」（行政財産目的外使用許可等処理基準 別表第4-第3-3-（4）但書）の該当性判断の根拠を原議書に明記する。

### (6)不明確な契約関係

事業団ではスポーツ団体の事務局運営業務を実施している。事業団と各団体の財政的関与及び人的関与の状況（令和6年度）は以下のとおりである。

団体名	財政的関与	人的関与
仙台市スポーツ協会	なし	団体会長（代表者）が評議員を兼務
仙台市スポーツ少年団	なし	団体本部長（代表者）が理事を兼務
仙台市学区民体育振興会連合会	なし	団体会長（代表者）が理事を兼務
仙台市マイタウンスポーツ活動推進協議会	なし	なし

団体名	財政的関与	人的関与
青葉区マイタウンスポーツ協会	なし	なし
宮城野区マイタウンスポーツ協会	なし	なし
若林区マイタウンスポーツ協会	なし	なし
太白区マイタウンスポーツ協会	なし	なし
泉区マイタウンスポーツ協会	なし	なし
ハーフマラソン実行委員会	負担金の支出 2,000 千円	団体会長（代表者）が評議員を兼務
マイナビ仙台レディースホームタウン協議会	なし	なし
仙台 89ERS ホームタウン協議会	なし	なし

出所：事業団提出資料より監査人作成

（注）各団体の事務局運営業務は全て無償による。

公益法人では、法人の関係者等に特別の利益を与えないことが公益認定の基準として設けられている。

問IV - 1 - ①（特別の利益）

他の法人に助成金、補助金を出すことは特別の利益にあたるのでしょうか。

答

1 公益法人の財産は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、公益目的事業に使用されるべきものであり、公益法人から他の団体等に社会通念上不相当な利益が移転し、受入先において財産を営利事業や特定の者のために使用されることは適当ではありません。また、公益法人が寄附により受け入れた財産を社員、理事等の法人の関係者や営利事業を営む者等の特定の者の利益のために利用されることが認められると、公益法人に対する信頼が損なわれ、国民からの寄附の停滞を招くおそれもあります。

このようなことを防止するため、法人の関係者や営利事業者等に特別の利益を与えないことが公益認定の基準として設けられています（公益法人認定法第5条第3号、第4号）。

2 特別の利益とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇がこれに当たり、申請時には、提出書類等から判断されます（公益認定等ガイドライン I 3. 参照）。

3 公益法人認定法第5条第4号では、「寄附その他の特別の利益」と定められていますが、寄附を行うことが直ちに特別の利益に該当するものではありません。他の法人への助成金や補助金についても、それをもって直ちに特別の利益に該当するものではなく、上記2. の不相当な利益の供与に当たるもののみ問題となります。

出所：「公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）」（令和5年12月版 内閣府）

事業団では、事業団と理事の間での取引の制限が規定されている。

（取引の制限）

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- |  |
|--|
| <p>(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引</p> <p>(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。</p> |
|--|

出所：定款（事業団）

### 【現状の問題点（指摘）】

事業団が実施している事務局運営業務やハーフマラソン実行委員会に対する負担金支出に係る契約書が未作成のため、代表者が理事を兼務する団体の事務局運営業務に係る以下の点を含めて契約事務の適否が問題となる。

- 無償による事務局運営業務の「寄附その他の特別の利益を与える行為」（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第4号）への該当性
- 理事との取引の制限に係る理事会の承認手続

この点に関する事業団の説明は以下のとおりである。

- 各団体の規約上、団体の事務局を事業団に設置することとされているため、各団体の規約を根拠に事務局運営業務を無償で実施している。
- 各団体の事務局運営業務は事業団の公益目的事業の1つとして認定されており、各団体が事業団と同様の公益的な目的であり、また各団体ともに無償の取扱いとして特定の団体を特別な取扱いとしているものではないことから、「内閣府FAQ問IV-1-①（特別の利益）」を踏まえると、特別の利益の供与には該当しない旨、宮城県の所管課に確認している。
- 理事との取引制限に関する承認が明記された理事会議事録はないものの、理事会における事業報告において、事務局運営業務について報告し、承認を受けている。
- ハーフマラソン実行委員会の総会において、予算承認の議案に対し、事業団を含む各構成団体が負担金の支出に同意したことにより、各構成団体と実行委員会の間で合意が成立している。

しかし、以下の点を考慮すると、事業団における契約事務に不備が生じている。

- 事業団の事業報告において、団体の事務局運営業務を無償で実施していることが明示されていないため、代表者が理事を兼務する団体の事務局運営業務を無償で実施していることに関する理事会の承認（定款第31条第1項）を経ているとは認められないこと
- 事務局運営業務に関連して、管理責任の所在が不明確であること
- ハーフマラソン実行委員会に対する負担金支出に関連して、事業団と事業団以外の主催者や構成団体の間で負担する事業リスクの範囲が明らかでないこと

### 【解決の方向性】

事業団と事務局運営業務を実施している団体の間で業務委託契約を締結し、事務局運営業務に関連する管理責任の範囲を明確にする。

また、事業団とハーフマラソン実行委員会の間で契約書を締結し、事業リスクの負担関係（他の構成団体を含む）や負担金支出の根拠を明確にする。

## (7) 指名競争入札の対象範囲

事業団における契約の方法は指名競争入札または随意契約によることとされている。

<p>(契約の方法)</p> <p>第 43 条 売買、賃貸借、請負その他の契約は、指名競争入札又は随意契約により、当該契約の目的に従い最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。</p> <p>(随意契約)</p> <p>第 44 条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額を超えないとき</p> <p>(2) 性質又は目的が指名競争入札に適しないとき</p> <p>(3) 緊急の必要により、指名競争入札に付することができないとき</p> <p>(4) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>(6) 指名競争入札に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないとき</p> <p>(7) 落札者が契約を締結しないとき</p> <p>(8) 国、地方公共団体その他公共又は公共的団体と契約するとき</p> <p>(中略)</p> <p>(仙台市契約規則の準用)</p> <p>第 47 条 第 43 条から前条までの規定のほか、事業団の契約に関する事項は、仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）に定めているものの例による。</p>
--

出所：会計規程（事業団）

事業団における指名競争入札の状況（令和 6 年度）は以下のとおりである。

件名	指名業者数	落札率	契約額 (千円)	契約先	前回	前々回
仙台市秋保体育館清掃業務	6	86.2%	3,258	ラミコジャパン(株)	同左	中越クリーンサービス
仙台市長袋グラウンド・仙台市馬場グラウンド除草業務	4	100.0%	2,640	(株)仙台ナーセリー	同左	同左
仙台市新田東総合運動場仙台市民球場フィールドメンテナンス業務委託	6	94.0%	3,718	(株)オノヤスポーツ仙台	同左	同左
屋内グラウンド施設及び設備等の維持保全に関する業務	10	100.0%	116,594	(株)泉パークタウンサービス	同左	同左
屋内グラウンド植栽管理業務	8	55.0%	18,150	星造園土木(株)	(株)泉パークタウンサービス	同左
屋内グラウンド消防設備等保守点検業務	8	98.8%	12,760	東北浅野防災設備(株)	同左	同左

出所：事業団提出資料より監査人作成

(注 1) 予定価格上位 6 件を表す。

一方、物品売買・賃貸借・一般サービス契約について、市では3種類の契約方法によっている。

予定価格	契約方法	備考
特例政令適用基準額（※）以上	特例政令適用一般競争入札	
特例政令適用基準額（※）未満	制限付き一般競争入札	財政局契約課発注で予定価格 1,000 万円以上の庁舎等建築物の清掃・警備に係る業務委託契約
	指名競争入札	過去の納入実績などを勘案した上で指名業者を選定

出所：契約課提出資料より監査人作成

（注）特例政令適用基準額は 3,600 万円（令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月）である。

### 【現状の問題点（意見）】

一般的に、指名競争入札には契約先の固定化等の弊害が生じるリスクが考えられるため、事業団における指名競争入札の運用の適切性が問題となる。

この点につき事業団の説明によると、随意契約によることができる場合を除いて、指名競争入札を適切に実施している、とのことである。

しかし、入札結果における以下の傾向を考慮すると、指名競争入札による弊害が生じていないか懸念される。

- 落札率に高止まりの傾向が見られること
- 同一業者の継続落札の傾向が見られること

### 【解決の方向性】

市に準じた契約方法のルールへの見直しを含めて、指名競争入札の対象範囲を制限する。

## (8)財務諸表と会計帳簿の不整合

事業団が公表している財務諸表（令和 6 年度）と会計帳簿に差異が生じている。

	勘定科目	財務諸表	会計帳簿	差異	差異の内容
貸借対照表	流動資産	339,350	324,574	14,775	
	未収金	401	2,529	△2,128	内部取引消去
	仮払金	-	△16,904	16,904	会計処理誤り
	固定資産	515,616	515,616	-	
	退職給付引当資産	243,743	143,743	100,000	保有市債の表示組替
	投資有価証券	-	100,000	△100,000	
	資産合計	854,966	840,191	14,775	
	流動負債	183,407	185,535	△2,128	
	未払金	102,326	104,454	△2,128	内部取引消去

	勘定科目	財務諸表	会計帳簿	差異	差異の内容
	固定負債	243,743	243,743	-	
	正味財産	427,815	410,911	16,904	会計処理誤り
	負債・正味財産合計	854,966	840,191	14,775	
正味財産増減計算書	経常収益	1,745,343	1,777,241	△31,898	
	受取寄附金	480	-	480	会計処理誤り
	取崩収益	-	32,378	△32,378	会計処理誤り
	経常費用	1,748,358	1,781,444	△33,085	
	事業費	1,666,550	1,587,831	78,719	表示組替を含む
	管理費	81,807	193,613	△111,805	
	当期経常増減額	△3,014	△4,202	1,187	
	法人税住民税及び事業税	707	-	707	会計処理誤り
	当期一般正味財産増減額	△3,722	△4,202	480	

出所：事業団提出資料より監査人作成

財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。

<p>3 一般原則</p> <p>公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない。</p> <p>(2) 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。</p> <p>(以下省略)</p>
--

出所：公益法人会計基準（平成20年4月11日改正令和2年5月15日 内閣府公益認定等委員会）

### 【現状の問題点（指摘）】

事業団の財務諸表と会計帳簿の差異内容について会計処理誤りによる差異が検出された。事業団の財務諸表が正規の簿記の原則（公益法人会計基準3(2)）に従って適正に作成されたものか確認できない。

### 【解決の方向性】

財務諸表と会計帳簿の整合性を確認できるよう、以下の決算手続を実施する。

- 会計帳簿に基づき財務諸表を作成する。会計帳簿の記録の正確性に疑義が生じた場合、内容を調査のうえ、調査結果に基づき会計帳簿を修正処理する。
- 財務諸表の表示組替については組替表を作成する。

### (9) 区分経理の記載誤り

公益財団法人は、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3つに区分経理することとされている（公益認定等ガイドライン I 18 (2)）。事業団における区分経理の状況（令和6年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
受取補助金等	1,384,878	69,786	79,579	1,534,244
受取補助金	132,351	4,851	64,153	201,357
受託料収益	80,539	1,373	3,949	85,863
指定管理料収益	1,171,987	63,560	11,476	1,247,024
その他	206,783	2,276	2,040	211,099
経常収益	1,591,661	72,062	81,619	1,745,343
事業費	1,595,711	70,838		1,666,550
管理費			81,807	81,807
経常費用	1,595,711	70,838	81,807	1,748,358
当期経常増減額	△ 4,049	1,223	△ 188	△ 3,014
当期経常外増減額				
他会計振替額				
税引前当期一般正味財産増減額	△ 4,049	1,223	△ 188	△ 3,014
法人税、住民税及び事業税		707		707
当期一般正味財産増減額	△ 4,049	515	△ 188	△ 3,722

出所：正味財産増減計算書内訳表（事業団）

経常収益科目に係る区分経理について、以下の説明がなされている。

#### 問VI-1-②(公益目的事業財産)

法人の管理費の財源はどこに求めたらよいのでしょうか。またその経理方法はどうすればよいのでしょうか。

（中略）

2 事業費に配賦してもなお残る管理費（一般管理費）については、財源となりうる収入源としては、寄附金、補助金、収益事業等からの利益、会費収入、管理費に充てるものとして合理的な範囲で保有し特定資産に計上する金融資産からの運用益が考えられます。（中略）また、公益目的事業しか行わない法人については、使途の定めがなく受け入れた寄附金や公益目的事業に係る対価収入から、適正な範囲で管理費に割り振ることが可能です（問VI-1-③参照）。

3 公益法人は事業ごとの区分経理の方法として、原則として、公益目的事業に関する会計（公益目的事業会計）、収益事業等に関する会計（収益事業等会計）、管理業務に関する会計（法人会計）の3つに会計を区分したものを損益計算書の内訳表で表示していただくことにしていますが（公益法人会計基準の運用指針13様式2-3）、寄附金、会費収入、財産運用益等を管理費に充当する場合には、管理業務に係る会計（法人会計）の経常収益に直接計上するようにして下さい。

(中略)

問VI - 2 - ④(区分経理)

(中略)

3 ご質問のうち、他の会計区分における収益についての取扱いはその科目により異なります。例えば、会費収入など法人内のルールにより、会計区分への配賦の基準が決まっている場合には、振替ではなく、直接各会計の経常収益区分に計上することとなります。

4 各事業対価収入のほか、各事業に発生する収益については直接内訳表の経常収益区分に計上することになりますが、法人に共通的に発生する可能性のある収益科目については、例えば以下の(表1)に示した方法によることとなります。

(表1) 直接区分の基準

経常収益科目	配賦方法
寄付金収入	用途の定めにより配賦。なお、公益目的事業のみを実施する法人は、一部を合理的な範囲で管理費の不足相当分に配賦することができる。
補助金収入	用途の定めにより配賦
会費収入	・徴収に当たり用途を定めた場合には用途の定めにより配賦 ・用途の定めのないものは50%を公益目的事業に配賦
財産運用益	・資産の区分方法に従う。
公益目的事業対価収入	公益目的事業のみを実施する法人は、一部を合理的な範囲で管理費の不足相当分に配賦することができる。

出所：「公益法人制度等に関するよくある質問 (FAQ)」 (令和5年12月版 内閣府)

**【現状の問題点 (指摘)】**

受託料収益や指定管理料収益の一部が法人会計に計上されているため、区分経理の適否が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、以下の点から区分経理を適切に実施している、とのことである。

- 内閣府 FAQ「問V-3-② (公益目的事業比率)」及び認定法等に基づき、事業費・管理費の区分経理を実施していること
- 人件費等の共通費用の配賦基準は、認定法施行規則やガイドラインに定める範囲で合理的な基準であれば法人で決定することができることとされており、事業団の配賦基準は適正である旨、顧問税理士の確認を受けていること
- 公益法人の所管である宮城県公益認定等委員会に提出、認定を受けた内容によって区分経理しており、公益認定後も、毎年度の事業計画・事業報告、及び3年に一度の立入検査においても特段の指摘を受けたことはないこと
- 収益事業も実施している事業団においては内閣府 FAQ「問VI-1-② (公益目的事業財産)」や「問VI-2-④ (区分経理)」を区分経理の直接的な根拠にできないものと認識しているが、これらの内閣府 FAQをもって、収益事業も実施している法人が受託料収益や指定管理

料収益の法人会計への区分経理をすることを否定されるものではないと考えること

しかし、以下の点を考慮すると、受託料収益及び指定管理料収益の一部を法人会計に収益計上するのは区分経理として不適切である。

- 事業団が現行の区分経理の根拠とする内閣府 FAQ「問V-3-②（公益目的事業比率）」は事業費・管理費に係る区分経理に関するものであり、収益項目に係る区分経理の根拠に該当しない。「寄附金、会費収入、財産運用益等を管理費に充当する場合には、管理業務に係る会計（法人会計）の経常収益に直接計上する」（問VI-1-② 答3）や「例えば、会費収入など法人内のルールにより、会計区分への配賦の基準が決まっている場合には、振替ではなく、直接各会計の経常収益区分に計上する」（問VI-2-④ 答3）が内閣府 FAQ の根拠になり得るが、これら内閣府 FAQ は公益目的事業のみを実施する法人を前提としたものであるため、収益事業等も実施している事業団には該当しないと考えられること
- 公益認定等委員会では、法人からの提出資料をもとに審議し、公益法人として必要とされている基準を満たしていることの確認等のうえ、公益法人認定するものであって、事業団における収益の区分経理方法を含む申請書に記載された全ての事項、取扱い等に係る適切性を保証する性格のものではないこと

#### 【解決の方向性】

事業団は公益目的事業しか行わない法人ではない点に留意し、受託料収益及び指定管理料収益に係る区分経理別配賦対象から法人会計を除外する。

#### (10) 補助対象人件費の管理不備

市の外郭団体では、説明責任の遂行のため、補助対象経費の明確な管理が求められている。

##### 2-2-⑨補助金・助成金収入の使途明細

###### 項目の趣旨

補助金や助成金収入がある場合、説明責任の遂行のための基礎資料として、決算においてそれら収入の使途の明細がわかるような書類を作成することで管理を行うことが求められます。

出所：仙台市外郭団体経営評価マニュアル（平成26年4月改訂版）

事業団では、補助金について目的別に事業費を集計し、使途を明らかにしている旨の自己評価がなされている。

##### 2) 業務・組織の改革

###### 2-2 計画性

⑨決算で補助金・助成金収入の使途の明確がわかる書類を作成している。

補助金については、その目的別に事業費を集計し、使途を明らかにしている。

出所：令和6年度外郭団体経営自己評価シート（事業団）

一方、事業団における補助対象経費の事業別管理の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	補助金	補助対象経費	
		物件費	人件費
大会運営等事業	6,267	6,267	(注2)
情報収集提供事業	2,405	2,405	
マイタウンスポーツ活動推進事業	6,357	6,357	
スポーツコミッション事業	6,624	6,624	
法人管理運営(注1)	179,701	6,796	
合計	201,357	28,451	186,816

出所：事業団提出資料より監査人作成

(注1) 補助対象経費は関連する収入項目を含む金額を表す

(注2) 事業団では物件費のみ事業別に管理しているため、人件費の事業別内訳は不明である

### 【現状の問題点(指摘)】

事業団における補助対象経費の事業別管理の適否が問題となる。

この点に関する事業団の説明は以下のとおりである。

- ▶ スポーツ振興事業に係る人件費は法人管理運営に計上しており、事業別管理は実施していない
- ▶ 施設管理運営事業は指定管理料を財源に実施しており、補助金は充当されていない  
しかし、以下の点を考慮すると、外郭団体自己評価シートと事業団の業務管理の実態に齟齬が生じており、外郭団体経営評価が適切に行われていない。
- ▶ 補助対象経費の9割以上を占める人件費について事業別の管理がなされていないため、補助対象経費の範囲が不明確であること
- ▶ 個別検出事項「5(1)収益事業に対する補助」に記載のとおり、公募選定された指定管理業務に対する補助が行われているため、「施設管理運営事業に補助金は充当されていない」という事業団の説明は誤りであること

### 【解決の方向性】

公益目的事業別の補助対象人件費を算定し、事業団の組織別人員配置と公益目的事業費の整合性を確認する。

### (11) 預り金の計上もれ

事業団が事務局として資金管理している団体の状況(令和6年度)は以下のとおりである。

(単位：千円)

団体名	期末資金残高
仙台市スポーツ協会	2,046
仙台市スポーツ少年団	2,794
仙台市学区民体育振興会連合会	503
仙台市マイタウンスポーツ活動推進協議会	-
ハーフマラソン実行委員会	81,399

団体名	期末資金残高
マイナビ仙台レディースホームタウン協議会	1,480
仙台 89ERS ホームタウン協議会	1,683
合計	89,908

出所：事業団提出資料より監査人作成

会計上の資産や負債の定義について、以下のように示されている。

### 第3章 財務諸表の構成要素

#### 〔資産〕

4. 資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう(2)。  
 (2) ここでいう支配とは、所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態をいう。経済的資源とは、キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉をいい、実物財に限らず、金融資産及びそれらとの同等物を含む。経済資源は市場での処分可能性を有する場合もあれば、そうでない場合もある。

#### 〔負債〕

5. 負債とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう。

出所：討議資料 財務会計の概念フレームワーク（2006年12月 企業会計基準委員会）

### 【現状の問題点（指摘）】

事業団は、上記7団体の資金を保管しているが、事業団の財務諸表上、預り金に計上されていないため、会計処理の適切性が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、以下の点から、預り金を計上しない会計処理は適切である、とのことである。

- 事業団は各団体の事務局として、各団体の口座資金に係る入出金保管を行っているが、用途決定は各団体の意思決定によるものであり、それに従った入出金の指図に関与しているものであって、事業団はその範囲での管理責任を有しているものの、各団体と事業団は別の団体であり、各団体はそれぞれに活動方針を定め、意思決定（口座資金の用途決定を含む）を経て活動している団体であること
- 会計の透明性を確保するため、それぞれの資金は会計帳簿や通帳を分け、事業団の資金とは別に管理しているため、事業団の預り金として整理すべきではない旨、顧問税理士の確認を受けていること

しかし、事業団は各団体の口座資金に係る入出金の指図、保管、用途決定に関与しているため、当該資金は事業団が実質的に支配しているものと認められる。よって、当該保管金は事業団の預り金と考えられるため、事業団の財務諸表において預り金の計上がもれている。

### 【解決の方向性】

事業団の会計規程において、預り金の取扱いを明確にする。

**(12) 関連当事者取引の開示もれ**

事業団の財務諸表の注記事項として、関連当事者との取引が開示されている。

財務諸表に対する注記		
7 関連当事者との取引内容額の内訳		
関連当事者との取引内容額の内訳は、次のとおりである。		
(単位：円)		
属性	支配法人	
法人等の名称	仙台市	
住所	仙台市青葉区国分町三丁目7番1号	
資産総額	—	
事業の内容又は職業	地方公共団体	
議決権の所有割合	理事9名の内2名、評議員7名のうち1名	
関係内容	役員の兼務等	理事2名（市派遣2名）
	業務上の関係	総括業務の受託
取引の内容	委託料の受け取り	
取引金額	委託料	96,885,000
科目	未払金（委託料の精算）	
期末残高	委託料	11,021,889

出所：令和6年度決算書（事業団）

市と事業団の取引状況（令和6年度）は以下のとおりである。

(単位：千円)

取引の内容	金額	注記開示の取扱い（事業団説明）
補助金	201,357	開示必要
受託料	85,863	開示不要（公益法人会計基準の運用指針6.(2)①ア）
指定管理料収益	1,247,024	開示必要
仙台市返納金（負債）	32,317	開示必要
市派遣職員の人件費負担	14,327	間接的な経済的利益に係る開示規定はないため、開示不要である
事務室等の使用料減免額	11,763	

出所：事業団提出資料より監査人作成

**【現状の問題点（指摘）】**

市と事業団の取引について注記開示の取扱いと実際の注記開示に齟齬が生じているため、関連当事者取引の開示の適切性が問題となる。

この点に関する事業団の説明は以下のとおりである。

- 補助金、指定管理料収益、仙台市返納金（負債）について、貸借対照表や財務諸表に対する注記「5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」に記載されているため、関連当事者取引の注記開示を行っていないが、今後は関連当事者との取引内容額の内訳にも注記開示を行う。

- 「市派遣職員の人件費負担」は開示により個人の情報が特定されるおそれがあること、「事務室等の使用料減免額」は他の開示例はないことから、関連当事者取引の開示の必要性はない旨、顧問税理士の確認を受けている。
- 開示事項の判断は、認定法やガイドラインに従い、法人で決定することができる旨、宮城県の所管課に確認を受けている。

しかし、以下の点を考慮すると、補助金、指定管理料収益、仙台市返納金（負債）のみならず、市派遣職員の人件費負担及び事務室等の使用料減免額についても関連当事者取引の注記開示もれと認められる。

- 市派遣職員の人件費負担や事務室等の使用料減免額は市から事業団に対する経済的利益の供与であり、補助金と同等の経済効果を有する会計上の取引であるため、「間接的な経済的利益に係る開示規定はない」ことを理由に開示不要と判断できるか疑問であること
- 関連当事者との取引に関する注記事項に「取引条件及び取引条件の決定方針」（公益法人会計基準注解（注17）2（6））が含まれている趣旨を考慮すると、これらの取引に質的重要性が認められるものとして注記開示することが適当と考えられること

#### 【解決の方向性】

取引条件及び取引条件の決定方針（公益法人会計基準注解（注17）2（6））を含めて、財務諸表に対する注記に係る様式（「公益法人会計基準」の運用指針 13(4)14）を参考に関連当事者との取引の内容を開示する。

#### (13)市の財政的関与の開示不足

事業団の経営評価シートに開示されている市の財政的関与については、「添付資料5. 事業団の経営評価シート」の「市の財政的関与」欄を参照されたい。市と事業団の取引状況（令和6年度）と経営評価シート上の開示を比較して示すと以下のとおりである。

	市の財政的関与 (千円)	経営評価シート上の開示
補助金	201,357	有
受託料	85,863	有
指定管理料収益	1,247,024	有
市派遣職員の人件費負担	14,327	無
事務室等の使用料減免額	11,763	無

出所：事業団提出資料より監査人作成

#### 【現状の問題点（意見）】

市と事業団の間の財政的関与のうち、使用料減免や派遣職員人件費負担に関する経営評価シート上の開示がなされていないため、経営評価シートに掲げる「市の財政的関与」としての開示の取扱いが問題となる。

この点につき、市の説明によると、現状の経営評価シートに掲げる市の財政的関与は主要な項目に限っており、使用料減免や派遣職員人件費負担は対象としていない、とのことである。

しかし、派遣職員の人件費負担や使用料減免は市から事業団に対する経済的利益の供与であり、補助金と同様の経済的効果を有するため、経営評価シート上の開示対象である「市からの補助金」との均衡を欠くと考えられる。市の財政的関与の開示対象としていない取扱いが合理的といえるか疑問である。

### 【解決の方向性】

外郭団体経営評価の目的の1つに市民への説明責任があることを踏まえ、経営評価シートの「市の財政的関与」欄に「その他」区分を設け、市から外郭団体に対する経済的利益の供与に係る取引内容も開示対象に含める。

#### I 外郭団体経営評価マニュアルの目的と評価の方法

##### 1. 外郭団体経営評価の目的と本マニュアルの目的

「仙台市外郭団体の指導、調整等に関する指針」に基づき、市外郭団体の経営、事業運営等の状況を的確かつ定期的に把握し、適切な指導、調整や、財政的関与、事業委託等に関する見直し検討等、団体の経営改善及び経営健全化に資するとともに、市と外郭団体の連携を強化・活性化し、また市民などへの説明責任の遂行に寄与することを主な目的としています。

出所：仙台市外郭団体経営評価マニュアル（平成26年4月改訂版 仙台市）

## 7 庁内団体等

スポーツ振興課及び事業団が所管する庁内団体等の状況（令和6年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

所管	団体名	市からの収入	支出合計	繰越金	監査対象
スポーツ振興課	ベガルタ仙台ホームタウン協議会	10,000	16,078	2,430	○
	せんだいアクティブライフスタイル推進事業実行委員会	14,719	17,819	—	○
	仙台市スポーツ推進委員協議会（注1）	1,887	3,483	—	
事業団	仙台市スポーツ協会	17,908	20,021	94	○
	仙台市スポーツ少年団	0	9,542	2,794	
	仙台市学区民体育振興会連合会	18,464	20,502	104	○
	仙台市マイタウンスポーツ活動推進協議会	4,650	4,644	0	
	青葉区マイタウンスポーツ協会（注1）	0	498	99	
	宮城野区マイタウンスポーツ協会（注1）	0	510	99	
	若林区マイタウンスポーツ協会（注1）	0	508	35	
	太白区マイタウンスポーツ協会（注1）	0	560	42	
	泉区マイタウンスポーツ協会（注1）	0	511	582	
	ハーフマラソン実行委員会（注2）	60,000	183,975	—	○
	マイナビ仙台レディースホームタウン協議会	1,500	5,392	495	
	仙台 89ERS ホームタウン協議会	1,500	2,826	927	

出所：スポーツ振興課・事業団提出資料より監査人作成

（注1）所管の関与は事務局業務のみであり、会計・資金管理は団体で実施している。

（注2）支出合計、繰越金は令和6年9月期決算額を表す。

このうち、ハーフマラソン実行委員会の決算書（令和6年9月期）については「添付資料6. ハーフマラソン実行委員会の決算書」を参照されたい。

### (1) 不十分な内部統制のリスク評価

監査対象とした庁内団体等における会計事務は市に準じたものを原則としている。

	庁内団体等における取扱い
ベガルタ仙台ホームタウン協議会	明示された規定はないが、会計事務は市に準じた取扱いを原則としている。
せんだいアクティブライフスタイル推進事業実行委員会	
仙台市スポーツ協会	
仙台市学区民体育振興会連合会	
ハーフマラソン実行委員会	事務のうち会計については、仙台市会計規則並びに仙台市契約規則、その他仙台市が定める諸規則に準じて処理するものとする。（事務局規程第2条第2項）

出所：スポーツ振興課・事業団提出資料より監査人作成

内部統制評価（地方自治法第 150 条第 1 項）に関連して、内部統制の基本的要素について以下の説明がなされている。

## I 地方公共団体における内部統制の基本的枠組み

### 1 地方公共団体における内部統制

#### (2) 内部統制の 6 つの基本的要素

内部統制の基本的要素とは、内部統制の目的を達成するために必要とされる内部統制の構成部分をいい、内部統制の有効性の判断の規準となる。

(中略)

#### ②リスクの評価と対応

リスクの評価と対応とは、組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセスをいう。

(中略)

#### ⑤モニタリング

モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいう。モニタリングにより、内部統制は常に監視、評価及び是正されることになる。モニタリングには、業務に組み込まれて実施される日常的モニタリング及び業務から独立した視点から実施される独立的评价がある。両者は個別に又は組み合わせて行われる場合がある。

(以下省略)

出所：地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（令和 6 年 3 月改定 総務省）

## 【現状の問題点（意見）】

庁内団体等の資金管理は準公金の性格を有すると考えられるため、市の内部統制評価におけるリスクの評価と対応が問題となる。

この点につき、市の説明によると、個々の庁内団体等の設立、管理運営について、各所管課の判断に委ねており、庁内団体等の全庁的な管理ルールやモニタリングの仕組みを有していないものの、本市が事務局を担う団体については監査委員事務局の監査対象となっており、一定の対応を実施している、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、現行の庁内団体等の資金管理が内部統制上のリスクの評価と対応として十分といえるか疑問である。

- ▶ 全庁的にみた場合、多くの庁内団体等が存在し、重要性の高い財務事務の領域である可能性が考えられること
- ▶ 監査委員事務局の監査対象が網羅的か不明確であること

## 【解決の方向性】

以下の留意事項を含めて、庁内団体等の資金管理に関する全庁的な管理ルールを定め、モニタリングを実施する。

- ▶ 公金として管理せず、あえて庁内団体等を設立し、資金管理する必要性
- ▶ 庁内団体等における監査を含むガバナンス機能の十分性

## (2) 契約先の固定化

ハーフマラソン実行委員会における支出に関連する契約の状況（令和6年9月期）は以下のとおりである。

件名	契約方法	応札者数	契約額 (千円)	契約先	前回	前々回
会場設営等業務	随意契約（見積合わせ）	3	30,560	三恵商事(株)ダスキンホール仙台イベントセンター	同左	同左
交通規制等警備業務	随意契約（プロポーザル方式）	1	24,591	(株)トスネット	同左	同左
完走賞等製作業務	随意契約（特命）	-	23,999	ミズノ(株)	同左	同左
エントリー及び計測処理業務	随意契約（コンペ方式）	3	15,808	(株)アールビーズ	同左	同左
印刷物等製作業務	随意契約（特命）	-	8,235	(株)フロット	同左	同左
大会看板・ゲート製作等業務	随意契約（見積合わせ）	3	6,548	(株)電通東日本	同左	同左

出所：事業団提出資料より監査人作成

(注1) 契約額上位6件を表す。

### 【現状の問題点（意見）】

前回、前々回を含めて契約先が同一の契約案件は契約先が固定化していると考えられるが、契約手続に懸念ある事案が検出された。

#### ■1者応募

「交通規制等警備業務」は公募型プロポーザルを実施しているが、1者応募のため、公募条件の妥当性が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、本件警備業務は規模が大きいため、警備人材確保面でも対応可能な事業者が限られることが1者応募の1つの要因と考えられる、とのことである。

しかし、規模の大きい警備業務が同社の独占状態ではないため、対応可能な事業者が限定的といえるか疑問である。本件公募型プロポーザルにおける提案内容の1つに「模擬警備計画および迂回誘導計画の作成」が含まれているが、これらの作成を応募条件とする場合、過去の大会の運営ノウハウや詳細な現場情報を持つ既存事業者が有利になる可能性がある。既存事業者が有利となりすぎた公募条件の結果、公募型プロポーザルの競争性が確保されていないか懸念される。

#### ■プロポーザル見積上限額を超える契約

「交通規制等警備業務」の契約額25,073千円が公募型プロポーザルの見積上限額21,000千円を超えている。

## 1 概要

### (4) 適用期間

令和7年度に実施する大会から令和11年度に実施する大会までとする。

※大会の会計年度は10月1日から翌9月30日までとし、毎年度仕様については協議する。

※適用期間中に不測の事態が生じた場合の取り扱いについては、実行委員会において別途協議する。

### (5) 委託金額（見積上限額）

一大会あたり、金21,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※プロポに係る見積り上限とし、適用期間中の毎年度の委託金額の上限ではない。

出所：仙台国際ハーフマラソン交通規制等警備業務 公募型プロポーザル実施要領

事業団の説明によると、公募型プロポーザル実施要領に記載のとおり、プロポーザル実施後に、選定された事業者と当実行委員会の間で業務の細部に関する具体的な協議を行い、最終的な仕様書を確定させたうえで契約締結したものである、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、公募型プロポーザルの契約手続に不透明な印象は否めない。

- ▶ 業務仕様に重要な異動がないにもかかわらず、公募型プロポーザルの見積上限額21,000千円が前年度の契約額24,591千円を下回っていること
- ▶ 募集要領の公開（令和6年8月）から契約締結（令和7年1月）までの間に、見積上限額を超えるような外部環境変化の要因は識別されないこと

### ■ 随意契約（特命）の理由

随意契約（特命）について、契約の競争性・公平性・透明性の観点から特命理由の妥当性が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、仙台市契約規則等に準じており、特命理由は妥当である、とのことである。

しかし、「印刷物等製作業務」に係る特命理由が「同社は本大会の協賛社であり、過去大会でも当該業務を請け負っており、良好な実績が認められるため、事務の効率化、経費の節減が期待できる」とあり、具体的な効果が明確でないため、特命理由が妥当といえるか疑問である。

### ■ 見積依頼先の選定

随意契約（見積合わせ）について、契約の競争性・公平性・透明性の観点から見積依頼先選定の妥当性が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、見積合わせでは同様業務を提供可能な3者から入手した見積書の比較により契約先を決定している、とのことである。

しかし、「大会看板・ゲート製作等業務」の相見積先2者は契約先と比較し規模の小さい事業者であることを考慮すると、見積合わせの形骸化により契約先の固定化が生じていないか懸念される。

### 【解決の方向性】

契約先が固定化している事案について、契約の競争性・公平性・透明性が確保されているか点検する。

### (3)消費税の申告誤り

ハーフマラソン実行委員会における消費税申告の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

決算年度	課税売上	消費税 納付額	課税事業者 判定	備考
令和2年3月期	31,805	249	課税	令和6年9月に期限後申告、納付額は令和7年9月期に支出計上
令和2年9月期	-	-	課税	決算期変更、2020大会開催中止
令和3年9月期	-	-	課税	2021大会開催中止
令和4年9月期	(注)	-	免税	
令和5年9月期	(注)	-	免税	
令和6年9月期	30,278	308	課税	令和6年11月に申告、納付額は令和7年9月期に支出計上

出所：事業団提出資料より監査人作成

(注) 免税事業者の課税期間のため、事業団では課税売上の金額を把握していない

ハーフマラソン実行委員会の収入に係る消費税の課税区分（令和6年9月期）は以下のとおりである。

項目	金額（千円）	消費税の課税区分
負担金（市、事業団）	62,000	不課税
負担金（民間主催者）	7,620	課税
参加料	84,100	不課税
協賛金等	25,655	課税
HMCC 協賛金	3,481	不課税
チャリティ寄付金	1,088	不課税
雑入	31	課税
収入合計	183,975	

出所：事業団提出資料より監査人作成

#### 【現状の問題点（指摘）】

消費税申告において HMCC 協賛金 3,481 千円が課税売上に含まれていない。

しかし、ハーフマラソン実行委員会では協賛企業からハーフマラソン参加者人数（10,550 件×300 円×消費税）相当の HMCC 協賛金を消費税分も含めて受け入れており、取引内容と消費税申告に齟齬が生じているため、消費税の申告誤りが生じている。

#### 【解決の方向性】

HMCC 協賛金 3,481 千円の課税売上集計もれに係る消費税の修正申告を行う。

#### (4)不十分な税務判断根拠

ハーフマラソン実行委員会の収入に係る消費税の課税区分（令和6年9月期）は個別検出事項「7（3）消費税の申告誤り」を参照されたいが、マラソン大会参加料が不課税と扱われている。

消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等に課税される（消費税法第4条第1項）。

##### No. 6105 課税の対象

###### (1) 事業者が事業として行う取引

「事業者」とは、個人事業者（事業を行う個人）と法人をいいます。

「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡等を反復、継続かつ独立して行うことをいいます。

したがって、個人の中古車販売業者が行う中古車の販売は事業として行う取引になりますが、給与所得者がたまたま自家用車を売却する行為などは、事業として行う取引とはなりません。

なお、法人は事業を行う目的をもって設立されたものですから、その活動はすべて事業として行う取引となります。

###### (2) 対価を得て行う取引

「対価を得て行う」とは、物品の販売など（資産の譲渡等）をして反対給付を受けることをいいます。すなわち反対給付として対価を受け取る取引をいいます。

したがって、無償で行われる取引は、消費税の課税の対象とはなりません。

また、寄附金、補助金および宝くじの賞金などは、一般的には対価とは認められませんので、これらを受け取る取引も原則として課税の対象とはなりません。

なお、個人事業者が、販売する商品などを家庭で消費したり使用した場合や、法人が自社製品などをその役員に贈与した場合には、事業として対価を得て行われたものとみなされ、消費税の課税の対象となりますのでご注意ください。

###### (3) 資産の譲渡等

消費税法上、「資産の譲渡等」とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡（商品や製品などの販売）および資産の貸付けならびに役務の提供をいいます。

出所：タックスアンサー（国税庁）

### 【現状の問題点（意見）】

ハーフマラソン実行委員会の消費税申告において、マラソン大会参加料に係る消費税の課税区分を不課税としているため、不課税の取扱いの適否が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、以下の点からマラソン大会参加料の消費税不課税の取扱いは適切である、とのことである。

- ▶ マラソン大会参加料の消費税の課税・不課税判定については、ハーフマラソン実行委員会が、参加者に対して何らかの役務提供を行っているかが明白でなく、当該参加料がイベント開催費用の一部を参加者に負担させているだけでも考えられるため、対価性のない取引と判定し不課税取引としている。
- ▶ 当該取扱いについては顧問税理士に相談するとともに、消費税の申告を行うにあたり、所轄税務署の職員と協議を行い、税務署側の見解とコンセンサスを得ている。なお、所管税務署からは口頭にて通達されたものであり、スポーツイベントに係る参加料の取扱いに関する公的な文書は発出しておらず、各イベントの運営形態に応じた個別の判断を行っている旨の説明を受けている。

しかし、マラソン大会参加料に係る消費税の課税区分判断の根拠が所轄税務署からの口頭による確認のみとなっている。ハーフマラソン実行委員会における消費税申告への影響が大きい点を考慮すると、税務上の取扱いの判断根拠として十分といえるか疑問である。

### 【解決の方向性】

事前照会による文書回答手続を利用し、マラソン大会参加料に係る消費税不課税の判断根拠を明確にする。

国税局では、納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の申出（以下「事前照会」といいます。）があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容等を公表するという納税者サービス（以下「文書回答手続」といいます。）を行っています。

出所：税務上の取扱いに関する事前照会に対する文書回答について（令和6年12月 国税庁）

### (5) 予算消化支出

ハーフマラソン実行委員会の令和6年9月期決算上の収支差額はゼロになっている。

市が支出した負担金60,000千円は令和5年度に開催した前回大会の決算額に基づき概算払いで支出しており、剰余金が発生した場合は返還することとされている。

一方、ハーフマラソン実行委員会では金券類の台帳管理を実施しているが、切手・印紙の受け払い状況（令和6年9月期）は以下のとおりである。

区分	種別	単位	購入	年間使用	期末残	10-12月使用
切手	500円	枚	200	403	338	77
	270円	枚	100	-	100	1
	210円	枚	-	113	142	-
	180円	枚	100	-	100	43
	140円	枚	100	346	200	9
	120円	枚	-	186	90	1
	110円	枚	100	-	100	25
	100円	枚	-	15	68	4
	94円	枚	-	1	324	-
	84円	枚	-	301	62	-
	50円	枚	66	5	114	7
	20円	枚	1,000	37	1,089	10
	10円	枚	100	40	159	4
	5円	枚	56	1	236	-
	2円	枚	-	23	253	-
	1円	枚	6	1	71	-
	金額(切手)	円	194,586	324,310	366,911	51,630
印紙	20,000円	枚	7	4	4	-
	10,000円	枚	3	2	3	-
	2,000円	枚	2	2	7	-
	1,000円	枚	6	5	10	-
	400円	枚	4	5	6	-
	200円	枚	7	3	14	-
		金額(印紙)	円	183,000	111,600	139,200

出所：事業団提出資料より監査人作成

(注)切手の「購入」は令和6年9月26日支出分のみを表す。

### 【現状の問題点(意見)】

令和6年9月期決算の収支差額がゼロであるため、剰余金の返還回避を目的とした予算消化支出リスクが問題となる。

この点に関する事業団の説明は以下のとおりである。

- 通常の決算期においては収支差額が発生しているが、令和6年9月期のみ収支差額がゼロとなったものであり、収支差額がゼロになるような意図的な調整は行っていない
- 剰余金の返還回避を目的とした予算消的な支出は行っていない

しかし、切手購入代194千円(令和6年9月26日支出)について令和6年10~12月の切手の使用状況等を考慮すると、令和6年9月期に支出する必要性に乏しく、予算消化支出の印象は否めない。

### 【解決の方向性】

翌年度以降に使用する支出項目について過度な前倒し執行を避ける。

### (6)不十分な監査機能

庁内団体等における監査機能として監事が設置されている。ハーフマラソン実行委員会における監事の状況は以下のとおりである。

会則上の監事の規定	若干名の設置（第4条第3項） 委員の中から会長が委嘱（第5条第2項） 委員会の会計を監査（第6条第3項）
監事の人数	2名

出所：会則（ハーフマラソン実行委員会）より監査人作成

### 【現状の問題点（意見）】

ハーフマラソン実行委員会は庁内団体等の中でも事業規模が大きい（令和6年9月期の支出額183百万円）ため、監事監査の十分性が問題となる。

この点につき、事業団の説明によると、以下の点から監事による監査機能は十分である、とのことである。

- 監事監査を受け、監事から「仙台国際ハーフマラソン2024の会計について、出納帳と関係書類、預金通帳を照合の結果相違ないことを認めます」との会計監査報告書の提出を受けていること
- 会計監査当日は、通帳、預金出納簿、起案文書等の関係資料を提出し、監事監査を受けていること

しかし、以下の点を考慮すると、監査機能が十分といえるか疑問である。

- 監事による会計監査は監事2名による実地監査（90分程度）であり、ハーフマラソン実行委員会の事業規模と比較し、十分な監査時間が確保されていない可能性が考えられること
- 個別検出事項「7（2）契約先の固定化」「7（3）消費税の申告誤り」「7（4）不十分な税務判断根拠」「7（5）予算消化支出」に記載のような財務事務の課題があるにも関わらず、監事監査において特段の指摘ないし指導助言はなされていないこと

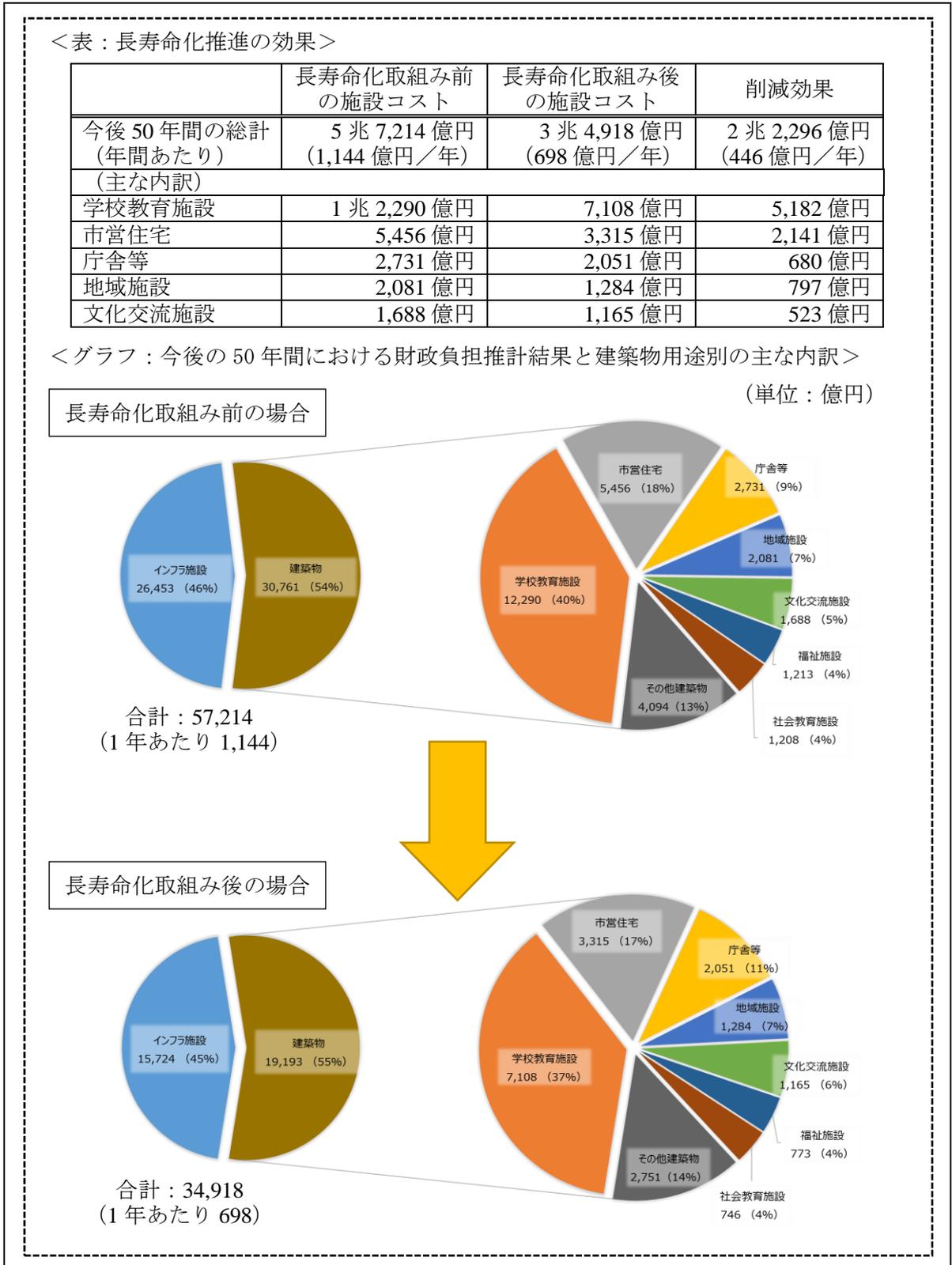
### 【解決の方向性】

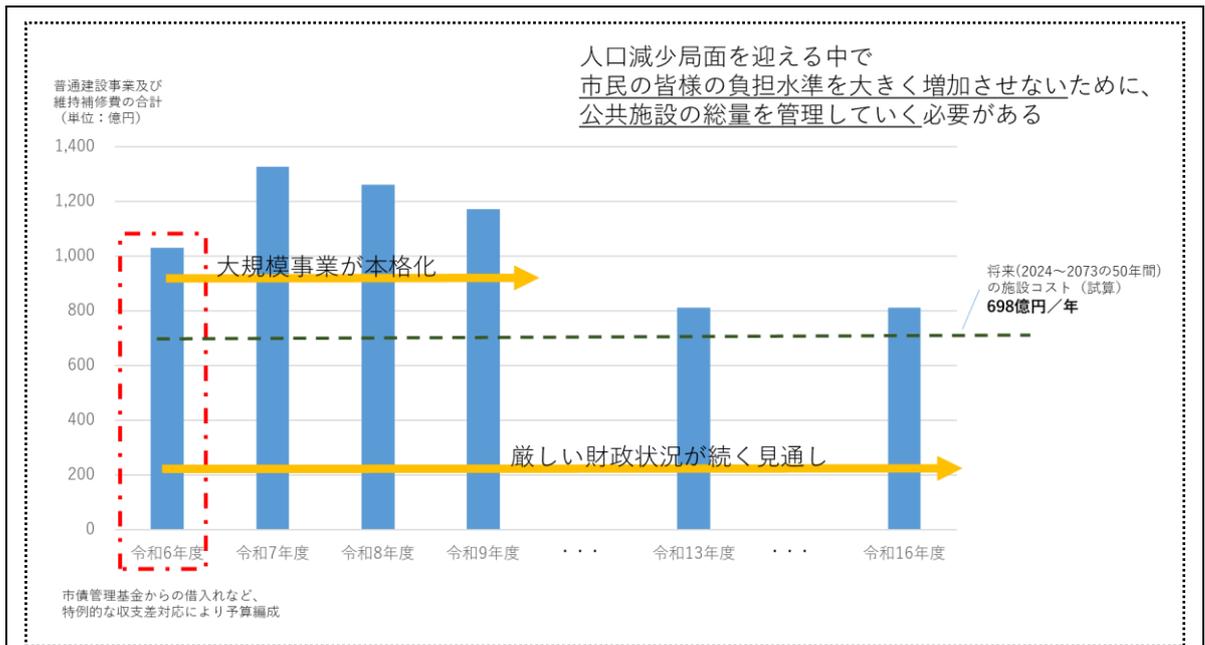
庁内団体等の事業規模に応じて、庁内団体等における監事機能の実効性を確保する。

## II 公共施設のあり方と市民への説明責任

### 1 施設マネジメントプランの改訂

令和6年10月に改訂された施設マネジメントプランでは、長寿命化取組み後の施設コスト（試算値：年間698億円）を確保することが困難となり、財源確保や事業費の平準化・縮減等、歳入歳出の両面において、あらゆる取組みを講じる必要性が示されている。





### ポイント

- ✓ 長寿命化の推進をはじめとした総合的な管理・保全の強化等を講じることにより、将来的な施設コストは年間 698 億円必要と試算されます。近年、大規模改修等の実施に伴い、これを超える規模の事業を実施しておりますが、本市の財政状況を踏まえると、長期的には施設コストを確保することが難しくなるものと見込まれ、財源確保や事業費の平準化・縮減等、歳入歳出の両面において、あらゆる取組みを講じていくことが必要です。

出所：施設マネジメントプラン

施設マネジメントプランによる長寿命化取組み後でも、なお厳しい財政状況が続く見通しであることを踏まえ、公共施設の総量管理として、令和 35 年度までに 7.31%削減（延床面積、令和 5 年度比）とする方向性が示されている。

## 7. 公共施設マネジメントの取組方策について

### (3) 施設の質・量の適正化

#### ⑥ 施設の質と量の適正化に係る長期的な方向性

##### ○長期的な方向性を追加する必要性

- ・ 音楽ホール・中心部震災メモリアル拠点複合施設整備や本庁舎建替えといった大規模事業、子育て環境の充実、脱炭素都市づくりの推進など、本市の魅力や新たな活力の創出に資する施策は、厳しい財政状況が続く中であっても、厳選重点化等を図りながら計画的に進めることが求められます。そのためには、将来にわたり持続可能な財政運営を図っていくことが必要であり、市全体で各般の方策を講じ、対応を図っていかなければなりません。
- ・ 本市の市民一人当たりの公共施設保有量は 3.38 m<sup>2</sup>/人となっており、これは政令指定都市平均の 3.26 m<sup>2</sup>/人をやや上回り、多い方から 6 番目となっています。（次頁表を参照）
- ・ このような状況において、本プランの考え方にに基づき、引き続き、公共施設の長寿命化等を図っていくとともに、公共施設の管理に関する基本的な考え方を定め、市全体で共通認識を持ちながら、適正な管理を図っていく必要があります。

○本市の公共施設の管理に関する基本的な考え方（長期的な方向性）

- ・ 本市が近い将来人口減少局面を迎えることは確実視されており、公共施設の維持管理コストが増大する中、質の高い市民サービスを持続的に提供していかなければなりません。
  - ・ そのためには、長期的に一人当たりの施設コストを大きく増加させないという観点から、人口減少の水準を踏まえ、公共施設の総量を管理していく必要があります。
  - ・ 公共施設の総量管理は、継続して取り組んでいく必要がありますが、本市主要施設の建替えや人口減少が本格化することが見込まれる期間を見据え、令和 35 年度までを目標とし、着実に取り組んでいきます。
- ※公共施設の総量（総延床面積：360.1 万㎡）は、令和 5 年度の人口を基準とし、令和 35 年度までの人口推計に基づく減少割合▲7.31%を目安に管理していきます。

出所：施設マネジメントプラン

## 2 市が取り組むべき課題

個別検出事項を踏まえた包括外部監査人の問題認識は以下のとおりである。

	包括外部監査人の問題認識	関連する個別検出事項
施設コストの財政負担推計	令和 6 年 10 月に改訂された施設マネジメントプランではコスト縮減効果が不十分のため、市財政の持続可能性の観点から、更なる公共施設の総量削減の必要性に迫られるリスクが懸念される。	4 (1) 財政負担推計と個別施設計画の乖離 4 (2) 施設コストの過小見積 4 (6) 取組成果の開示不足
新規の施設整備	新たな施設整備計画に対して、費用対効果の検証を含めて、十分な有効性評価が実施されないリスクが懸念される。	3 (6) 負担付寄附の有効性評価 3 (7) 指定管理者利益水準の妥当性 3 (8) 事業計画の蓋然性評価
施設管理を担う外郭団体	指定管理者制度導入という環境変化に対応した外郭団体管理が不十分の結果、民間活力導入の更なる推進を阻害する要因になっていないか懸念される。	2 (2) 指定管理者の 1 者応募 6 (1) 代替評価の記載不備 6 (2) 公益目的事業の該当性根拠の開示不足

このような公共施設のあり方に係る問題認識を踏まえ、市は以下の課題に取り組み、市民への説明責任を果たす必要があると考える。

### (1) 財政負担推計の精査

厳しい財政状況が続く見通しでありながら、施設マネジメントプランに以下の記載がないため、施設コストの財政負担推計の精査が市の喫緊の課題と考えられる。

- 充実可能な地方債・基金等の財源の見込み
- トータルコスト（中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計）の縮減に関する目標

## 第一 総合管理計画に記載すべき事項

### 一 公共施設等の現況及び将来の見通し

(3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み(施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額)及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

### 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### ⑨ 数値目標

計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標等について、数値目標を記載することが望ましいこと。

出所：公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和5年10月10日改訂 総務省）

## (2)大規模事業評価の制度化

施設マネジメントプランでは新規整備の厳選・重点化を含めた取組方策が示されている。

### 7. 公共施設マネジメントの取組方策について

#### (2) 現有施設活用の徹底

#### ③ 新規整備や更新の厳選・重点化及び改修・更新などの費用の縮減・平準化

- ・ 予算編成と連動しながら必要性、妥当性、長寿命化の推進などを確認したうえで新規整備や更新を実施する公共施設マネジメントシステムを構築します。施設データの収集・分析や改修・更新などの優先順位付け、それらを基にした予算編成および予算執行、施設の機能別利用状況や老朽度等の評価、その後、施設データを更新するという業務サイクルの総体を公共施設マネジメントシステムと称し、継続的な運用を行います。
- ・ 長寿命化の推進により一定の財政効果が生じることから、この取組みを確実に実施するとともに、老朽度や市民ニーズ、緊急性などを根拠とした改修・更新などの優先順位付けと本市の財政負担能力を総合的に勘案しながら、関連予算を優先的に配分します。
- ・ 本プランの基本的な考え方を踏まえつつ公共施設等適正管理推進事業債の活用を行うなど、国が進める老朽化対策に対応し、有効な制度や財源を可能な限り活用します。

出所：施設マネジメントプラン

市では大規模事業評価のルールが未整備のため、施設マネジメントプランに掲げる取組方策「新規整備の厳選・重点化」の実効性を確保するためには、大規模な施設整備計画を対象とした事業評価の制度化が必要と考える。

## (3)外郭団体のあり方の見直し

事業団の経営評価シートでは、経営評価の総括として「職員の年齢構成に配慮した長期的な視点での人材育成と組織管理に努めていただきたい」との所管局によるコメントが記載されている。これに関連して、事業団職員の年齢構成の状況(令和6年4月1日現在)は以下のとおりである。

経験年数	～20代		30代		40代		50代		60代～		合計
	固有	事業・嘱託	固有	事業・嘱託	固有	事業・嘱託	固有	事業・嘱託	固有	事業・嘱託	
0年		4	1	1		2		7		14	29
1年		4		2		1		1		6	14
2年	1	1			1	1		1		1	6
3年		6		1				1		2	10
4年		1		2		1		2		2	8
5年				2		1		1		1	5
6年		2		2	1	2	1	1		2	11
7年		2	3	6	1	2	1	2		2	19
8年			3	7		4					14
9年			1	4	1	2		1			9
10年				1	1			1			3
11年				2				2			4
12年				3				1			4
13年											0
14年				1				1			2
15年以上				1	2	3	19	4	1	4	34
計	1	20	8	35	7	19	21	26	1	34	172

出所：事業団提出資料より監査人作成

事業団の人的体制（職員構成の偏り）は事業団の弱みと考えられるが、事業団の環境分析を包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりである。

内部環境		強み	弱み
外部環境		仙台市との密接な連携	人的体制（職員構成の偏り） 脆弱な財政基盤
機会	地方創生	<b>【積極戦略】</b> 自主事業の拡大  <具体例> 地域団体等との連携強化（注）	<b>【改善戦略】</b> スポーツコミッションの活動を一層推進するため、民間企業との連携を含めて、専門的人材の充実化を図る。  <具体例> 民間企業からの出向者受け入れ
脅威	指定管理者の公募（民間事業者との競合）	<b>【差別化戦略】</b> 行政機能の補完・代替の役割を拡充するため、仙台市に業務移譲について働きかける  <具体例> 仙台市との連携強化（注）	<b>【縮小戦略】</b> 指定管理者公募に選定されなかった場合、事業団経営に重要な影響を及ぼす可能性がある。  <具体例> 意図しない非選定施設の発生（宮城広瀬総合運動場等）

（注）事業団の第3期経営計画（令和6年度～令和10年度）に掲げる取組項目を表す。

事業団の全体事業費の8割以上を占める指定管理業務の縮小リスクが想定されることを念頭に、外郭団体経営評価において外郭団体のあり方の見直しを含めた検討が必要と考えられる。

添付資料1. スポーツ施設の一覧

No.	施設名	所管課	見える化資料（令和5年度）より						固定資産台帳（令和5年度）より			使用料 充足率 c/b	利用者1人 当たり行政 コスト（円） (a-c+e)/d	備考
			延床面積 (㎡)	支出 (万円) a	うち光熱 水費・委託 費（万円） b	収入 (万円) c	年間利用 者数（人） d	稼働率 (%)	取得価額(千 円)	減価償却 費（千円） e	期末簿価(千 円)			
39	仙台市陸上競技場	スポーツ振興課	6,694	5,591	2,123	1,671	250,462	競技場等 100.0	1,178,395	44,799	616,035	78.7%	335	
40	仙台スタジアム	公園管理課	28,193	12,121	4,120	5,335	286,659	54.0	1,931,087	81,842	263,005	129.5%	522	
41	青葉体育館・仙台市武道館	スポーツ振興課	16,360	18,082	6,504	5,352	188,921	競技場 70.2	4,001,714	91,174	1,945,689	82.3%	1,156	
42	若林体育館	スポーツ振興課	4,400	5,901	1,163	1,575	87,064	競技場等 92.8	1,244,279	36,959	340,394	135.4%	921	
43	秋保体育館	スポーツ振興課	2,060	1,641	409	97	6,186	競技場等 51.4	677,487	8,435	450,952	23.7%	3,859	大規模改修工事に伴う休業期間あり
44	出花体育館	スポーツ振興課	1,396	2,750	223	424	23,413	競技場等 81.5	283,500	10,770	217,861	190.1%	1,453	
45	仙台市体育館	スポーツ振興課	18,564	28,613	9,422	8,838	313,754	89.0	5,400,132	144,460	1,452,531	93.8%	1,091	
46	泉海洋センター	スポーツ振興課	1,178	3,294	298	249	27,736	不算定	344,202	10,451	138,629	83.6%	1,475	
47	七北田公園体育館	公園管理課	2,030	4,663	1,685	810	43,982	92.4	327,140	7,687	108,999	48.1%	1,051	
48	葛岡温水プール	スポーツ振興課	1,546	6,696	2,172	3,039	74,084	不算定	245,203	5,338	93,127	139.9%	566	
49	鶴ヶ谷温水プール	スポーツ振興課	1,306	5,890	1,497	1,768	38,032	不算定	549,477	27,652	402,785	118.1%	1,811	
50	根白石温水プール	スポーツ振興課	1,786	10,619	1,828	1,509	51,913	不算定	364,700	10,626	154,946	82.5%	1,960	
51	水の森温水プール	スポーツ振興課	1,762	5,762	2,704	2,777	85,164	不算定	587,795	27,141	382,049	102.7%	669	
52	中田温水プール	スポーツ振興課	2,235	6,735	2,125	1,369	48,431	不算定	402,060	11,347	177,641	64.4%	1,342	大規模改修工事に伴う休業期間あり
53	鉤取球場	スポーツ振興課	135	1,046	371	55	26,865	39.5	11,568	42	457	14.8%	370	
54	川内庭球場	スポーツ振興課	326	3,427	680	1,502	63,512	72.1	66,812	3,580	40,350	220.9%	359	
55	高砂庭球場	スポーツ振興課	0	233	3	80	2,651	18.1	1,640	0	0	2666.7%	577	
56	茂庭庭球場	スポーツ振興課	28	650	-	322	18,327	36.4	2,464	77	1,405	-	183	
57	若林日辺グラウンド	スポーツ振興課	351	366	120	61	13,216	34.6	32,883	1,163	10,293	50.8%	319	

No.	施設名	所管課	延床面積 (㎡)	見える化資料（令和5年度）より					固定資産台帳（令和5年度）より			使用料 充足率 c/b	利用者1人 当たり行政 コスト(円) (a-c+e)/d	備考
				支出 (万円) a	うち光熱 水費・委託 費(万円) b	収入 (万円) c	年間利用 者数(人) d	稼働率 (%)	取得価額(千 円)	減価償却 費(千円) e	期末簿価(千 円)			
58	長袋グラウンド	スポーツ振興課	52	912	138	24	4,612	27.2	3,563	239	2,608	17.4%	1,977	
59	仙台市屋内グラウンド (シェルコムせんたい)	スポーツ振興課	21,314	12,032	3,868	2,627	130,079	競技場 100.0	1,667,142	56,489	546,924	67.9%	1,157	
60	馬場グラウンド	スポーツ振興課	9	314	-	9	1,378	18.6	9,670	314	7,462	-	2,441	
61	北中山コミュニティ グラウンド	スポーツ振興課	278	1,983	242	98	11,938	グラウンド 93.5	25,334	681	12,000	40.5%	1,636	
66	今泉運動場	スポーツ振興課	2,579	7,473	1,532	1,562	68,042	庭球場 30.6	197,181	6,251	34,097	102.0%	961	
67	宮城広瀬総合運動場	スポーツ振興課	4,177	10,220	3,167	1,289	81,004	競技場 79.5	1,420,988	35,838	775,225	40.7%	1,545	大規模改修工事に 伴う休業期間あり
68	新田東総合運動場	スポーツ振興課	22,798	29,853	13,206	10,509	305,336	体育館 66.2	3,792,701	97,204	2,184,217	79.6%	952	
69	泉総合運動場	スポーツ振興課	8,285	16,161	4,513	3,396	193,913	庭球場 59.0	1,274,179	20,917	1,174,917	75.2%	766	大規模改修工事に 伴う休業期間あり
70	スポパーク松森	環境局施設課	4,418	8,136	-	1,796	333,505	フットサ ル場 67.0	1,759,351	52,789	756,520	-	348	財産の貸付（収入 は貸付料を表す）
152	評定河原公園庭球場	公園管理課		1,247	627	248	28,616	56.1	4,606	101	401	39.6%	353	
153	桜ヶ丘公園庭球場	公園管理課		526	264	105	9,552	32.4	38,392	1,584	28,756	39.8%	607	
154	卸町東二丁目公園庭 球場	公園管理課		1,431	88	522	15,540	55.5	内訳不明			593.2%	585	
155	中田中央公園庭球場	公園管理課		1,386	607	279	14,831	50.0	内訳不明			46.0%	746	
156	将監公園庭球場	公園管理課		212	28	103	3,732	24.8	内訳不明			367.9%	292	
157	寺岡中央公園庭球場	公園管理課		572	65	287	11,056	51.8	内訳不明			441.5%	258	
158	松陵公園庭球場	公園管理課		172	26	83	4,968	24.9	内訳不明			319.2%	179	
159	七北田公園庭球場	公園管理課		1,695	230	828	28,377	58.8	11,257	576	8,816	360.0%	326	
160	青葉山公園庭球場	公園管理課		1,025	711	126	19,884	35.8	6,053	67	926	17.7%	455	
161	海岸公園庭球場	公園管理課		2,390	1,370	413	10,209	25.1	内訳不明			30.1%	1,937	

No.	施設名	所管課	延床面積 (㎡)	見える化資料（令和5年度）より					固定資産台帳（令和5年度）より			使用料 充足率 c/b	利用者1人 当たり行政 コスト(円) (a-c+e)/d	備考
				支出 (万円) a	うち光熱 水費・委託 費(万円) b	収入 (万円) c	年間利用 者数(人) d	稼働率 (%)	取得価額(千 円)	減価償却 費(千円) e	期末簿価(千 円)			
162	湯元公園庭球場	公園管理課		483	207	99	2,750	22.9	内訳不明			47.8%	1,396	
163	長命ヶ丘公園庭球場	公園管理課		176	25	85	2,912	18.3	内訳不明			340.0%	313	
164	虹の丘公園庭球場	公園管理課		629	66	319	10,953	53.1	29,307	996	24,153	483.3%	374	
165	向陽台五丁目緑地庭 球場	公園管理課		67	7	34	594	11.0	1,206	0	0	485.7%	556	
166	住吉台西四丁目公園 庭球場	公園管理課		142	30	63	1,161	17.5	内訳不明			210.0%	680	
167	西花苑公園野球場	公園管理課		151	81	28	4,362	16.7	237,702	11	280	34.6%	285	
168	広瀬川仲ノ瀬緑地運 動広場	公園管理課		48	24	10	1,432	5.7	105,840	0	0	41.7%	265	
169	評定河原公園野球場	公園管理課		660	352	124	54,645	55.4	257,845	6,452	126,769	35.2%	216	
170	扇町一丁目公園野球 場	公園管理課		378	209	68	9,999	23.8	内訳不明			32.5%	310	
171	海岸公園野球場	公園管理課		1,294	688	245	50,761	32.7	内訳不明			35.6%	207	
172	卸町五丁目公園野球 場	公園管理課		186	22	64	7,199	21.6	289,011	194	3,157	290.9%	196	
173	卸町東二丁目公園野 球場	公園管理課		1,007	565	172	9,819	29.4	内訳不明			30.4%	850	
174	西中田公園野球場	公園管理課		379	164	77	10,674	28.6	270,493	299	2,577	47.0%	311	
175	富沢公園運動広場	公園管理課		423	187	85	19,739	50.3	364,996	8,980	25,952	45.5%	626	
176	湯元公園野球場	公園管理課		191	105	31	7,203	28.7	5,047	21	5,026	29.5%	225	
177	北河原公園野球場	公園管理課		79	12	38	10,193	17.6	384,278	3,641	48,655	316.7%	397	
178	虹の丘公園野球場	公園管理課		80	7	41	3,442	18.2	379,086	170	2,727	585.7%	163	
179	長命ヶ丘公園野球場	公園管理課		88	8	45	15,915	21.1	内訳不明			562.5%	27	
180	桜ヶ丘公園野球場	公園管理課		302	165	55	47,812	35.7	内訳不明			33.3%	52	
181	広瀬川牛越緑地運動 広場	公園管理課		129	65	26	5,411	19.9	195,293	0	0	40.0%	190	

No.	施設名	所管課	延床面積 (㎡)	見える化資料（令和5年度）より					固定資産台帳（令和5年度）より			使用料 充足率 c/b	利用者1人 当たり行政 コスト(円) (a-c+e)/d	備考
				支出 (万円) a	うち光熱 水費・委託 費(万円) b	収入 (万円) c	年間利用 者数(人) d	稼働率 (%)	取得価額(千 円)	減価償却 費(千円) e	期末簿価(千 円)			
182	日の出町公園野球場	公園管理課		371	203	68	12,998	29.5	内訳不明			33.5%	233	
183	広瀬川若林緑地野球場	公園管理課		78	5	28	3,901	14.6	内訳不明			560.0%	128	
184	広瀬川中河原緑地運動広場	公園管理課		118	7	43	13,882	20.0	210,923	0	0	614.3%	54	
185	太白公園野球場	公園管理課		197	87	39	7,002	28.8	内訳不明			44.8%	226	
186	名取川富田緑地運動広場	公園管理課		124	53	25	5,072	6.2	198,000	0	0	47.2%	195	
187	将監公園野球場	公園管理課		174	16	89	18,349	37.8	内訳不明			556.3%	46	
188	寺岡中央公園野球場	公園管理課		112	10	57	11,234	25.8	内訳不明			570.0%	49	
189	松陵公園野球場	公園管理課		119	11	61	9,414	21.6	内訳不明			554.5%	62	
190	七北田公園野球場	公園管理課		173	16	89	35,487	43.5	内訳不明			556.3%	24	
191	扇町四丁目公園運動広場	公園管理課		381	219	24	17,408	29.2	323,099	689	16,454	11.0%	245	
192	海岸公園運動広場	公園管理課		一体的に管理している No.196 に含まれている			7,844	22.5	内訳不明			-	-	
193	中田中央公園運動広場	公園管理課		280	120	57	15,949	47.2	内訳不明			47.5%	140	
194	高砂中央公園運動広場及びキャンプ場	公園管理課		3,870	297	54	6,237	17.1	2,685,452	97,265	2,313,453	18.2%	21,713	
195	海岸公園馬術場	公園管理課		2,241	509	156	10,748	不算定	4,733,256	17,762	131,228	30.6%	3,592	
196	海岸公園パークゴルフ場	公園管理課		4,681	1,331	632	19,187	不算定	内訳不明			47.5%	2,110	
	合計		154,260	241,631	74,002	64,268	3,398,632		38,533,789	933,073	15,030,449			

出所：市提出資料より監査人作成

## チャレンジプロジェクトの重点事業 自己評価シート

### ⑥ ライフデザインプロジェクト

#### ③ 誰もがいきいきと輝くための健康づくり

目的	令和7年にはいわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となり、身体的機能や認知機能の低下を防ぐ取り組みの強化が求められるほか、働き盛り世代の運動不足など、様々な健康への懸念が顕在化しています。誰もが、人生のどのステージにおいてもいきいきと暮らすことができるよう、企業や大学などと連携を深めながら、病気の予防や未病対策、健康増進の取り組みを進めるほか、健康・医療サービスに対するアクセス拡大を進めます。				
数値目標	項目	基準値	目標値	実績	
				令和6年度	令和7年度
				令和8年度	
	健康に暮らすことができる環境づくりに関する市民の評価※	2.68点 (令和5年度調査)	3.09点 (令和9年度調査)	2.73点 (令和7年度調査)	
市民のメタボリックシンドロームの該当者の割合	23.7% (令和4年度)	基準値未滿	23.6% (令和5年度)		
週1回以上スポーツを行う15歳以上の市民の割合	39.3% (令和2年度)	70.0% (令和8年度)	令和7年度中間調査実施予定のため実績なし		
総括	<b>全ての事業において着実に進捗している</b>				

※ 仙台市市民意識調査における健康に暮らすことができる環境づくりに関連する設問に対する評価点の平均点(高い評価より4点、3点、2点、1点)

### 73 アクティブライフスタイル推進事業

担当:文化観光局  
[主担当課]スポーツ振興課

事業内容及び主な取り組み	スポーツを多様な形で楽しむことを通して、心身の健康増進と生きがいに満ちた豊かな生活を実現できるようにするため、市民一人ひとりが自分に合った形で意識的に体を動かす生活様式であるアクティブライフスタイルを推進します。 -アクティブライフスタイルの導入につながる環境づくり、イベントの開催 -民間事業者やメディア等と連携した情報発信 -プロスポーツチーム等と連携した親子向けスポーツ体験イベントの開催		
進捗状況	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	○		
令和6年度の主な実績	- アクティブライフスタイルの導入につながる環境づくり、イベントの開催: ・アクティブライフスタイルの導入、継続を目的としたイベントの参加者数12,604名 ・スポーツを継続するための取り組みであるウォーキングアプリ登録者数960名 - 民間事業者やメディア等と連携した情報発信: ・在仙メディアやプロスポーツチーム等と連携した情報発信を実施 - プロスポーツチーム等と連携した親子向けスポーツ体験イベントの開催: ・プロスポーツチーム等と連携した親子向けスポーツ体験イベント参加者数1,485名		
評価の理由	在仙メディアやプロスポーツチーム等の民間事業者、大学等との連携のもと、アクティブライフスタイルの導入、継続を目的として、イベント開催や情報発信を実施した。イベント参加者数は、概ね目標値を達成するなど、順調に推移している。		
今後の方向性	引き続き多くの事業者・大学等と連携し、事業参加者数を拡大しながら、運動実施率向上に努める。		

## 87 スポーツツーリズム推進事業

担当:文化観光局  
[主担当課]スポーツ振興課

<p>事業内容及び 主な取り組み</p>	<p>スポーツを通じて交流人口拡大や賑わいの創出、地域内消費の増加を図るため、国際・全国規模のスポーツイベントの誘致・開催やプロスポーツと連携した取り組みを進めます。</p> <p>-仙台国際ハーフマラソンの主催、駅伝の開催支援 -国際・全国規模イベントの誘致・開催支援、関係団体と連携した情報発信 -プロスポーツやスポーツイベントを活用した誘客促進</p>		
<p>進捗状況</p>	<p>令和6年度</p> <p style="text-align: center;">○</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>令和6年度の 主な実績</p>	<p>- 仙台国際ハーフマラソンの主催、駅伝の開催支援： ・仙台国際ハーフマラソン2024【エントリー数10,530名(市内4,169名、市外(県内)：1,568名、県外：4,793名)】 ・第42回全日本大学女子駅伝対校選手権大会【チーム数26、参加者数338名】、第44回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会【チーム数24、参加者数264名】における広報支援、交通規制の調整等の開催支援を実施</p> <p>- 国際・全国規模イベントの誘致・開催支援、関係団体と連携した情報発信： ・第74回全日本実業団バドミントン選手権大会(6月)、リポビタンDチャレンジカップ2024ラグビー日本代表VSジョージア代表(7月)、第18回全日本学生剣道オープン大会(12月)など計14大会を開催。 ・スポーツコミッションせんだいと連携し、大会参加者に対して市内飲食店等で利用可能なデジタルクーポンの配布や、デジタルスタンプラリーの実施などを通じて、市内での宿泊・周遊・消費の促進を図る情報発信を行った。</p> <p>- プロスポーツやスポーツイベントを活用した誘客促進： ・仙台のプロスポーツと連携したデジタルスタンプラリー企画などを行い、市内周遊・消費拡大に取り組んだ。 ・仙台国際ハーフマラソンでは、エントリー枠に「ふるさと納税枠」、「出走権付宿泊プラン」を設け、市外の参加者の誘客促進・交流人口の拡大に取り組んだ。</p>		
<p>評価の理由</p>	<p>スポーツコミッションせんだいと連携しながら、スポーツイベントの誘致・開催支援を行い、令和6年度は計14の誘致大会を開催したほか、誘致した大会を契機に市内周遊・消費拡大に繋がる各種取り組みとしてデジタルクーポンの配布やデジタルスタンプラリーなどを実施した。</p>		
<p>今後の方向性</p>	<p>今後もスポーツコミッションせんだいと連携し、イベント誘致や開催支援を継続的に行うとともに、誘致活動の仕組みや支援策を体系的に構築していく。また、誘致大会を契機とした市内周遊・消費拡大の取り組みを観光分野と連携しながらより強化していく。</p>		

出所：「チャレンジプロジェクトの自己評価報告書（令和6年度自己評価シート取りまとめ）」（令和7年8月 仙台市）

### 添付資料 3. スポーツ推進計画の成果指標等

#### 1 2 計画の推進

##### 成果指標・目標値

本計画における目指す姿の達成度合いを図る計画全体の成果指標として、「週 1 回以上スポーツを行う 15 歳以上の市民の割合」70%を目指すものとします。

その他、重点施策等の推進による個別の成果についても以下のとおり定めます。

なお、目標値は、計画中間年（令和 8 年度）の状況に応じて、必要な見直しを行います。

	成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)
総合	週 1 回以上スポーツを行う 15 歳以上の市民の割合	39.3%	70%
個別	1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 日以上、1 年以上実施している 15 歳以上の市民の割合	-	50%
	週 3 回以上運動やスポーツを行う仙台市立小学校の児童(5 年生)の割合(学校の体育の授業を除く)	52.1%	65%
	元気はつらつチャレンジカードの 50 回達成者数	896 人	1,800 人
	障害者スポーツについて、「する」「みる」「ささえる」のいずれかの活動を行う 15 歳以上の市民の割合	-	20%
	市や地域のスポーツ団体などが主催するスポーツ行事等に参加する 15 歳以上の市民の割合	18.7%	35%
	年 1 回以上市内の競技場等で直接スポーツ観戦する 15 歳以上の市民の割合	40.3%	50%
	スポーツボランティア活動を行う 15 歳以上の市民の割合	2.9%	8%

#### 1 3 計画の進行管理

本計画の施策や取組みを着実に推進していくため、年度ごとに現状把握・評価を行います。

また、中間年（令和 8 年度）に必要な見直しを実施する予定です。

#### 1 4 仙台市スポーツ推進審議会への進捗報告

計画に基づく取組みの実施状況については、仙台市スポーツ推進審議会に報告します。

出所：スポーツ推進計画（概要版）

## 添付資料4. 見える化資料（仙台スタジアム）

用途：競技場・スタジアム  
 所管局：建設局  
 所管課：公園管理課

40

施設名：ユアテックススタジアム仙台（仙台スタジアム）

令和5年度実績

施設概要			
所在地・土地			
所在地	泉区七北田字柳78		
敷地面積	220,361	m <sup>2</sup>	敷地保有状況 所有
地図情報へのリンク	<a href="https://www2.wagmap.jp/sendacity/MAP?linkid=5b388e20-0a22-45fa-9d63-62fef4784965&amp;mid=232">https://www2.wagmap.jp/sendacity/MAP?linkid=5b388e20-0a22-45fa-9d63-62fef4784965&amp;mid=232</a>		
施設全体			
併設施設			
建物状況			
延床面積	28,193	m <sup>2</sup>	建物の権利状況 所有権
建築年度	平成9	年	構造 鉄骨鉄筋コンクリート
築年数	27	年	駐車可能台数 0 台
大規模改修年度	—	年	大規模改修経過年数 — 年

運営時間・休館日
運営時間: 9:00~21:00
休館日: 月曜日、年末年始(12/28~1/4)

運営状況			
運営方式	指定管理	年間利用者数	286,659 人
運営人員		稼働率	54.0 %
正職員	— 人	年間利用コマ数	94 /年
嘱託職員等	— 人	年間利用可能コマ数	174 /年
年間利用者数・稼働率の推移			
年間利用者数 (人)		稼働率 (%)	

設備・諸室別の利用状況	
利用件数	- 件
利用コマ数	- /年
利用可能コマ数	- /年
稼働率	- %

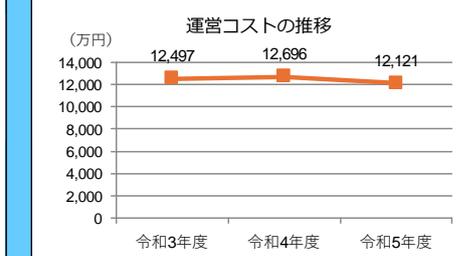
利用件数	- 件
利用コマ数	- /年
利用可能コマ数	- /年
稼働率	- %

利用件数	- 件
利用コマ数	- /年
利用可能コマ数	- /年
稼働率	- %

利用件数	- 件
利用コマ数	- /年
利用可能コマ数	- /年
稼働率	- %

利用件数	- 件
利用コマ数	- /年
利用可能コマ数	- /年
稼働率	- %

支出(万円)	12,121	(前年比 ▲ 575)
光熱水費	199	(前年比 ▲ 1)
委託費※	3,921	(前年比 ▲ 87)
維持補修費	906	(前年比 + 216)
人件費	5,663	(前年比 + 382)
その他(手数料など)	1,432	(前年比 ▲ 1,086)
※清掃、警備、保守点検等に係る委託費		
収入(万円)	5,335	(前年比 + 733)
使用料(営利目的分以外)	1,595	(前年比 + 205)
使用料(営利目的分)	936	(前年比 + 531)
その他(目的外使用料等)	2,804	(前年比 ▲ 2)
施設使用料減免実施額(万円)	1,237	(前年比 + 113)



注1) 支出・収入とも、それぞれの金額を表示単位未満の位で四捨五入しているため、合計と内訳の足し上げが一致しない場合があります。

受益者負担割合	
施設使用料	= 20.9 %
運営コスト	

備  
考

- ・平成18年3月1日から施設命名権（ネーミングライツ）を導入しています。
- ・稼働率は1日単位で計算しています。
- 【計算式=試合等で使用された日数÷開館日数(休業日及び芝生養生期間を除く)】

出所：見える化資料（令和5年度）

添付資料 5. 事業団の経営評価シート

◆団体基本情報

No.	16	種別	公益財団法人	団体名	公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団		
所在地	〒980-0012 仙台市青葉区錦町1-3-9						
電話番号	022-215-3201		FAX番号	022-215-3575		所管部局	文化観光局 スポーツ振興課
団体ホームページ	https://www.spf-sendai.jp/						
代表者職氏名	理事長 川股 直哉			設立年月日	平成3年3月26日		
基本財産等	100,000 千円		市の出捐額(割合)	100,000 千円 (100.0%)			
設立目的	仙台市民が生涯にわたりスポーツ並びにレクリエーションに親しむことができるよう、その普及振興を図り、また、スポーツ施設を広く市民の利用に供することにより、もって、市民の心身の健全な発達と明るく豊かで潤いのある市民生活の実現に寄与することを目的とする。						
事業概要	(1) 各種スポーツ等の普及振興事業 (2) 各種スポーツ等の情報の収集及び提供事業 (3) 各種スポーツ等に関する調査及び研究事業 (4) 仙台市等から委託された事業、業務等の受託事業 (5) 仙台市のスポーツ施設等の管理運営事業						
評価対象決算期	令和6年4月1日～令和7年3月31日						

◆人員等の状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①常勤役員数	2 人	2 人	2 人
うち市派遣	0 人	0 人	2 人
市退職者	2 人	2 人	0 人
②常勤役員平均年齢	61.5 歳	62.5 歳	59.5 歳
③常勤役員平均年間報酬	5,271 千円	5,312 千円	— 千円
④職員数	165 人	154 人	164 人
うち市派遣	0 人	0 人	1 人
市退職者	1 人	1 人	0 人
⑤職員平均年齢	44.9 歳	45.8 歳	46.8 歳
⑥職員平均年間給与	3,552 千円	3,904 千円	3,712 千円

◆主要財務データ

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①当期経常増減額	△ 31,768 千円	△ 5,451 千円	△ 3,015 千円
②当期経常外増減額	0 千円	0 千円	0 千円
③当期一般正味財産増減額	△ 33,006 千円	△ 6,704 千円	△ 3,723 千円
④一般正味財産期末残高	336,962 千円	330,258 千円	326,536 千円
⑤指定正味財産期末残高	102,000 千円	101,760 千円	101,280 千円
⑥正味財産期末残高	438,962 千円	432,018 千円	427,816 千円
⑦長期借入金残高	0 千円	0 千円	0 千円

◆市の財政的関与

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①市からの補助金	204,107 千円	211,280 千円	201,357 千円
②市からの委託料(指定管理料含む)	1,252,059 千円	1,255,347 千円	1,311,619 千円
③市に対する収入依存度	90.59 %	89.05 %	86.69 %
④市からの借入金	0 千円	0 千円	0 千円
⑤市からの債務保証に係る債務残高	0 千円	0 千円	0 千円
⑥市からの損失補償に係る債務残高	0 千円	0 千円	0 千円

◆主要事業一覧及び概要

事業名	事業概要	令和6年度事業費
施設管理運営事業	指定管理者として宮城県・仙台市のスポーツ施設の管理運営（10協定17施設）	1,351,447 千円
スポーツ振興事業	令和6年度実績 12施設主催 451事業 参加者数 166,089人	81,673 千円
大会運営等事業	令和6年度実績 事業課主催 6事業 参加者数 15,898人 スポーツ大会開催・派遣等助成 89件	6,268 千円
情報収集提供事業	河北ウィークリー記事掲載（年16回 約41万部）事業団HP、各施設HP	2,553 千円
マイタウンスポーツ活動推進事業	学区民体育振興会や地域団体が主催するスポーツイベントの開催助成、マイタウンスポーツデー開催	6,357 千円
スポーツコミッション事業	スポーツイベントの誘致及び開催支援、スポーツシンポジウム、セミナー等の開催、「せんだいボランティアステーション」運用	7,774 千円
施設管理受託事業	指定管理者間（民間企業含む）の運営管理、修繕及び利用に係る調整業務並びに広報の実施等	88,003 千円

◆経営評価の総括

項目	外郭団体による総括	所管局によるコメント
1. 公益的使命・市が期待する役割への対応	施設利用者数・自主事業参加者数は前年度比で18.8%増加しており、スポーツの社会的需要・必要性は増している状況である。仙台市スポーツ推進計画の実現と課題解決のため策定した第3期経営計画（令和6年度-令和10年度）を基に、仙台市民に必要とされる事業団を目指していく。	スポーツ推進計画における目標達成に向けて、年齢や障害の有無にかかわらず、市民がそれぞれの状況に応じた運動機会を持つことができるよう、積極的に事業展開を図っていただきたい。また、スポーツによる地域コミュニティの活性化やスポーツイベント開催によるにぎわいの創出、スポーツツーリズム推進等のさらなる取り組みを期待する。
2. 業務・組織管理	令和6年度は第3期経営計画の初年度にあたり、計画の基本方針に沿って事業を展開した。また、人材育成計画（令和6年度-令和8年度）、コンプライアンス推進計画（令和6年度-令和8年度）を定め、組織力強化に努めた。今後も社会情勢の変化に対応し、市民の健康増進に寄与する組織を目指していく。	職員の年齢構成に配慮した、長期的な視点での人材育成と組織管理に努めていただきたい。また、施設利用者はもとより、市民全体から信頼される組織として、資質向上やコンプライアンス推進に向けた取り組みを、各施設と事業団本部が一丸となって着実に実施していただきたい。
3. 財務状況	令和6年度のスポーツ振興事業収益は前年比で14,840千円上昇し、雑収益は36,773千円増加した。これにより、高騰する光熱水費、人件費等に対応することができ、財務状況を健全に保つことができた。今後も自主事業による収益確保や効率的な施設運営に努め、自立安定的な経営を進めていく。	当期経常収支は赤字になっているものの、主要な財務数値によれば、財務状況は概ね安定している。今後も、自主事業の収益確保や適正な資金管理に努め、公益目的事業の実施や自立安定的な経営に取り組んでいただきたい。
4. 今後の方向性及び課題	老朽化した施設の維持保全・事業費の高騰・民間企業等との競合などの課題はあるが、関係団体と連携を密にして、仙台市スポーツ推進計画の実現に取組み、公益的使命を果たす所存である。地域スポーツの普及振興から大規模なスポーツイベントの誘致・開催まで行い、仙台市のスポーツ振興に努めていく。	今後も本市のスポーツ推進計画の目指す姿「人とまちが元気に輝き続ける-Sports City SENDAI-」の実現に向け、本市及び関係団体と密に連携し、社会の変化に柔軟に対応しながら、積極的な事業展開に努めていただきたい。

出所：外郭団体経営評価シート（令和6年度）

添付資料 6. ハーフマラソン実行委員会の決算書

仙台国際ハーフマラソン 2024 決算書

【収 入】 (単位:円)

項 目	当初予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘 要
負 担 金	69,620,000	69,620,000	0	仙台市: 60,000,000円 スポーツ振興事業団: 2,000,000円 東北放送: 6,000,000円 河北新報社: 1,620,000円
参 加 料	81,788,000	84,100,300	2,312,300	ハーフ参加料: 82,713,800円 (内訳) ・エリート: 672,600円 ・陸連登録の部: 5,376,000円 ・一般の部: 76,017,200円 ・招待等: 529,000円 ・車いすの部: 119,000円 ファミリーラン参加料: 1,348,000円 ランニングクリニック参加料: 38,500円
協 賛 金 等	26,100,000	25,655,000	▲ 445,000	東北放送取りまとめ, 実行委員会取りまとめ
HMCC 協 賛 金	3,300,000	3,481,500	181,500	ハーフマラソン参加者人数(10,550件×300円×消費税)
チャリティ寄付金	0	1,088,000	1,088,000	寄付金(仙台市児童養護施設協議会: 17件、仙台フィルハーモニー管弦楽団: 15件、障害者スポーツ協会: 2件)
雑 入	0	31,000	31,000	プログラム販売、ピブス再発行料
合 計	180,808,000	183,975,800	3,167,800	

【支 出】 (単位:円)

項 目	当初予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘 要	
招待・派遣費	旅 費	6,856,000	4,576,572	▲ 2,279,428	国内招待選手・大会関係者(交通費等) 4,136,212 円 交流大会派遣費(神戸・総社) 440,360 円
	助 成 金	2,650,000	2,286,854	▲ 363,146	国内招待選手 2,286,854 円 スペシャルゲストランナー(野口みずき氏) 556,854 円
	委 託 料	6,527,000	5,361,349	▲ 1,165,651	国際姉妹都市選手団等通訳業務 2,043,530 円 国際姉妹都市選手団関連旅行等業務 3,317,819 円
	消 耗 品 費	120,000	142,000	22,000	姉妹都市記念品等 142,000 円
	食 糧 費	930,000	989,174	59,174	感謝の会等 989,174 円
	雑 費	46,000	33,293	▲ 12,707	手土産、祝儀等 33,293 円
	小 計	17,129,000	13,389,242	▲ 3,739,758	
競技運営費	旅 費	114,000	112,830	▲ 1,170	日本陸連役員 大会当日視察費用 35,480 円 アンバサダー等交通費 77,350 円
	食 糧 費	827,000	776,178	▲ 50,822	大会スタッフ弁当(ファミリーラン含) 773,226 円 ランニングクリニック講師用弁当 2,952 円
	競 技 費	14,110,000	13,119,940	▲ 990,060	保険料 798,140 円 副賞・優勝カップ・メダル等 1,106,839 円 感謝状・特別表彰授与式用感謝状楯・メダル代 179,080 円 競技用消耗品 1,140,080 円 紙コップ・スポンジ・クオカード・レインコート等 2,171,086 円 宮城陸上競技協会/大会運営費 2,000,000 円 仙台市陸上競技協会/大会運営費 200,000 円 みやぎ障害者陸上競技協会/大会運営費 1,530,715 円 仙台バイク愛好会チームスタッフ交通費 100,000 円 レターバックライト(参加者事前発送対応) 3,894,000 円
	賃 借 料	3,621,000	4,336,956	715,956	競技車両リース(5台) 38,060 円 レッカー車(1台) 0 円 DATE BIKEリース 149,642 円 宮城野原総合運動場・陸上競技場利用料 141,690 円 楽天モバイルパーク宮城使用料(応接室・イーグルスラウンジ・ステージ含) 2,110,570 円 記者会見等会場使用料 847,484 円 感謝の会会場使用料 141,900 円 会議会場使用料(実行委員会総会等) 242,000 円 競技役員駐車場使用料 37,950 円 救護物品レンタル費用 158,400 円 AEDレンタル費用 0 円 IP無線機レンタル費用 345,400 円 携帯電話レンタル費用 123,860 円

【支 出】

(単位:円)

項 目	当初予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘 要		
競 技 運 営 費	委 託 料	134,661,000	140,069,296	5,408,296	表彰式等運営業務	3,124,220 円
					スペシャルアンバサダー委託(高橋尚子氏)	2,200,000 円
					プログラム挨拶文日英翻訳業務	0 円
					招待選手関連旅行等業務	5,276,582 円
					交通規制等警備業務(会場警備含)	24,591,600 円
					交通規制案内標識設置等業務	3,877,682 円
					カラーコーン設置等規制業務	3,190,000 円
					ガードパイプ撤去・再設置業務	416,900 円
					横断帯設置業務	1,250,700 円
					本庁舎吊り看板設置撤去業務	0 円
					会場設営等業務(会場ゾーニング・給水所増設暑熱対策等含)	30,560,200 円
					大会看板・ゲート製作等業務	6,548,273 円
					大会記録撮影等業務	1,191,630 円
					完走賞等製作業務(ファミリーラン参加賞含)	23,999,030 円
印刷物等製作業務	8,235,320 円					
エントリー受付・競技運営計測等業務(ファミリーラン含)	15,808,568 円					
救護ポイント対応等業務	2,690,600 円					
給水所運営等補助業務	1,277,881 円					
ホームページ管理運営業務	253,000 円					
ホームページ更新業務	2,310,000 円					
大会PR動画制作等業務	440,000 円					
ごみ廃棄処分委託業務	77,110 円					
大会特集及び広告掲載業務	2,750,000 円					
人 件 費	342,000	272,000	▲ 70,000	医師、看護師等謝礼(ファミリーラン含) 杜の都親善大使謝礼	250,000 円 22,000 円	
広 告 料	19,000	18,300	▲ 700	総合運動公園内協賛社バナー広告費等 (横断帯・のぼり旗・テレビ・ラジオ・カメラ撮影費等)	18,300 円	
小 計	153,694,000	158,705,500	5,011,500			
項 目	当初予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘 要		
事 務 局 費	事 務 費	515,000	535,341	20,341	審判登録料(市長・副市長・議長)	15,000 円
					消耗品(手提げ袋・封筒・トナー等)・宅配料・収入印紙代	520,341 円
	手 数 料	4,599,000	5,769,895	1,170,895	振込手数料等	100,395 円
					日本陸上競技連盟/後援名義使用料	1,100,000 円
					HMCC参加料	3,481,500 円
					チャリティ寄付金(寄付先団体へ支出)	1,088,000 円
	賃 借 料	1,090,000	1,170,660	80,660	倉庫借上料	891,000 円
					HP専用レンタルサーバー(ドメイン・使用料含む)等 タクシー代等	187,660 円 92,000 円
	旅 費	300,000	393,340	93,340	事務局員出張費	393,340 円
	会 議 費	225,000	166,540	▲ 58,460	情報交換会経費(招待選手監督等)、お茶代(会議等)	166,540 円
通 信 費	500,000	748,016	248,016	切手等	748,016 円	
報 酬 費	0	440,000	440,000	消費税申告業務	440,000 円	
雑 費	30,000	25,726	▲ 4,274	手土産(協賛御礼等)、祝儀等	25,726 円	
小 計	7,259,000	9,249,518	1,990,518			
項 目	当初予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘 要		
イ ベ ン ト 運 営 費	運 営 費	2,726,000	2,631,540	▲ 94,460	会場付近(陸上競技場等)イベント【スタンブラリー】	649,770 円
					仙台国際ハーフマラソン映像伝送・配信業務(富士通) ランナー応援沿道イベント企画運営業務 関連イベント保険料	999,900 円 911,130 円 70,740 円
小 計	2,726,000	2,631,540	▲ 94,460			
合 計	180,808,000	183,975,800	3,167,800			

収入額 183,975,800円 - 支出額 183,975,800円 = 収支差額 0 円

出所：令和6年9月期決算書（ハーフマラソン実行委員会）